

殊に奉蒙寵命且過日於御小座敷拜謁被仰付候節委細奉陳述御熟考可被爲遊との御事被仰聞候折柄賊兵既に塞り候て今日未だ方向も不相立候次第黙々罷在候ては不相濟不顧忌諱奉建白候僭越の罪萬所不免奉待斧鉞の時候誠恐誠惶昧死再拜

野村 靖之助

(野村の上書 其二)

罪餘の賤臣翻て莫大の寵遇を奉蒙未能以身殉國因循今日に至り御國難累卵の危に相迫り實以身家の所措を不知恐懼倉惶の至に不堪奉存候然處先日來俗論沸騰政府御一新の御模様奉伺追々建言等仕候處御國是の儀は更に御動搖不被爲在候に付ては建言仕候儀御採用にも可相成との御事被仰聞深く奉感銘此上は正邪の辯速に相立候様奉願日夜企望罷在候處御實行今日に至り未に一事の驗しなく時々罷出奉伺候得共更に其要領を奉拜承候事も不相成夜は日に移り日は夜に移り大敵四塞の折柄萬機留滯仕居坐ながら滅し立ながら亡び天地に

捨られ鬼神に恨まれ候て千秋の汚辱を受候様相成候事忠臣義士の痛哭流涕に所不堪に有之候伏惟に自古是を是として不能擧非を非として不能退は正氣磨滅の基に有之此間正邪曲直分明御決着被爲遊偏に御雄斷を以て屹度御處置被爲在君上をして千秋の汚辱を取せんとせし井原主水兼重淳輔輩速に嚴譴被仰付其餘俗論に阿黨せしものども夫々罪科被仰付純正無二の前田孫右衛門其外速に被召出御委任被仰付候はゞ獨り御國の幸のみならず實に神州の幸にして乍恐天朝への御忠節幕府への御信義御祖宗様への御孝道彌以御誠意千歳に貫通仕永く宗社の御大福と懇願の至に不堪奉存候卑賤の小官叨りに國家の大事を議候其罪素より不輕自今以後米鹽を絶し謹で奉待嚴譴候臣若果て一點私する所有之申上候事に候はゞ天地神明の罰決して免るゝ所にあらず偏に爲天下爲邦家速に御雄斷被仰付度懇願慨切の至に不堪奉存候誠恐誠惶頓首百拜

甲子九月

野村 靖之助 白

同日井上與四郎を以て監物守衛用掛と爲す諸隊士の不穩に備ふるなり而して井

原主水兼重淳輔等を免し前田孫右衛門山縣九右衛門渡邊内藏太村田次郎三郎天野謙吉波多野金吾中村文右衛門井上聞多渡邊伊兵衛の辭表を却く俗論正義兩派の勢力其一進一退の状見るべきなり此夕監物再び公に見ゆ十五日監物宍戸備前毛利出雲復た出でず而して政務員等皆政事堂に列せり此日吉富藤兵衛に與ふるに士籍を以てし祿額十五石五斗を給す郷校費糶夷費巨額を獻せしを以てなり十六日監物二公に見へ岩國に歸らんと請ふ十七日世子監物を訪ひ暫く之れを留む同日急に諸士の支藩と岩國とに赴くを禁じ更に人を一ノ坂口宮野口吉敷峠に派し以て通行者を檢せしむ蓋し監物の歸國を請ふは其意見の行はれざるを虞りてなるべく而して諸士の出入を禁ずるは俗論黨の氣焰を殺かんが爲めなり同日又山縣九右衛門の用談役を罷め玉木文之進を以て之れに代へ大和國之助の直目附を免す十九日監物公に見ゆ毛利能登加判役と爲る能登は伊勢とすべかりしも病を以て後諸隊更に書を上て情を陳す曰く共能登は伊勢とすべかりしも病を以て後諸隊更に書を上て情を陳す曰く此命を拜

本月六日同八日同十二日及野村靖之助より以上四通の建白孰れも御國是御確定尙又廟堂御一新の儀利害得失區々の微衷申上候處一々御採用可被爲在

段被仰聞一統感涙罷在候不日御實行の擧をのみ相待最早二十日の餘に及び申候御國家御重大の事故素より御丁寧反覆申上候迄も無御座候就中監物様御出府被遊候に付ては是非善惡ともに御參謀可被爲在候得共御英斷の外有之間敷と奉存候元來一昨年來朝廷の御基本海内の形勢愚夫愚婦迄も傳承仕御兩殿様の御趣意奉體し罷在候様奉考候當今天下を擧て愚考仕候に實に一大強國と奉存候何となれば二百餘年偷安の風習難去徒らに夷蠻の術中に陥り候折柄御兩國に於ては既に昨年攘夷御手始被遊候よりして士民何となく死地に入申候節角死地に入候士民を以彼偷安の敵國懼るゝに足者聊無御座先達ても建白仕候通乍恐御踟躕無之様肝要奉存候箇様再三申上壯年血氣にして徒らに好戰候様思召の程も奉恐入候得共幕府多年の暴政萬民塗炭の苦しみ終に天朝蔑如の極素より被遊御洞察不被爲忍儀よりして御祖宗様以來御宿志今日に至り御奮發被爲在候事故今更御踟躕被遊候様にては却て御忠孝へ被爲拘候様有御座間敷哉と一統愚考仕候不顧忌諱再應申上候も實に奉恐入候得共只管御功業之御成

否奉伺度悲泣之餘區々微衷建白仕誠恐誠惶頓首

甲子九月

奇兵隊中  
膺懲隊中  
集義隊中  
御楯隊中

二十日監物二公に見ゆ同日讃岐守山口に来る二十九日淡路守も亦山口に来る公の使を遣はし三支藩侯を招く故なり長府侯は病ありて終に來らず是れより先き長府侯書を本藩に致して幕軍に對するの處置を問ふ曰く

- 一王師追討被差向候杯の風説御座候處萬一右様の次第立行候節は王師の儀に付恭順を盡し争鬪不致心得罷在候
- 一夜襲或は突如兵を向候節は王師の譯にて無之不及是非打向ひ候心得に御座候
- 一若彼より何の掛り無之差向候ても辯解致し候間合有之候へば可及其取計覺

悟御座候

- 一馬關彦島御出張の場所は御辯解宗藩總奉行より御取計可有御座哉
- 一彦島農兵萩野隊より三百人預り度段御乞合も御座候へども長府より農兵頭差添指揮爲致候
- 一萬事御所置振長府へ御知せ被下度奉存候
- 右之廉々於御宗藩者如何之御所置に御座候哉此段奉伺候

八月

後ち又意見書を上る曰く

京師變動に付ては先般八木隼雄を以御書取被仰越候儀は奉畏候深奉御旨謹で下知可仕候然處右邊之儀に付ては御國論之儀林仲介を以御伺申上候處勿紙を以御差圖被成下彌御決議と奉窺候處追々於山口表も紛々の議論有之兩端御一定不被爲在哉に傳承仕候如何様臣子之至情銘々之見込を以て奉申上候儀に付御爲不宜儀は決して有御座間敷候へども彼是御不決定の内追討師九月十日の期

限も過去幸ひ今日迄無事に候へども萬一急變御座候時は乍恐如何御處置被爲  
 在候哉深奉掛念候借御武備之儀は治亂一揆の御事にて今般京師變動追討師來  
 討の爲に改めて相設候儀には無之是迄獨立攘夷の御國柄今更御疑惑も被爲在間  
 敷御實備被爲在候社素より天朝へ御奉公の御旨と奉存候猶又先達天幕へも御  
 歎願書被差出列藩へも御周旋御頼に相成猶御國內も厚御慎み御下知被仰出候  
 儀は全御恭順の御實行に可有御座候實に御兩國の御危難旦夕に相迫り一日を  
 千日にも難換折柄議論未決何と無く人心不穩趣有之片時も難被捨置御場合と  
 奉愚考候就中此節御慎中にも被爲在候へば自然於御國內騷擾の儀出來候ては  
 公聽は素より他見も如何可有御座哉却て御恭順の御趣旨にも相當申間敷と深  
 掛念罷在候何分とも御鎮撫方第一の御事と奉存候此段罷出御直に可申上筈に  
 御座候へども病蓐に罷在無餘儀書付を以御窺申上候何卒御國論急速御確定被  
 爲在候様奉待候以上

二十一日世子監物を訪ふ時に監物亦出で、世子に見へんとし相逢はず夜二公監

物を訪はんと欲して果さず二十二日監物二公に見へ兼て當役に面し萩より來集  
 せる壯士不穩の事あらんとし纔に説諭して之れを鎮靜せりとの事を告ぐ當役行  
 て特に其勞を謝す是れより先き諸隊の建白頻りに急に俗論派の氣勢一變せんと  
 するの狀あるや萩の壯士等大に憤り百餘人群を成して山口に迫らんとす目附村  
 尾治兵衛を萩に遣はし城代毛利將監と謀り鎮撫せしむ果さず壯士等終に山口に  
 入て監物に迫る監物因て慰諭する所ありしなり時に俗論派の監物に頼て其志を  
 達せんと欲するもの氣勢復た俄に加はる同日去年一たび政務座に併せし所の遠  
 近方を再置し中島市郎兵衛を以て之れに任ず是れ實に俗論派の計畫に係る職制  
 復舊の第一着手たり同夜井原主計横濱より山口に歸着す二十三日毛利伊勢を以  
 て月番當役と爲す俗論派の推薦に出るなり二十五日麻田公輔の追討應接事務擔  
 任を罷め檜崎彌八郎中村文右衛門を以て之れに代へ玉木文之進山田宇右衛門を  
 して副たらしむ公輔病あるを以てなり同日公當役政務員を召し大に國事を議す  
 此時に方り政府の議次第に恭順の一面に傾き藩政の施設亦事々舊形に退却せん

とするの觀あり而して俗論派の主張する所は殆んど防長二州と公父子の身世とを擧て幕命之れ待ち毛利氏の祭祀を存するを以て唯一の目的とせんとするもの、如く正義派の議論は藩廷に行はれず續々閉居の狀あり公と世子と亦實は深く之れを憂ふ世子は密書を井上聞多に賜ひ諮詢する所あり聞多大に感憤し兩公に謁して建議する所あり是日の會議は之れが爲めに開かれたるなり故に井上聞多は議席に於て純一恭順を非とし武備恭順の説を主張し盛に俗論を駁撃す薄暮議終る井上等殘務を處理し夜に入りて退く俗論黨の壯士井上を道に要して之れを刺す井上重傷を數處に負ひ殆んど死して厓に免る

(井上の談話)

十月になつてからであつたか尾張大納言が征討に來ると云ふことが出來た漸次に強くなつて來たから今度は餘程恐怖心を抱き出したそこで私を今度は政務座の役人にするに云ふことだ縣令を罷めて政務座の役人にせられた生涯何人扶持とか云ふものを貰つた其際どこまでも武備恭順と云ふ論と唯だ恭順と

云ふ論とがあつて二ツに岐れた武備恭順と云ふ方は成程京都へ兵を出して禁闕に向つて發砲したと云ふのは恐入るけれども何も朝廷に向つて弓を彎たのではない最初攘夷の勅が出で其命を奉ずれば長州は甚だ不條理なものになつたものだからどうして宜いか分からぬことになつて詰り朝廷の御意向のある所を確に伺ふと云ふ爲めには兵を以てゝなければ出られぬ故にあゝ云ふ騒動に至つたのである就てはどこまでも決して朝廷へ弓を彎たのでない一時の兵隊の失錯よりして發砲したと云ふのは恐入けれども防長二州の土地を削るとか或は兩君公の體へ傷が付くと云ふやうなことになれば朝廷の方ではない幕府の方と戦つて斃れるまでやると云ふ是れが武備恭順又唯恭順だけの方になると攘夷と云ふことは今までは行けるものと思つて居つたが到底やれぬ且つ京都では一敗して其上石州口の方からも藝州口の方からも馬關の方からも日本中の兵を引受けては防長の存亡は火を賭るより明かである故に此所では切ては毛利家の社稷を存するのが藩祖元就公へ盡すのである就ては御兩殿様

は割腹なされても宜いそれから十萬石も存して貰つて且つ幕府の血統を貰ひ受け社稷を立てやう斯う云ふのだ是れは唯だ謝罪の手段で御兩殿様は割腹か隠居すればそれで宜い十萬石でも存しさへすればそれで致方がないと云ふ趣意だ其の論が大分起つて來たそしてどうも君側の方へ何かから這入つて行くか分らぬが段々に人が變つて俗論の方の勢力が一日は一日と廣くなつて君側は殆んど俗論になつて仕舞つたそれから其の時政府の役人は大體皆な謹慎を言ひ付けられた私が僅た一人は謹慎を言付けられて居らぬそれから俗論の方でも井上は戦争の嫌ひな奴だと云ふやうな話だらう併しどんなことをしても謹慎を言付けられんければならぬのであるがさう云ふ意味であつたか其の中に這入らぬ併し左様の形勢となつては何をしやうと云ふても仕様がなから打捨て置いてどうなるか見て居るが宜いと思ふから私は少しも政府の方へも出ず黙つて居つた所で段々俗論家の方が盛になつて來たをうして居ると何か君側の者が酷ひ事を言出したので元徳公が一日此手紙を書いて正木退藏と云ふ者に

持たせて御遣はしになつた正木は近年布哇の領事をした男でそれが當時君側に小性をして居つた公の書面を持って來ると云ふやうなことは中々出來ぬのだが餘程竊に持て來た

朝廷今日之御衰運痛哭に不堪也多年之微衷何日に貫候半哉と苦慮此事に候汝可思之

之れを見て非常に感じたと云ふものは世子ももう自分は何時俗論の手に陥つて割腹させられるか分らぬのだが朝廷の事を斯くまで思つてござるか知らぬそれでは我輩も己れの盡しやうが足らぬ此分では措かれぬと云ふ感じが此れから起つたのだ此の際には伊藤は井原主計と云ふ人に隨て横濱へ償金の談判をしに行て居つたそれで九月の二十三日と云ふ日に進で君公に拜謁をしてどうなさる御積りでありまするか俗論の言ふ所は斯く々々の次第でありますそれで君公の御安心がつけば致方がないもう最初から君公は國を焦土になさつても仕方がないと云ふ御議論であつたからそれも仕方がないが一體和議をなさ

らうと云ふ思召は何方から起つたかと云ふと和議をして置いて幕府の方に當つて斃れて已むと云ふことが主になつて居るとつちになさる御積りであるか君公の御深意のある所に依て私等は身命を擲つて働きませうと云ふた所が無論自分は決して前の和議の時から精神は一步も緩んでは居らぬ又自分が廻りに居る政府の人に謹慎を言付けたりするのは自分の本意ではない奈何せん無理に迫つて肯かぬと云ふても致方がないので今日此の有様に流れて來て居るがどこまでも和議の時の精神を貫きたいのであると云ふそんなら宜しうございませうが此の儘にして御置きなまつては不可んから兎も角も謹慎を言ひ付けたる者を皆な御解きなさいさうして家老などを皆な御集めなまつた所で御前會議を御開きなさいさうして愈々武備恭順と云ふことに根據を固めて置いて然る上に丁度其の時に諸末家が岩國までも皆な出て居るから御末家方を御集めなさい御末家の家老なども集めて政事堂の人も皆な集まつて此論を固めて其の方に向つて行くより仕方がない併ながら今俗論家と云ふ者が山口の町に圓龍

寺と云ふ寺があるそれに先鋒隊みたやうなものが集まつて居る又常榮寺と云ふ寺にも集まつて居る諸所に屯集して居るそれ等の俗論の者を抑へるにはどうするかそれは私が曾て小郡を防禦しやうと云ふ時に貰つた第四大隊がおりますから私に暫く任せて置いて下さい事に因ると干戈を動かすかも知れぬがそれだけは何卒御許し下さらんければ何にも出来ぬからそれはどうするか夜討をかけます其の上で仕事をせぬ以上は不可ん唯々斯うだと話をしても效能を持ちませぬから此所で諸氏の謹慎を解くと云ふ書付を下さいますが宜しいと云ふので其の書付を貰ふて尤も此の話は極く秘密にと云ふことにしてさうして二十四日に當時慎を蒙つて居る者等の所を歩行いて廣澤あたりであつたらう渡邊だの大津四郎左衛門等で山田宇右衛門は謹慎を言ひ付けられて居なかつたらう極く穩かな人であつたからさう云ふ人に皆な御許しがあるから出よと云ふて二十四日にそれ々々話を付けて置いて二十五日の朝十時頃に御前會議を開くと云ふことでそれから其時の當職と云ふものは穴戸何とか云ふた備

前であつたか是れは前から私共懇意でもあつたから其所へ行て斯う云ふ事では仕方がない私が斯様にしたから貴臺も十分に御遣りなさい私が全體の利害得失を明朝述るからと云ふことであつた所で圓龍寺や何か居る者はどうするかと非常に怖がつて聞くから實は言はぬ積りであつたけれどもそれは私の方寸の中にあると云ふた方寸の中と云ふのは何かと云ふから此の人なら言ふても宜からうと思つて夜討をかけると云ふ話をした是が漏泄の元であつたそれで二十五日の朝十時頃から御前會議が開かれた

(吉富の談話)

此時井上聞多君小郡裁判の御代官役より御政務座兼任なりし井上家は三條公の御座所の爲御借上げに相成居伯の令兄五郎三郎井上家族は不殘近邊の野上周伯と言ふ醫師の宅へ轉居せられ聞多君は井上家二男の身幼年の頃萩の志道家へ養子に行かれ後故あり井上家へ歸籍せらる井上家借宅にて手狭に由り聞多君は私方末家吉富助二郎と申者の方なる部屋へ住居せられ日夜時勢談の爲

め相往來する時なれば私は政府へ禮廻りの朝聞多君の居所へ至り云々の事を相話し折柄井上氏の曰く今日は御前會議あり余も出勤すべし然るに世子公より小性を以て此書を下賜せらる目下の御國難中にも拘はらず兩君上は未だ朝廷の事に寢食を忘れ玉ふ一體御家老職及び政府の人々も聞多が視る所にては甚だ聞えぬ處置も尠なからず今日こそは宍戸備前殿を始め忌諱憚からず散々に腹の減る程言はんと欲すとの物語りに由り士族の俗論黨と唱る人々兼て政府の處置を懼ばざる黨派京師變動より得たり賢しと沸騰し萩より山口へは八百餘人も來り今日の御前會議も傍聽する由なれば此際激論は火に石炭油を注ぐも同様なれば害あるも益はなかるべし素より忠告するは可なるも御前會議に於てするは宜しからず窃に御處置なされたし若し例に依り因循にて果さざれば其手段あるならずやと大に井上君を諫めました伯の性質忠孝に臨では極めて切なる氣質故中々思ひ止まるの色なく乍去注意の處は充分注意すべし兎に角歸り掛け必ず立寄るべし今日御前會議の模様も相話すべしとて相



分れ私は御禮廻りを濟し夜八時過歸路に向ひたるに山口町字讚井町眞宗圓龍寺門前の左右未だ寢時ならざるに戸を鎖し尤寂然たる景況なりき然れども途中に於て井上君遭難ありしとは夢にも思はざりし今朝の約あるを以て則ち井上氏の宿屋へ立寄りしに女中仰天顔にて旦那は途中にて御怪我ありしとかにて只今俵駕籠にて御本家井上家へ舁付しと取沙汰せり君には旦那に御逢ならずやと狼狽の體簡一制して曰く夫れは何かの間違ならん余只今市街通歸たるに何事もなし併只今まで歸りなきは甚不審本宅の方へ立寄られしも難計我れ是れより行き見るべしと令兄井上五郎三郎氏の居所に至りしに豈料らんや俵駕籠にて刀症數ヶ所血汐に染たる儘舁付たる處にて纔かに息あり精神恍惚頻に呼返せしに漸く心付私を見て刀を指し苫布故早く咽を突き吳かしの手眞似をせらる當時は帶刀の時なりし故なり私は獨言して假令如何程苦しくも治療を施さざる可らずと言ひしに井上氏手を振て又前の如く手眞似をせらるゝにも拘はらず奥座敷上へ舁入させ北堂君此體を見られなば悲歎一層ならんを

慮り誰人も一と間へ入れず直に三條公の御付たりし醫師所郁太郎長野昌英日野宗春三名へ書を飛し呼寄治療を乞しに症處の大なるに驚き長野日野は手を下さず流石に所氏下げ緒を禪となし治療中斃れらるゝも可なりとの事ならば手を下すべし足下手傳あるやとの事に付生死命なり充分の治療を乞ふと夫よりの私と所氏は血に染み夜二時過迄に五十針を縫ひ縋帶の掃除をなし治療畢りしは鶏鳴頃なり井上氏の政事堂より歸りを待受け不意に狼籍に及びしは前に申したる萩地より來れる八百餘人の内三百七十餘人則ち圓龍寺に屯住し居たる内の五六名にて井上氏御前會議にて激論に至られしより如此の舉動に及びしと見へたり

此夜深更麻田公輔其寓處に自刃す吉富藤兵衛(後ち簡一)の家を寓處とし居たりの公輔曩きに山口に歸り閉居出でず死を謀て家人の抑止する所と爲る既にして時事の日に非なるを憂へ又已れ久しく國事の重きに任じながら遂に今日あるを致せしを感憤し衷情堪ふる能はず且つ遂に奉公の機なきを思ひしものゝ如く遺書一篇を公に上り終に死せ

しなり時に年四十二秋良教之助の談話に曰く嘗て麻田の心事切迫の状あるを聞き其寓を訪ひ慰藉爲に出づべからず願くは自愛して善後の策を講せんことを麻田曰く事に當るもの蹉躓すれば即ち死すべし否らざれば何を以て後進を激勵するを得んや前者一死國に殉すれば後者必ず奮激其業を繼承するものあらんと意色甚だ決す予其志の翻へすべからざるを知らしむ猶ほ懇々慰藉して去る蓋し麻田は中村佐久間等が變に死する能はざりしを深く慨したるものゝ如くなりし

(遺書)

申上置候事

私儀再生之鴻恩に浴候身分として識力不足從來心掛候御奉公之心事一も不相達却て不忠とのみ相成隨て孝をも節義をも失ひ天地之間に身を置く處無之深く奉恐入候御國事萬端監物様へ御托し被遊候由乍蔭承之難有次第に奉存上候乍爾私には一身之公義不相立絶食待命候心得に御座候處慈愛之至情不得止第一君臣之大義終身之一大事と奉存如此相愼罷在候然處御忠節御信義御孝道今日に到り如何と苦心之餘り自訴候も御免に相成候はゞ最後の御奉公と奉考其儀をも不得今更御奉公之廉目不相立甚以奉恐入死後の餘罪消處無御座候得共精神を天地之間に残し候て成共可奉酬浩恩候間心事御憐恕被成下候様奉願候

依之申上候以上

甲子九月念五

(兼重氏の談話)

麻田は山口に歸りましたけれども一向政府へは出られませぬから公には頻りに御呼なされて公輔は未だ出ぬかといふ御待兼のやうで所が右の通り自分で罪を引いて私の不届故に斯様なことになりましたから私を極刑にして呉れと言つてかゞんでどうしても出ませぬ夫れから始めて政府へ出られましたのが九月十四五日頃でございませう何でも十五日位かと思ひます其時は山口の政事堂に日々公御父子様には御出でなさつて毎日何か會議を仰付られる位に誠に煩雜の時分でございませう山口の政事堂は眞の假政事堂で誠に粗末ではございませう後河原の御茶屋の長屋を一間毎に打抜きまして廣い座敷にしまして其二階が政事堂になつて居ります其日にも公輔を頻りに御呼出になりましたけれども出ぬといふことでありました其會議も濟みまして私は其政事堂の

二階の梯子段を下りて見ますれば梯子段の下が一と間ありまして其所が政府の面々の休息所でありました此梯子段を下つて見ますと梯子段の下に公輔が茫然として坐して居りました私は貴様は折角君公の御待兼ちや何して出ぬかはや御會議も濟んだから何でも申上げることがあるなら申上げよと云つた所が打萎ほれてどうも是れまで出て來たがどの顔を以て君公御父子様に御目通りがなるものかといふて打萎れて政事堂に出やうとも言ひませぬまあさういふことは言はぬがよい折角頻りに私に御尋で公輔は何で出ぬかと御父子様も待兼ねて御居でだから夫れでは濟まぬからと言つて直様梯子段を上つて參りましたがはや兩公は御引取りになる所でありまして御休息の所に歸つて御出なさるゝから御小姓を以てちよつと御待ち下さい今麻田公輔が出ましたといふことを御小姓が申上げに行きました私はさういつて下へさがりました所が御小姓が公輔今御前に出よといふことでありました公輔は又歎息をして梯子を上りまして御前に出ました出た以後のことは其所に居りませぬから存じま

せぬが定めて厚く御説諭のあつた次第でありませう其時ははや會議も濟みまして皆引取りました後でありますから誰も居りませぬつと御前の御用が濟んで公輔が下りて來ましたから是れから歸りは同道しやう貴様直ぐ歸るか直ぐ歸ると言ひまするし私も公輔の宿も山口から一里ばかり下の矢原でございませうから一つ方角に下りますから同道せうといふて同道して御茶屋を出まして丁度後河原に出ました所がちよつと一口物を言ふて來る所があるから貴様一と足先きに歸へれおつつけ追付くから徐々先きに歸れといふて又私は町通りを歸ります公輔は中河原の河端を下りましてございませう夫れからまた公輔と出合しましたヤア早かつた是れから同道しやうといふて又同道しましたどうも同道して種々の話も致しましたけれども誠に愁然として打萎れて何や彼や私は種々慰める積りで色々世上話等も致しました夫れからつと町を通り過ぎました所がはや日は暮方になりました町外れの所は例の大曲りと申しまして少し田の間を通ります其田の間を通ります所へ出ました所が謂はゆる

十四五日のことでありましたからずつと東の方の山の上から満月がさして來ました公輔も月を見ましてア、今夜は良い月だのう昔は月を見れば面白かつたがどうもならぬ月を見れば悲みとなり山を見れば悲みとなると申して圖らず歎息を發しましたことがございませうも餘程憂ひて居りました次第は夫でも分ります

(吉富氏の談話)

元治元子九月五六日と覺ゆ自裁せられ懸けしを細君之れを止められ私は其後二里計ある小郡と申す處の親類に參り居りしが細君よりの密使來りし故に直に歸り此事は知らぬ顔にて種々時勢談をなし時正に鷄聲を告ぐるに由り人の業たる死は易し生は難し今日の事態如何程切迫に精神を勞せらるゝも京師變動及馬關攘夷一時和議等一時名義の汚點と雖ども是又出來たる上は致方なし今日の御國難を雪がんには幕兵無法に四境へ攻入る時は條理明白に君上の思召を訴へ若し彼れ暴を施すに至れば我れ國內忠義の士不少又諸隊正義を守る

死士あり之れと力を戮せ幕の烏合兵に向ひ戦はんは何の難き事かある只管此處にて御迫りは忠も却て愚に陥るの恐れなしとせず又忠孝兩全は素より不可望とは言へ眼前七十餘の北堂君及御妻子の事も思はるべし兎に角明日是れへ對する御返書を願ふとの意に認め一書を麻翁へ出し互に別れて一眠し翌朝昨夜の御答如何と申せし處翁も前夜屠腹に至らんとせし事を野生承知せしと察せられ胸襟を開らき如何にも死は易し生は難しの忠告尤なれど從來公武御合體の御周旋より尊攘御大義を被爲立君上の思召を受け政府に在つて事を執り終に如此御國難を醸し公輔は再生の御高恩を受け居る身分實以臣子の分として目下の國情如何に思ひ返すも死を以て君上へ奉謝候外道なしと餘を顧るの隙なく乍爾事に預りたる政府の者と外御家來中とは職自ら別あり一般國內士民は一應の恭順を盡し君上の京師變動に一切御關係なき條理を幕の間罪使へ辯解するも彼れ暴威を逞くし君上へ迫るの形跡あらば御兩殿様を奉し潔く幕兵と雌雄を決し御正義を相輝す事を力めざるべからず人は可死時に死せざれ

ば却て耻しめを受く茲の道理を聞分吳かし我が子庄金二人も亦幼年萩明倫館に在つて就學中の身是等の事を相話す年ならず所謂佛氏の因縁と言ふが如きか山口へ來りし後大に厄介になり内外となく父子の如く相語らひたる中故我が心中を不殘打出し示談すとて落涙せらる私は一層悲に堪ず條理は凜然武士たるの志操は感概止むなきも此人を失ふは二州の言ふ可らざる不幸如何にもして存生せしめ度と思ひ物には理外の理と言ふ事もあれば餘り切に過ぐるは精神病との外評も難免死すると極めたる上は何時も死に就かるべし早計は取ざる所なりと細君と謀り刃物等不殘始末し日々麻翁を諫めて十四五日を送りしが翁の心事倍々切迫我れは先般岩國へ至り監物様へ拜顔せし時に已に何時も公輔の首級は差出すべしと申し置きたり京師變動の事は三大夫以下難を其身に受け君上の御冤罪を訴さる可らず又公輔等は從來政府に在りたる身なれば此御國難を身に受け死を以て君恩に報ふべきは當然の勤め死は一つなり武士は割腹を常とすれど刃物を隠したれば食を斷じ死して君上へ申譯を爲す

べしと存生の心なし因之萬一の事ありては翁の二子庄三郎氏金槌氏及令兄たる兒玉翁へも簡一が心事立たずと麻翁近日の切迫なる事情を縷々相認め庄金兩子一同山口御出可なりと態飛脚を萩住の兒玉傳兵衛氏へ差越たるは同九月二十三日なり同二十五日兒玉氏庄三郎金槌の二子と萩より來られ<sup>中</sup>略歸宅し見れば兒玉翁來られ私方止宿致され庄金御兄弟は麻田翁の方に寐られた事を兒玉氏より承知し今晚井上氏途中にて不慮の事あり其始末を付け只今歸りたる處にて非常に勞かれ居れば何事も明日に讓るべしと兒玉翁へ大略を話し寢處に入り枕を當たる處麻田家に居るおみよと云ふ下女外より私の枕元の格子も碎けよと打叩く且那大變で御座ります早く御出下されと九死一生の聲なりし故麻翁の自裁と考へず井上氏を斃せし狼藉人麻田へ踏込たる事と考へ枕元の刀を引抜き格子を蹴破り麻田へ至り翁の居間へ到り見れど翁居合せられず如何と尋ねれば畑の方へ出られしとの事故直に跡を行き見れば已に短刀にて笛を立派に搔切られ刀は二間程向ふに飛居り翁私を見て何か言を發せられしに

其言聞取れず直に瞑目に至られたり屠腹に及ばれざりしは隠し居たる刃物如何にして取出されしか家内寝静りたるを見て居間にて自裁の覺悟なりしも前より毎夜細君氣を付られ此體を見て止られみよ女を以て私へ報知あり夫故翁は小用に行かれ同じく細君付添はれ果されず不得止畑へ運動する迎出られ後ろに始終細君付添はれし故立ながら咽喉を刎切られ如此に至れり嗚呼一室には七十餘の北堂君あり又一室には幼少の男女四子の寢貌を見細君と密議し孝道及び我が子の慈愛を去り忠の爲に従容死に就くの大丈夫山口藩中に其人ありと知られたる流石は周布政之助氏なり翁は若年村田四郎左衛門翁に愛せられ同翁周布氏を抜て政府へ入れ人に語られて曰く政之助こそ二州の政事を司るものなれと村田翁の眼力亦驚くべし當時今の周布公平氏は甫て十三令兄の庄三郎氏は十六なりき茲に又驚くべきは麻翁の死骸畑中より居間へ竊に取歸りしに北堂君簡一に面會したしとの事故居間に至れば公輔は立派に自裁を遂げしか何事も私しに心置かず宣布頼むとの一言には私も北堂君の心中を推計

り面を得上げず涙に咽びたり翁を如此忠孝節義の心に富ましめしは全く寡婦の身にて幼年中翁に尤薰陶嚴密實に孟母の氣ありし御老母の由如何にも七十の老に一滴の涙なく公輔は立派に死せしかとの一言は尋常の人の母たる者の出來ざる所と今に於て簡一は北堂の一言耳に残り居れり自裁後机の上を見れば君上への上書及び庄金二子甥杉氏私への遺書相殘しあり簡一への遺書は曩に九月五六日始て自裁の擧ありしを止め死は易し生は難しと長々一書を認め翁の回答を乞ふとの手紙と一同封し上紙に死易生難と書てありました井上既に刺さるゝの翌日伊藤俊輔横濱より歸て山口に到る亦或は不虞の事あらんとせり瀕死の井上に勧められ去て馬關に赴く藩政府之れに力士隊を與へ警衛に充て危嶮限りなきの中に於て専ら外國人應接の事に任せしむ

(伊藤の談話)

軍艦に乗て馬關に歸て來た處が昨夜か一昨夜周布は割腹するし昨夜井上は暗殺されたと云ふ譯だ其から直に早駕籠で飛で山口へ行て見ると俗論蜂の如く

湧て居ると云ふ有様で井上はやつと施術したと云ふ處で肩息で居つたが何でも是では己れは死ぬかも知れぬが君と己れと二人死ぬると闇の夜になるから此所に長く居つては迎も不可ん早く馬關へ歸つて呉れさうして一人は生て居らなければならぬと云ふやうな話だ云々そこで我輩は馬關なども小々危険だと云ふ處から政府の方から少し兵隊を借りて前に京都で來島に屬して居つた力士の隊がある彼等をやらうと云ふことになつてそれを貰つて三十何人か四十人も居つたらうかそれを引連れて馬關へ行た

(田北太仲山田七兵衛より山口へ申告の一節)十月九日頃なるも日缺)

一爰元夷人應接所戸田龜之助松村甲藏伊藤俊輔位之事にて應接は相調候かも不存候得とも當節は異船も日々致通船其度毎に是非應接所へ來り色々之事申候處右之人計にては輕々敷相見第一御國威も不相立事に付重役之人一人應接所へ被差出度存候日本人に候へば一應控置せ夫々之役々へ申遣候上何分之口上相聞候と申事にも相成候へども夷人之儀は右様之次第にも不參其上應接場

之體も不成候間早々御評議之程奉希候且又此節應接所を破り應接人を不殘切殺終に夷人へも取掛候様なる議論三田尻招賢閣より起り長府方にも兩三人致同意候者有之哉に相聞實に國家之大事を醸候事に付長府方は爰元より及懸合鎮靜いたし候積に御座候間浪士中尙御家來中へも馬關行之儀は嚴重被成御沙汰可被下候

二十八日當役月番の制を廢し加判中に二人の專任を置き毛利伊勢軍政國務を擔任し井原主計民政金穀を擔任す是れ俗論黨の意見に由て決する所にして江戸地方當役當職の舊觀に復せるなり後十月十八日萩に於て次の如き達あり曰く此度御政事向民政差置候段被仰出候然處役名等先前の通被仰付候上は附屬の役々取計筋の儀以前地江戸兩職座取分け被仰付候節の趣を以て所勤可被仰付との達し被仰付候事後又十一月二十日次の如き達あり曰く先達而諸役所合一に被仰付候付諸役人御役名混雜仕居候付復古の御詮議には以前へ被差戻候部も御座候得共未其儀無御座御役坐も有之候に付追々改可被仰付候尤以前へ難被差戻御役名も可有之候付其段は於下篇と詮議仕追て可奉候事と此前後に於ける諸種の復制は今略して載せず此日更に諸員の任免を行ふ亦俗論一派の意見に基くなり

目付官任

國重徳次郎

目付任

新山忠右衛門

目付官免	兼常	目付	山縣次郎右衛門
三田尻	湯川平馬	三田尻	天野九郎右衛門
合役免	久芳内記	合役	祖式宗助
萩手當免	田上宇平太	明倫館	田坂半左衛門
先手免	佐世吉次郎	先手	野村範助
	中谷茂十郎	先手	

藩政府既に俗論黨の有に歸し將に三大夫を嚴刑に處し以て純一恭順の意を明にせんとするの形勢あり此に於て乎諸隊此日復た書を上りて大に其不可なる所以を陳す蓋し諸隊は常に外恭順を装ひ内充實を謀り機に乗じて以て國運の挽回を謀らんとす其俗論黨政府と相容れざる知るべきなり其文に曰く

去年八月會薩の二奸勿體なくも朝廷を奉壅塞より以來年來被爲盡候御誠意貫徹不仕日夜御寢食も不被爲安御煩慮被遊候次第臣子の情如何にも切齒悲泣の餘り不圖も當秋京師の變動に立至り御誠意貫徹不仕耳ならず終に朝敵之名をも被爲蒙且馬關も一個の攘夷と相成不得已止戰媾和の御策略に立至り候得共天朝へ御忠節幕府へ御信義御先祖様へ御孝道には尊王攘夷の御誠意不被爲盡

ては不相濟義に御座候得共二奸の益朝廷を壅塞幕威を假り朝命を矯制し種々の邪謀を以て我廟議を動搖させ人心を離間し其上にて列藩の兵を以て己が十分の慾を逞くする手段に可有之義は明々彰々と可申既に先月晦日被仰出候御直書にて御國論御確定仕居候得共三大夫之身上容易に御處置被爲遊間敷様奉存候乍恐於朝廷二奸御攘斥無之内は如何計御手を被爲盡候ても御誠意被爲霽候期は毛頭有御座間敷幾重も外御恭順内益御充實素より大割據の勢に無之ては相成申間敷依之御策略を以三大夫御救助之御處置被廻候はでは國內紛亂も難計して内益充實と申處に相叶申間敷候何則賊兵襲來の節彼家來の者共必死敵愾の氣節を以て御役に立と不立とは御國の公力に關係仕候處不容易義には有御座間敷哉是等之義私共區々言上仕候までも無御座候得共不戰して人の兵を屈するの謂にて不知々々奸賊の術中に陥り候ては死地下に瞑目不得仕殘念無窮此義篤と御熟察被爲遊候様伏て奉願候誠恐誠惶頓首々々

甲子九月



晦日清水清太郎政事堂に到ると稱し途次俄に其邑に歸て閉居す時事日に非にし  
て麻田公輔既に白刃し井上聞多凶手に傷き公父子亦將に不日萩城に退去せんと  
す清太郎蓋し深く心に感憤する所あり留りて政務に參するを欲せず故に此事あ  
り父美作爲めに書を藩政府に致して以て命を待つ

拙者悴清太郎儀今晦日不圖歸在致し候付様子相尋候處御役御斷御暇をも不申  
出押て罷歸候由何共不條理之取計振恐入氣毒千萬奉存候依之身柄差控罷居候  
此段御沙汰可被下候以上

九月晦日

清水美作

當時因州亦俗論大に起り正義派の士人殆んど幽閉の境遇に陥る此月二十八日因  
藩老臣荒尾但馬の家臣二人森川安太郎實は肥後浪士  
上野次郎吉實は姫路浪士但馬等の意を受け宮市に來り地  
方吏員に面し此狀を告ぐ使命の要は五卿の内一卿の來臨を得て説諭挽回を謀り  
併に長藩の現狀を聞くに在ることを語る因て北條新左衛門瀨兵衛改をして應接せし  
む

案するに此事記録中此他見る所なきも意ふに長藩の事情も亦前日と同じから  
ざるを以て五卿の事は自から已みしならん當時の文書左の如し

(三田尻吏員の報告書)

一筆致啓達候然者因州荒尾但馬家來森川安太郎上野次郎吉今朝宮市へ致到着  
候付兼て御沙汰之趣を以市太郎罷越及應接候處右兩人元來因藩にては無之安  
太郎は肥後藩次郎吉は姫路藩に候へ共當時脱藩因州之有志を頼み伯州黒坂に  
おゐて同居仕居候由此度罷越候次第は討罰の儀に付因州俗論沸騰にて正義の  
士幽閉同様に相成盡力の手段無之故但馬其内の内命を以五公卿の内御一卿因  
州へ申請御説得を願度所存且は御國の御決論をも承り趣に依り一人は早速罷  
歸り候はゞ表方使節被差越候儀も可有之其外入々申演度趣も有之由に御座候  
爲其如斯御座候恐惶謹言

九月二十八日

林市太郎  
湯川平馬

御政務座

各中様

(裏書指令)

御面書之趣委曲致承知候北條新左衛門へ巨細被御含爲應接宮市被差越候付御丁寧に御待遇被成置候様存候恐惶謹言

九月晦日

第二十一章 元治元年冬期の大勢

長州處分一途の朝命○幕閣の情態○尾張總督の就任承諾○大坂の軍議○正副總督の出發○吉川監物の歎願○開戰延期の幕令○總督の首級實檢○總督要求の三條件○西郷吉之助の周旋○小倉方面の情況○總督府の諸藩臣召集○廣島の會議○防長巡見使の派遣○總督府の撤兵令○毛利氏及び吉川氏への命令○稻葉永井等の東歸○正副總督の歸陣○高杉等の擧兵○武田伊賀等の西上○其降服

十月朔朝廷命を幕府に下し長州處分の急を認め外交の事は姑く之れを黙過に付するの旨を示す是れ閣老阿部豊後守入京して鎖港談判頓挫等の狀況を奏上し國事内外兩端に渉るは幕府の堪へざる所なるを以て長州處分を先きにせんことを請へるを以てなり當時幕閣統一を缺き事々動もすれば左枝右梧を免れず長州處分の擧亦甚だ緩漫の狀あり而して海内の同情は猶ほ長藩を去らず是を以て薩州

肥後久留米等排長諸藩の在京職員等隔靴搔痒の感に堪へざるものゝ如く遂に相協議して各、書を幕府に上り將軍進發の急を迫る

案するに薩藩の建議及び九月十六日西郷吉之助より大久保市藏に與へたる書翰は能く當時の事情を見るに足るを以て左に記す

(薩藩建議の要領)

長州御征伐惣督尾張大納言様へ被仰付引續き被遊御進發候段被仰出上下一同眼を覺し奉待候處尾張様干今御請之儀も無御座且御進發御日限等も未被仰出も無御座既に日を涉候處追々人心疑惑を生じ一同競ひ立候氣先き稍弛み殆失望罷在候御帷幕中之御譯柄不奉伺儀にて誠に以恐懼之至に御座候得共右様御遅引相成候ては日を迫て益異變を醸出し候儀案中之事にては無御座候哉長州人は勿論是に加擔之者共公武之御密議密々探索入置紛々之事情を窺ひ又々諸方へ信を結び不測之大害を生じ候儀差見得申候左候得ば長州を信義之國と存込候者も不少尤時之勢に依候ては其機會を見合各國之中長州を助け候内心之

國々も無之とは難申甚可憂儀に御座候乍去御處置之被遊様は如何程も可被爲在儀と奉存候へども段々増長に及び候ては實以不容易御難澁之御場合深く御遠慮被爲在度御重件と奉存候縱令尾張様惣督御受に相成御出張候ても中々天下人心居合之付候儀更に見留は無御座實に憂鬱至極此事に御座候仰き願くば一時も神速に御進發被爲在四方に御指揮被遊候は、叡慮御安堵は勿論各國感服仕天下一和致し候は實に此一舉に可有御座儀と奉存候

(西郷の書翰)

御當地之形勢は可行候鹽梅更に無之越前候去る六日御着京相成直様村田已三郎等へ引合候處非常備にて御出張相成候譯にても無之平日の御上京にては御座候得共何れ副將之命を御受候事故總督之場を御勤可被成之御事に御座候間是非征長之儀總督を不俟御出張相成候様戰は諸藩より可相勤候得共振切兼候模様被伺申候畢竟御國內之混雜も有之斷然之御策出來兼候事と奉存候然處越藩より勝安房殿へ相談致し幸關東へ下向之由に候間將軍上洛を盡力致し吳

られ候處を兩藩より頼入候ては如何か可有之哉との趣直様同意いたし吉井と  
 私下坂いたし越藩よりも兩人被差遣之直書を以て被差出候に付問掛候處幕府  
 之内情も被打明候に付承候處誠に手之附様も無之形勢と罷成候事に御座候畢  
 竟幕吏之處此度之一戰にて暴客恐縮いたし候ものは身之禍を免れ候心持にて  
 大平無事之體と相成奸威ほこり立候向と被相聞申候左候て幕吏も餘程老練い  
 たし何方に權有之とは知れぬ様にいたし成し一同して持合居候姿に御座候其  
 内にも諏訪因幡守と申者魁首と相聞へ申候色々正義を立込候得者御尤と同意  
 致し何となしに正論之者を退け候に付迎も盡力之道無之との譯に御座候然ら  
 ば奸吏を遠け候策は無之哉と問掛候處一小人を退くるには譯もなき事ながら  
 是を受繼もの無之つまり議論を立候者の倒るゝ外無之との事にて如何とも運  
 の付模様無之事に御座候此上諸藩より力を盡し候儀は有之間敷哉と今一段攻  
 掛候處是以て受繼ものあればこそ行はれもいたし可申候得共薩摩より個様之  
 議論有之候と役人へ持出候へば直様薩摩より被欺候人と申成し落し付候様子

御座候諸藩より盡力いたし候ても無益之事に相成との説にていたし方無之次  
 第に御座候幸阿部閣老上坂之處にて御座候に付爲人相尋候處餘程ほめられ何  
 と歎計策を勝氏より被授候模様にも御座候一昨日京着相成候勝氏も上京之筈に  
 御座候間此機會を見合候事に御座候處私にも閣老へ申入置候間篤と談判いた  
 し候様昨夜書面を以て被申越候に付是非拜謁を願一問答いたし可申合に御座  
 候阿部其人に候はゞ諸藩より相助幕奸三四五輩は斷然勅命を以打落し候策に  
 て無之候ては迎も埒明申間敷事と相考申候(中略)乍然次第して申さば長征之  
 處第一の譯に御座候間折角促し立油斷は不致候間左様御納得可被下候昨朝は  
 肥後藩着にて面會いたし申候處肥薩之兩藩を以て長征を相願ひ勅許を得て速  
 に可打との議論有之候に付私方にては頓と諸藩之受も不宜候に付肥後さへ御  
 差はまり御座候はゞ肥後に因て如何様共可致其儀は直様御同意之段申入候處  
 段々六ヶ敷故障言出候次第に御座候是迄之肥後之状態より相考候處餘りよふ  
 過候間却て不安心之事に御座候兩藩にて引受被申儀は迎も六ヶ敷と申出候は

如何程激論を起候半早速に同意之段申出候處故障出來いたしいまだ本氣之もの歟不相分候云々

時に尾州老侯屢幕府の督促を受くるを以て其五日遂に老臣をして總督受任の意を幕閣に告げ且つ軍令狀を請はしむ六日尾張總督令を從軍の諸藩に傳へ近きものは藩主遠きものは老臣をして大坂に來集して以て軍議に列せしめ廣島を以て總督着陣の地と爲し尋て小倉を以て副總督着陣の地と爲す十一日幕府尾張總督前月の稟議に指令し概要請ふ所を是認す此れと日を同くして尾張總督從軍諸侯の參着を促し期するに十一月十一日を以てし又軍令狀の案文を具して其送致を幕府に促し豫め期するに十九日を以てす會其翌十二日幕使既に軍令狀を携へて江戸を發す十三日總督參内す同日幕府長藩の老臣を廣島に召すの命を發し目附戸川鉾三郎を廣島に遣り藝侯松平安藝守を経て之れを傳へしむ處分の旨を告知せんが爲めなり戸川十八日を以て大坂を發し二十三日廣島に着するの豫定なり當時尾張告知せんが爲めなりしも軍艦の不備より終に飛舸を以て發し十一月四日廣島に着す總督は先づ將軍の出發を聞き而して後ち兵を進めんと欲す幕府豫め其意を聞知

す是を以て十四日閣老稻葉美濃守將軍の命を尾州に傳へ將軍は先づ一戰の報に接して而して後ち進發すべきを謂ひ頻りに總督の先發を促せり十五日尾張總督京都を發して大坂に下り十八日越前副總督亦大坂に下る十九日幕使大坂に着し軍令狀を總督に交付す二十二日總督大に從軍諸藩の老臣等を城中に會し總督就任の旨を告げ諸藩の盡瘁を冀ひ軍令并に將軍の委任狀等を讀告し翌十一月十一日を以て諸軍部署地集合の期と爲し其十八日を以て進戰の期と爲す此に於て乎尾張總督の先鋒此月二十五日を以て廣島に向ひ而して越前副總督をして小倉に向ひ九州諸藩兵を統轄して以て馬關口攻撃の指揮に任せしむ十一月朔尾張總督大坂を發し十六日廣島に入る三日越前副總督海路大坂を發し豊前卯島より上陸し十一日小倉に入る總督の大坂を發するや長人七人を斬て以て殉ふ斬せられたる長人は市川孫七(三十三歳)影山勝三郎(二十四歳)栗屋又助(三十歳)吉井千代熊(二十六歳)江津由之進(三)是れよ十歳)須子吉次郎(三十歳)及び徳山藩松野頼にして皆京都變後櫻宮に於て捕へられたる者り先き同月三日吉川監物藝州を経て書を總督府に呈し暫く進戰の期を緩めんとを請ふ其夜西郷吉之助廣島を發して岩國に赴く西郷は去月二十二日大坂軍議の際薩藩を代表して建策する所あり總督之

れを納る遂に總督の委任を受け長人を以て長人を制するの策を  
取り大に吉川家に説く所あらんと欲し十一月二日廣島に着せり  
四日戸川鉾三郎廣島に着し  
十一日草津村海藏寺に到り毛利隱岐志道安房を召し處分の旨を告知す曰  
く

毛利大膳儀兼て禁入京候處陪臣福原越後を以名は歎願に托し其實強訴國司信  
濃益田右衛門介等追々差出候處以寛大仁恕雖扱之更に無悔悟之意言を左右に  
寄せ不容易意趣を合既に自ら兵端を開對禁闕發砲候條其罪不輕加之父子黒印  
之軍令條授國司信濃由全軍謀顯然候旁防長へ押寄速に可追討旨從御所被仰出  
候付總督尾張前大納言副將松平越前守奉朝廷幕府命帥諸軍長門周防へ相向可  
正其罪者也 子十月

十二日尾張總督命を藝州に下し益田以下三老臣は之れを生致せしむべきの旨を  
傳ふ時に三老臣既に自刃を命ぜられ志道安房其首級を携へ十三日二十日市に到  
り實檢に供せんことを藝侯に請ふ藝侯之れを尾州老臣成瀬隼人正に告ぐ十四日  
隼人正因て廣島國泰寺に於て首級を豫檢して之れを領收す戸川鉾三郎亦席に列

せり同日志道安房更に四參謀斬首等の旨を報す此に於て總督府邊に令を從軍の  
諸侯に傳へ以て開戰の期を緩くす曰く

毛利大膳父子事伏罪之姿も相見候付當月十八日攻懸日限之儀重て一左右相達  
候迄攻懸可被見合事

十一月十四日

尾張前大納言

(別紙)

心得書

一、毛利大膳父子山口を開き萩へ移り寺院へ蟄居致候事  
一、五卿始脱藩士一旦は三田尻へ集り尙又五卿を山口へ移し候處今度他州へ  
移座を申出候事

一、三暴臣を斬首級を指出候事

一、三暴臣參謀之輩も斬首申付候段相届候事

十六日尾張總督廣島に入り十八日三老臣の首級を國泰寺に實檢す閣老稻葉美濃

守 十月十日京都を發し 永井主水正 十月晦日京都を發し 戸川鉾三郎等席に列せり同日總督書を朝幕に上り以て狀を具し且つ攻期を緩むる所以を報ず是れより先き同月十一日越前副總督の小倉に入るや從軍諸藩の兵未だ悉く到らず船備亦未だ調はず開戦期漸く迫て戰ふ能はざるの觀あり十六日越州乃ち書を諸藩に致し之れを督促す會 開戦延期の報廣島より到る越州僅に安するを得たり十九日總督命を吉川監物に下し要むるに三條件を以てす曰く

一、三老臣の首級は請取參謀之輩斬首之儀も承届候五卿之儀も申出之通無遅引可指出候且右に付附屬之脱藩人之始末も早々可申達事

一、山口之儀は新規修築之事に付早速破却可有之事  
 一、先達て戸川鉾三郎より申渡候追討之御主意之趣に付吉川監物を以申出候謝罪之廉々は有之候得共尙大膳父子恐入之次第自判之書面を以早々可申出候

二十日總督筑前肥後久留米薩摩佐賀の五藩に命ずるに五卿の監保を以てし五卿

を長州より收受し之れを各藩に分送するの事は之れを筑前に命じ而して之れを實行するには必要に應じ五藩相謀り兵力を以て強行すべきを命ず脱藩者收受に付ては筑前にのみ 「都て便宜の處置可被有」之との命あり稍、曖昧なるを覺ふ 同時に命を副總督に下し五卿授受は處分事務外なるを以て小倉方面出陣の諸藩兵をして五藩に倣ひ動兵せしむべからざるの意を示す副總督は此命に服せず五卿收受の爲め戰鬪に至らば副將の任之れを傍觀すること能はずとの意を以て之れを語る總督答ふるに時宜に應じ更に指揮する所あるべしと云ふを以てす

五卿移轉に關しては越智小平太等が長府に至り始めて其使命を陳じたる辭令なりとして水野溪雲齋の記せる所蓋し其要を得たるに似たり因て左に録す

(水野の手記)

當月中旬より喜多岡岩國罷越居候處藝州滯陣之尾張總督より伐長之儀家老共三人の首級實檢は相濟たれ共此上防州山口新築城を毀候様且又三條公を始め大膳父子より藝州地まで送り出の旨岩國へ申來由之處吉川監物より返答には山口造立は新城と申には無之假屋形の儀に有之其様子幕府有司御檢分有之候

へば相分可申併破壊致候との儀に候へば毀ちも可致候五卿方身上送出之儀は年來御依頼之趣有之大膳父子よりも賓客とし相頼まれ候事に候へば今更送出之儀何分情義に於て忍ばざる次第何卒寛優之御處置被成下度申出候由御聞入無之再應申來候付幸ひ筑前使者喜多岡勇平罷越居候事故右之情實を以勇平より取成周旋いたし吳候様監物より相頼み候由に付直に藝州へ罷越薩州の大島吉之助へ依頼總督へ相達候處何分御許容之姿無之に付右様にては迎も折合不申候に付此節より長州家へ天幕より御預けと申に相成候は、其廉目も相立候事に付其通被成まじくやの旨致盡方候處夫も難相叶仍て五卿方の處筑前より専ら周旋を盡し引受候て九州五藩へ御預に可相成候間其趣美濃守殿へ申達致取計候様總督より左の書付兩通相渡され候付勇平儀歸國美濃守へ相達候所不聞周旋可致との政府の議論一定之上五卿方思召も可有之儀に付一應御内意伺來候様との申含にて三使罷越候且當五卿方諸隊一同長府有司へ一應申入拜謁仕度との事

當時總督府は毛利氏服罪の名を示し開戦に至らずして解兵せんと欲するの意急なり西郷吉之助薩摩を代表して最も此説を總督に進むるに力め尾藩成瀬隼人正田宮如雲等之れに和す而して其條件愈々大なれば其實行愈々難きの勢を觀て遂に前掲三條件を以て甘んずるに至りしなり廣島出張の幕吏は意に滿たざる所ありて時に異議ありしと雖ども勢ひ固より尾藩に抗争すること能はず小倉方面に於ては副總督其他肥後等總督府の意向を以て過寛と爲すもの多し故を以て西郷は總督の旨を承け往て之れを説かんとし二十一日吉井幸輔と相携て廣島を發し小倉に入り二十大に諸藩の間に幹旋論議し纔に事なきを得たり而して五卿收受は解兵の名義を示すに於て一大要件たるを以て薩筑二藩は是れより力を此に盡せり事は別章に詳なり

十九日西郷吉之助が在京小松帶刀に送れる書并に二十五日在薩大久保市藏に送れる書は其意見の在る所と當時の情態とを詳にするを以て左に録す

(小松に送る書)



(前略)扱三家老首級實檢相備參謀之四人嚴科に行ひ候儀も相濟御詫之條理も相立候事に御座候就ては此末之御處置振苦心仕候儀にて總督府は兼て御存慮之通不斷之輩故昨日も大小監察永井戸川へ得と利害得失詳に申述數月兵を曝候ては天下之費弊は勿論内輪之混雜も難計速に御決議相成候様御處置振之儀も左之通り建議仕候て申述置候事に御座候間左様御含置可被下候第一正治著者曰く伊地知之之策に隨ひ申候

一、大膳父子落飾隱居最初より末家之内にて暴舉に不組清末より家督之事

一、下之關邊十萬石削り暫時豊前筑前邊へ守衛被仰付候事

一、上之關大島は前二州へ同斷

一、吉川監物兩國平定之功にて御直勤被召出且本家心添被仰付候事

一、官軍發向之砌に山口新城屋敷破却之事

一、宮市三田尻邊長府より國替被仰付歟或は公領に被召上候事

右之ヶ條を以總督府又は大小監察へ委敷申含置候處總督方にては防國を總て

被召上候て吉川徳山等は本文之通り安堵其上萩領丈けを一往吉川領にて被下置候はゞ人心安堵之道相付可宜敷との儀に御座候就ては右邊の御處置關東へ伺の上御返答を被相待候て其上兵を解候様之儀に被成候ては決て不相濟候に付速に令を發せられ其上承伏不仕候はゞ打破可申と義を激して論じ申候處急速相運候向成立大幸之事共に御座候夫と申は吉川へ今日御達相成賦に御座候其趣は脱走之五卿を早々被差出山口之居城を取こぼち候様と之二ヶ條に御座候右を承伏仕候て落着相成候へば總督は勿論諸軍引拂ひ候賦と相成至ての仕合に御座候得と吉川邊へ相談し候處隨分出來可申向にて御座候間いづれ事成り可申と被存候に付御安堵可被成候色々之難儀實に困究仕候次第にて御苦察可被下候畢竟難事に差掛候ては要路の者人事之限を盡し其上にて名義條理相立候處にて相戰候得者遺憾も無之事にて戰て死するも謀て斃るゝと同様と相考一向に盡力仕候儀に御座候間御安心可被成候いづれ成大膳父子等の御扱は總督より關東表へ御伺相成其上にて相運可申候に付必苛酷之御所置不相成様

此御方様より被盡度若間違相成候ては一國の信義を失ひ可申事にて大きに心配仕候事に御座候いづれ尾に相成候上は右邊之處關東にて盡力之儀御下知被成下候處可奉伺候へば御含置可被下候吉川においても天下之公論を以御所置相成候上は如何に激黨相起候ても鎮靜は一手にて出來可申候得共若過激之御扱に相成候ては其意は不相調段分て申事に御座候(下略)

(大久保に送る書)

(前略)陳者長征之一條吉川邊之情態奈良原歸府詳悉御聞取被下候半其後三家老之首級御實檢も相濟參謀之徒四人斷斬に相行ひ御詫之條理も相立暫攻懸之處御猶豫と相成五卿并浮浪之輩所置を付其上如何様之罪をも可奉待段末藩迄も書付を以申出其上山口之新城破却を被命相濟候と兵を解候筋に相決し候折柄暴徒蜂起し五卿を押立暴動之様子相知れ總督府におひても區々之議論故いづれ此上は五藩へ御預と申ものに被仰出得と五卿へ説得を被命其上承引無之候へば人事を被盡候儀故其上は打破候外無之徒に其評議に日を送り寒中に兵を

さらし候儀天下之物笑と可相成誠に濟ぬ次第と事を分け理を盡し申立候處急速相運いづれ五卿浮浪之輩へは私踏込候て利害得失を論じ納得出來候様是迄は可盡と相決居候處筑前藩喜多岡勇平と申者廣島表へ參此説得は筑前藩へ御委任相成候得ば差はまりて盡力可致十に七八はやり付可申との事故早速督府へ申込是非是迄之處は人事を盡され度一體説得之處は筑藩へ御委任之處御當然之儀と建言仕候て都て申置候通相運別紙之通御達相成申候故去る二十一日晚廣島出帆仕二十三日晝時分小倉へ着仕申候自然廣島へ在陣之人數も蘆屋へ合し可申賦にて蒸氣船廣島迄差遣候手筈仕置候事共に御座候只今之處にては激黨も千人位は有之との趣に相聞得長府の方へ寄候との説も御座候へ共虚實難分小倉にては長府より歎訴副將へ申立候由と相聞れ申候萩之政府岩國徳山此三所におひては三人之首を刎候故決て激黨に與し候譯にて無之慥に暴正引分候故制し安き事に罷成申候肥後越前邊之處開城束縛と申迄不參候ては不相濟との議論頻に起居候處得と情實の次第も申述此義は戰矢盡て之極つまり

の事と申ものいまだ戦も不致候て極の手を致そふとは以の外の事右様之御見留に候はゞ速に攻懸候外無之と段々世態紛擾之處より列藩費弊之次第夫より又々官軍にも混雜到來いたし頓と征伐之御成功遂させられざる場に成立可申事歟も難計と委敷前道之處申述候處兩藩共に同意いたし小倉表におひても議論も一致相成大慶之事に御座候此上は筑藩説得之一左右相待事破れ候はゞ可打碎賦に相決候間此上は速に相運不遠兵を解き候場合に相成可申千位之激黨は一時に打破可申候に付左様御得心可被下候(下略)

二十三日總督令を從軍の諸藩に傳へ十二月五日を期し各其重臣を廣島に派せしむ長藩處分今後の事を問はんとするなり諸藩へは藩主親しく言ふ所あらんと欲するも輕隊來廣を允す副總督は方面の責重きを以て自己其地を去ることなからしむ既にして諸藩代表者齊く廣島に集り雄藩の間互に意見の交換あり其説區々自から強軟の差ありと雖ども斷然たる議論を主張し之れを貫徹せんとする者あるに非らず加ふるに薩人の論旨は事端を極處に進めずして終局を速にせんとし尾人之れに左袒せり是を以て總督は容易に其意向

を決定するを得たり要するに總督は長藩の狀況を以て解兵を決行するに支障なしとしたるなり八日總督諸藩重臣を引見し慰諭の言を下し示すに條書を以てす曰く

毛利大膳父子謝罪之儀吉川監物より遮て申出引續罪魁益田右衛門介福原越後國司信濃首級志道安房を以差出參謀之者ども一同斬首申付候段をも申出候付攻懸見合之儀諸手へ相達候事

一、御追討之御主意申渡候付監物儀罷出大膳父子之情實申述候事

一、三條實美始五人松平美濃守へ引渡候儀申渡候事

此趣奉畏此節長州において專所置運び中に候事

一、山口城破却之儀監物へ申渡候處御請仕候事

一、大膳父子謝狀之證書差出候事

益田右衛門介始暴行之一件大膳父子平常之緩せ罪科難遁依之寺院に贅居恐懼罷在何分之御沙汰奉待旨自判之證書差出候事

## 一、三末家之者よりも謝狀之證書差出候事

事態既に此の如きも總督府は尙ほ二事を行はざるべからず其一は巡見使を派して藩内の實狀を檢閲すること其二は毛利氏父子軍門謝罪の實を見ること是れなり蓋し此二事は越肥等雄藩中之れを唱道するものあればなり總督府の意は解兵に急なるを以て嚴正に厲行して事端を紛錯せしむるを欲せずと雖ども其形式は之れを踏まざるを得ず乃ち尾州老臣石河佐渡守幕府目付戸川鉾三郎を以て巡見使と爲し而して軍門謝罪の事は石河戸川萩に到るの日其館に至れば之れを以て足れりとするに決し十四日石河戸川相伴て廣島を發し十九日山口に着し二十一日萩に入り城内及び天樹院に臨み公父子蟄居の狀を視る同日世子石河の旅館に就て辭を致す石河乃ち狀を總督府に報じ諸支藩の地は豫期の巡見を寢め二十四日萩を發して廣島に歸る

## (石河等の報告)

毛利長門儀佐渡守宿陣へ罷出謝伏之次第等直々申立度旨相伺候付勝手次第仕

候様及差圖置候處今晚罷出候付私共千賀與八郎列座面會仕候處今度山口新築破却之體并當城内等見届相濟忝仕合奉存旨申述且家老益田右衛門介はじめ三人之者去七月於輩下騷擾之始末深奉恐入自判之證書を以奉申上候通全平常之緩せ罪科難遁菩提所天樹院に蟄居恐懼罷在何分之御沙汰謹て奉待候旨にて謝伏之次第申立候付御總督へ申上にて可有之旨相達置申候且大膳儀は病氣に付難罷出旨をも申立候此段申上候尙委細之儀は歸着之上申上候様可仕候

十二月二十一日

防長實見軍門謝罪の形式は之れを以て了せり而して五卿の授受未だ實行を見るに至らず是れより先き尾州總督其臣長谷川惣藏を萩に遣はし若井歙吉を小倉に遣はし計る所あらしむ其事亦將に行はれんとする狀あり二十三日總督府令を從軍の諸藩に報す曰く

三條實美始五人當月二十五日比迄に松平美濃守へ引渡候手順に運び候得共附屬之暴徒不伏之者も有之候付兵士差向及説得其次第により彼等打取實美始早

々可引渡旨大膳より相届候付爲心得相達候事

十二月二十三日

二十七日遂に諸藩に令して徹兵せしめ獨り筑前兩肥薩摩久留米五藩には適宜の兵を留めて五卿授受の終るを待たしめ二十九日に至り解兵の令を吉川監物に與へ謹慎後命を待たしむ

毛利左京

毛利淡路

毛利讚岐

吉川監物

毛利大膳家老

毛利筑前

毛利大膳父子服罪領内鎮靜異儀無之候付御追討諸軍陣拂申渡候此上長防鎮撫筋尙又厚相心得追て之御沙汰彌以謹慎相待可申候

十二月

是に於て乎閣老稻葉美濃守大目付永井主水正目付戸川絆三郎等均しく廣島を發して歸途に就く翌慶應元年正月四日に至り尾州總督亦廣島を發して東歸し其十日越前副總督小倉を發して東歸す

尾張記に依るに稻葉等東歸の際總督は顛末報告と將來の處分案とを上れり其の條項左記甲號の如し又別に家臣を江戸に遣り閣老に密申すること乙號の如し

(甲號)

一毛利大膳父子隱居被仰付薙髮永慎可被仰付事

一毛利家之儀祖先以來公武へ勤節之舊功も有之家柄の譯を以親族之内可然者

へ家名御立被成下長防之内十萬石削除其餘萩城とも被下可相成事

削地之儀は諸大名之内へ御預に可相成事

一三末家之儀は本藩御所置之釣合を以夫々相應に可被仰出事

## (乙號)

一御削地之儀當節長防之四民恭順謹慎之體を以考候ては舊來之恩信格別に相見候間多分之御削除は勿論別紙之通御座候共更に舊主を離れ候ては人心變動も難計候間矢張其儘御預に可相成方哉尙御參考之爲申上候且右削地之儀は攝海邊海岸御嚴備之料に被宛行候は、尙更格別之御儀に奉存候事

一三末家之儀本藩に準御所置可被爲在歟に候處當時鎮靜方專盡力罷在候儀に付其品を以御所置可有御座候半哉之事

一吉川監物儀宗藩鎮撫方誠實盡力致し候儀に付何等之御沙汰不被爲在方候半哉之事

大勢斯の如きなり而して長藩に在りては總督の未だ發程せざるの時に方り既に諸隊の起て俗論政府に反抗するあり局面は將に一大變態を來さんとせり

翻て關東の形勢如何を見るに常野の騷擾尙ほ酣なり會、武田伊賀等に與みし那珂港に屯在したる一群大發勢と稱すの首領榊原新左衛門其徒を率て中立黨鎮徒と稱す久木直

次郎笠井權六等の説諭に従ひ武田等に離れ十月二十三日幕軍に降服す武田等時に館山に陣す武田等榊原等の異志あるを聞き大に驚き山國喜八郎田丸稻之衛門藤田小四郎と相會し進退を議して謂ふ事此に至る復た奈何ともすべからず若かず京都に上り一橋卿に頼り衷情を陳疏し以て天裁を仰かんにはと乃ち榊原等降服の日黎明同志八百餘人館山の營を發して西上の途に上る井田平三郎朝倉源太郎等二百餘名潮來亦來り會す乃ち力めて大官道を避け道を野州に取り大澤峠を越え途中擊て水藩の追躡兵を却け黒羽藩兵を破り十一月十五日下仁田驛に着し翌日高崎藩兵を破り信州に入り十九日和田驛に着す二十日和田を發し將に下諏訪に往んとす途中松本高島二藩の兵來り拒むに遇ふ激戰して之れを破り濃州に入り十二月五日蠅干峠を越ゆ時に大雪山路峻峻行軍甚だ艱む其十一日木芽連山の嶮を踰ゆ遂に新保驛に達す是れより先き武田等西上の報京都に達するや一橋慶喜大に之を憂へ自ら征討の任に當らんことを朝廷に請ひ十二月三日征討總督として京都を發し進で大津に至る松平餘八磨其先鋒たり幕府又金澤福岡會津小

田原桑名小濱等の諸藩に令し兵を發して之を援けしむ武田等の新保驛に達するや慶喜其本營を海津に進め金澤藩兵は葉原驛に陣して武田勢に迫る而して諸藩の兵各、要地を扼す武田等相議して曰く吾輩の上京する閔牆の非なるを思ひ一橋卿に頼り以て冤枉を訴へんとするなり今や卿自ら征討總督と爲り餘八公子と共に吾輩に向ふ遺憾なき能はず然れども之に抗するは情義の許さざる所なり宜しく一橋卿に投じて衷情を陳すべしと是に於て書を金澤藩の陣營に投じて降を乞ふ一橋慶喜之れを容れ武田等を金澤藩に托す金澤藩之れを敦賀の寺院に拘囚し禮を以て之れを待つ慶喜乃ち兵を退く常野の事始めて平く

翌慶應元年正月に至り幕府金澤藩に命し武田の一黨を福井彦根小濱の三藩に交附せしむ是れより待遇頗ぶる刻薄を極めたり正月十八日田沼尊意入京し武田等の處置を議し二月二日敦賀に至る是れより罪案陸續として決し武田以下三百五十二人日を分て敦賀海濱の松原に斬に處せられ三百餘人流若くは追放に處せらる

## 第二十二章 元治元年冬期の毛利氏 (其二)

冬期の藩情○公の萩移轉○諸隊の建白○世子の萩移轉○山口の寂莫○吉川監物及び清末侯の歸邑○八木龍藏の報告書○奇兵隊の意見書○藩政府の變更○諸制の復舊○官位偏諱褫奪の幕命○尾張總督の密旨○薩筑の關係○高崎喜多岡の來岩○進軍猶豫の願書○西郷等の來岩○俘虜送還○征討命令の告知○奇兵隊等の徳地轉營○諸隊解散の命○諸隊の山口集合○其建白○五卿の同情

元治元年冬期の毛利氏は陰極りて一陽僅に來復せるものと謂ふべきなり陰極まるとは何ぞや井上聞多等の武備恭順論俄然頓挫して恭順論盛に行はれ公父子は萩に屏居し三大夫は死を賜ひ四參謀は斬に處せられ藩政府は全く俗論派の手に落ち正義派の諸士は前後皆罷められ甚しきは斬に處せられ幕軍は四境に迫り之に對する藩政府の處置は殆んど忍ぶべからざるを忍ばんとするの窮境に陥れる

是れなり一陽來復とは何ぞや諸隊の激昂に繼ぎ極月中旬に及び高杉晋作等遂に憤然俗論政府に反抗し兵を擧げて反正の大義に手を着けたる是れなり十月朔日吉川監物毛利讃岐守登館して二公に謁し當役諸員と共に事を議す公之に翌々三日を以て萩に赴かんとするの意を示す三日公萩に赴き城中に入る近年公の萩に赴く明倫館に入るを例とす此行城に入り政事堂を黒書院に置く亦諸政復舊の一端と知るべし當役宍戸備前毛利能登毛利伊勢政府員山田宇右衛門玉木文之進手廻頭相杜駿河之れに隨ふ當役井原主計毛利筑前毛利出雲浦鞆負政府員杉徳輔檜崎彌八郎中村文右衛門野村淳助等留て政務を理す山口屯せる選鋒隊の壯士等も監物の慰諭に従ひ前後皆萩に歸れり吉川監物毛利讃岐守亦公と共に萩に赴く諸隊の志士意極めて平ならず此日亦建白を上る時山直八馬島甫仙世子に謁して之れを致せり初め公の萩に赴かんとするや名を俗論鎮壓に假れり而して其實之れに反す諸隊の士是を以て此書あり其文に曰く

不顧忌諱昧死奉言上候先日御兩殿様萩表へ御出被遊候御儀素より御國是御動搖は無之彌以御確定被爲遊俗論御鎮壓の爲め御出被遊候に付諸隊とも鎮靜に

差扣罷在候様被仰聞謹て奉得其旨候然處今般政府御人選の次第乍恐如何の御事に被爲在候哉俗論御鎮壓にて無之全く俗論御用ひ被爲遊候御事御國是御動搖無之とも難申長歎悲泣の至に不堪奉存候元來此間の勢實以神州の御大事御國の存亡に係り候事にて上下一致屹度御偉業相立不申ては不相叶候御大事の次第諸沸騰仕候者共へ追々御督責被爲遊候て尙頑陋申出候はゞ其者ども先祖へ對し候ても國家を誤り候事君上へ奉對候ても不相濟尙又乍恐御兩殿様に於ても御先靈様へ御對し被爲遊宗國を誤候者ども御登用被爲在候ては不相濟況亦天下の笑を受け千歳の辱を取候のみならず天地鬼神の恨も不少臣子の至情悲憤激切の至に不堪奉存候乍併御兩殿様とも追々被仰聞候御旨も有之今般の儀深重の思召も可被爲在歟と奉存候得共右様御正義日に増し萎靡仕候様に於は諸隊一統苦思煩慮に不堪罷在候何卒追々被仰聞候通確乎不拔の御國是速に相定り國家萬古の遺憾不存候様偏に御雄斷を以て政府の者共以前の通全以御登用被爲遊俗論黨屹度嚴譴被仰付賞罰嚴明御國威四海に通徹仕候様伏て奉懇



願候誠恐誠惶頓首

甲子十月

奇 兵 隊 中

野 村 靖 之 助

案ずるに奇兵隊總督赤根武人は三田尻轉陣後久しく隊中に在らず因て此頃山縣福田等が隊中の主動者たり仍第五編に詳記す

四日世子萩に赴き淡路守徳山に歸る氷上山に分屯せる諸隊の兵昨日山口退居を命ぜられ此日各、其本營の地に歸る二公既に去り政府員大半之れに隨ひ諸隊と選鋒隊士と皆去り山口の地幾んど寂寞を致せり十日井原主計萩に赴き十五日毛利筑前毛利出雲亦萩に赴く與に公命に依てなり當時當役の山口に留るもの浦一人のみ十七日監物萩を發して岩國に歸る井上與四郎警衛す十九日讚岐守亦萩を發して清末に歸る蓋し萩新政府の基礎概ね成るを以てなり監物の歸途宮市を過ぐるや山縣小輔松島剛藏林市太郎往て之れを訪ひ但馬の浪士八木龍藏(北垣國道)の探知せる京都動靜の報告書を呈し山縣小輔等又奇兵隊の意見書を監物に呈し恭順畏縮の不可を陳す

(八木の報告書)

- 一、京都の有栖川宮を奉始正義の御方には悉く御幽閉有志の徒は追々被獄囚市民は必死の困窮に迫り目もあてられぬ有様にて候
- 一、上國惣躰物品追々高價に付民情益必迫致し物情囂然其上御國追討の令下り候間人心愈沸騰の姿に相成申候七月變動の後には京都は勿論五畿内近國の人心會津を怨候こと仇讎の如くに候
- 一、總して天下の人心交易の害は乞食に至るまで申唱候へば開港致候て人心不可治の儀は小兒も可知を幕府は尙頻りに蒸氣船數艘を以て中國筋の綿油等を買集め綿直等は一時に舛り山陰山陽は是が爲めに人心益騒しく候且又京都變動の後京攝は勿論五畿内近國山陰山陽の人心御國を御慕ひ申上候事は如父母候儀は我等目撃いたし候情實に候處是攘夷の爲に御盡力被爲在候御赤心の感動せしめ候所と奉存候
- 一、因州松田正人安達清一郎門脇正藏在京いたし居彼是周旋仕已に御國征討

の令下り候節も夷艦襲來の由相聞候間討長の令を翻へし先攘夷の令被爲下度長防は皇國の長防其民は皇國の民に候を醜夷と併せ討候儀は不可堪の儀頻に建白候處長崎吏吉岡元兵衛飛船にて上京馬關御和親之儀訴奏仕候付天朝幕府より同日長州には外國と和親條約取結び候上は決して心配不致早々出師の用意可致とて建白書御差返しに相成申候尙山陰道筋先鋒被命候次第に相成申候右三人の者も不堪切齒苦心致居候因州俗論少々起り候へ共此節迄は正論上に立居候處馬關御和親の所より不都合之儀出來致し終に沖剛介増井熊太郎兩人重役堀庄二郎を斬姦いたし候より反つて俗論大沸騰に相成當時にては苦々數模樣に相見へ申候荒尾但馬は誠實の人物にて備前元老伊木と深く爲申合盡力致候故是は頼もしく存居候

一、會津には御國の御情實を具に聞取候趣承り甚驚愕致し彼是探索仕候處其手筋は相分り申候何分御心を被付度候

一、備前は上下一統致元老伊木長門は元因循者と唱へ候處此度は斷然激起士

肥典膳比木數馬等と謀り一藩振興の基を立君候へも國論一定の獻策致し中々盛んに候數度面會いたし時勢談も致候處餘程力も可有人物と見受申候

一、尾州成瀬隼人正は八月下旬於京都御國征討の儀に付大議論に及び會津桑名杯を論破して歸國いたし九月二十一日尾老候御上京に相成御國征討の總督は御斷に相成御國是段々御議論被爲在候處幕府より阿部豐州上京いたし長州外國と私に和親條約仕り己の難を避けて外國の怨を天朝に歸し候に付外夷共攝海へ軍艦を浮べ直に叡旨を可奉伺旨申出候間何卒朝廷にも其邊の御覺悟可被爲在との儀を以て御迫り申引續て塚原但馬守上京尙々右之趣主張致し天朝へ御迫り申候儀に付尾老候は大に御苦心の由九月二十九日備藩津田彦左衛門急飛にて京都より致歸國右の趣注進致し尾老候御内意も君候へ申上候趣にて右彦左衛門は先日備前家老比木數馬建白書を以て上京致候節周旋役にて上京致候尤有志の者にて候間此度被選擢候阿部豐後守は御國征討の儀尾老候へ御迫り申心組にて毎度拜謁を願出候へ共一度も無御面會比木數馬は毎々御召寄

にて御相談被成候由

一、當時御國之御儀周旋を心懸候人々は馬關御和親の儀を以て姦徒等より論破せられ申様の姿に相成甚苦心の模様候

一、尾老候へ初め總督の命下り候節より幕府上洛の儀を進められ候主意は上洛の上諸侯を京都に會し國是相立候様御評議被爲在度趣にて候會津は最初より方今御國征討の軍も幕府親發無之候ては所詮六ヶ敷と存込候より頻に上洛を願立候儀に御座候既に上洛の儀は決議いたし九月初旬諸國へ布告し夫に付諸侯の妻子従前の通り江戸邸へ可返の沙汰有之より因州杯にも九月九日右の沙汰書下り申候

一、幕府の見込は如何様にしても御國を討滅致候へば外に心配は無之儀と一圖に存込前後左右には目も觸れ不申候へ共只々一般の諸侯御國の御情實と天下人心の歸向とに心沮み案じ兼候より今日迄踟躕致居候事故尤大事の御場合に存上候

上國の形勢右の通り切迫候處薩會等よりは御國の御模様探索の上種々惡計主張致し馬關御和親の儀杯も大守様より外國へ御渡に相成候御書翰杯と申者を諸藩へ披露致し説破仕廻り候得共同志中には何の御情實も相分り不申候事故御和親の儀は一時の權謀より出る所かと臆案仕候と雖ども只管切齒黙止候より致方も無御座且又同志中少々存込の手段有之候者も候へども何分當時にては千萬手も難被下の形勢と相成同志一同深苦心仕居候只今萬々御國論御變動にも相成候様の御儀致出來候までは有志の國迄も鋒先を御向け申遂には天下の正氣相斃候様相成候儀千載の遺憾に存候間大守様三條様へ右情實歎訴仕正氣御挽回の御儀懇願仕度存込同志の者共談合推參仕候實に神州の興廢御國の御定論一つに關係仕候御儀と存上候間何卒山口表へ參上仕微意相徹候様御周旋の程伏て願上候頓首謹言

元治元十月十一日

但馬

八

木

龍

藏

林市太郎様

山縣狂介様

(奇兵隊士の上書)

戊午以來御兩殿様朝廷の玉意を御體被遊皇國一和の御基本御立被遊度天幕の御間へ御周旋被遊天下の諸侯に先じ攘夷の御先鋒被遊朝廷より監察使迄被差下候處八月變動以後奸賊の雲霧朝廷を蔽掩し剩へ征伐の議を興し逆焰愈盛に候得共御兩殿様御誠意益明白にて乍恐上は九重の天心を動し下は閭巷の愚夫愚婦迄御國を感戴仕候事偏に御正義の致す所に候得共抑洞春公元春隆景二公の御陰助と乍恐奉存候古より忠義の侯伯一時に讒誣を被り人衆勝天候とも苟も清議不撓所守不變候得は必然天定勝人の時至り候へば今日に至り何を恐れ何を憚り一定の國是を變じ奸賊の術中に陥り可申哉方今の急務外は寂然無聲の體を示し内は御兩殿様の御誠意を擴充し政體を正し武備を修め闔國同心戮力以逸待勞攻守の變に處し候はゞ奸賊無實の名を以て御國を誣候得とも頭を隠せば尾を露し人心不服候故畢竟烏合の兵遠地の勞に不堪必自罷蔽廢潰可仕

曠日彌久の間には天下正義の諸侯互に起て相應じ可申左候てこそ御國の正義千秋を貫き朝廷への御恭順御祖宗様への御孝道御立被遊候御儀と奉存候右の趣意を以是迄追々建言仕候所御採用被下置候様被仰出難有奉存候先日以來監物様御自任御周旋被遊不日正邪分明廟謨一定被遊候儀と奉企望候所御兩殿様御歸萩被爲遊今以御歸山無之御實行御揚被遊の外乍憚無御座候様奉存誠以疑惑の至に奉存候今日外恭順の説を唱へ内畏縮の口を隠し一身の私を挟み正人を推倒し眼前の苟安を謀り御國の安危を不顧畏戰候心より終には御兩國を以奸賊に餌し候素謀の者多く不忠不義の至絶言語萬一其行説に御傾聽被遊御國論御動搖相成候ては天下に對し御面目も無之去年以來振興の兵氣も一時解散し其極粗暴沸騰を致し候は必然の勢奉存候此度御歸邑被遊候由奉承候定て御議論も御一定被遊候事と奉存候間御周旋の御趣意奉承度奉存候今日天下の形勢を熟覽仕候所忠義の諸侯伯御國の舉動に御依頼被成候御方不少既に御國近日の議論を御聞被成候て残念の至りと被仰候御方も有之候様承り候若今日に

至り御確定の御國是御變動とも有之ては奸賊の術中に陥り候のみならず正義諸侯伯の憤りを受け天下皆敵と相成可申候監物様今日の御變動兩國の存亡相決候儀と乍恐奉存候間不顧唐突奉伺候以上

十月

奇兵隊中

此時に方り藩政府組織の人物は殆んど全く一變し此月九日には毛利登人大和國之助前田孫右衛門渡邊内藏太十三日には山縣半藏小田村素太郎寺内暢藏等罷められ之れと相前後して福島吉右衛門内藤造酒佐伯丹下竹中織部木工等新に登庸せられ高杉晋作は十七日政務役を免せらる但し晋作は馬關和議後直ちに萩に退き家居せり伊藤公に曰く和議結了後高杉は役人にせんとしても諾せず萩に退き山十九日清水清太郎加判を罷め謹慎を命ぜられ高杉小忠太小幡圖書岡儀右衛門杉德輔其辭職を聽さる二十二日高洲平七三浦内匠中川善次郎赤川太郎右衛門椋梨藤太中川宇右衛門村岡伊右衛門三宅忠藏吉村述太小倉源五右衛門井上兵衛桂波門木梨浪江山縣與一兵衛佐伯源三郎等の罪を免じ皆普通の隠居と爲す内藤俊衛坪井竹槌の流刑を輕減す是れ皆俗論派に

して曩に罰せらるゝ所のものなり二十四日中川宇右衛門を以て遠近方と爲し椋梨藤太を以て政務員と爲す坪井九右衛門死後俗論派の首領實に椋梨を推す今や出で、政務員に列せり時事知るべし同日村田次郎三郎天野謙吉檜崎彌八郎波多野金吾渡邊伊兵衛中村文右衛門山田亦介等の辭職を聽す而して宍戸左馬助佐久間佐兵衛中村九郎は齊しく野山の獄に投ぜらる尋て諸員の任免亦頻なり

(罷免)

目十日	目十日	目十日	目十日
付日	付日	付日	付日
直免	直免	直免	直免
毛利登人	大和國之助	前田孫右衛門	渡邊内藏太

十七日	兼長崎聞役	小納戸	小納戸	小納戸	小納戸
政免	免	免	免	免	免
高杉和介	小田村素太郎	瀧彌太郎	山縣半藏	寺内暢藏	

(新任)

五日政務座御用御間被成	五日與阿武郡都合役	手元役伊勢	十九日役直	十七日役直	十三日役主計	十三日裏判役任	用談役兼	十七日役直	主計付右筆	主計付右筆	主計付右筆	遠近方二	十三日任	松原太郎右衛門
福島吉右衛門	内藤造酒	福原荒助	赤川友之允	上田寛作	木原源右衛門	熊谷式部	林木工	岡本吉之進	藤井又次郎	寺内彌二右衛門	八谷藤兵衛	中島市郎兵衛		
九日直目付任	廿二日直目付免	奧番頭役任	十日三田尻都合役免用談役任	十三日直目付事務取計	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直	十四日付直
佐伯丹下	天野九郎右衛門	竹中織部	湯淺速水	兼重淳助	乃美織江	石津新藏								

撫育方二  
引除檢使  
二十三日任  
勝間田權右衛門  
渡邊軍兵衛

二十五日三宅忠藏を以て軍務用掛と爲し中川宇右衛門椋梨藤太岡本吉之進を以て國事用掛と爲し熊谷式部天野九郎右衛門木原源右衛門福原荒助寺内彌二右衛門松原太郎右衛門等を以て國事掛を兼ねしむ後十一月朔井原孫右衛門も亦國事掛と爲れり同日大和國之助毛利登人前田孫右衛門渡邊内藏太に謹慎を命ず

當時藩政府の施設亦一に舊觀回復を事とし二十七日には公萩滞在の事を公布し後十二月十二日公永在を一藩に公布せり山口諸役所に萩移轉の命を下す同日又服制復舊の令を布く此他發令せる諸種復舊制度は煩に過るを以て略す曰く

衣服の儀近年々々被仰出有之候處此度御恭順第一に被成候に付天保度御制度へ被差返候尤下着間之筋も可有之哉に付當分筒袖平袖小袴平袴脊割羽織丸羽織取交着用被差許候事

二十九日毛利伊勢の叔父毛利上野當時部屋住を擧げて民政軍事に參豫せしめ且つ諸

隊甚だ激昂の状あるを以て諸隊鎮靜教諭總奉行と爲す志道安房之れに副たり  
後十一月朔中川右衛門 同日諸郡屯兵所派遣の檢使を召還す恭順の意を表せんが爲  
上野の手元役と爲れり

めなり 前大津邊吉田邊船木吉敷邊熊毛鹽田村邊與阿武郡渡川邊の五所を選び根據の屯兵所と爲し諸  
般の準備を爲し而して福原莊兵衛佐世彦七野村蕃三都野彌四郎藤井七郎左衛門石部祿郎河野  
浪江中川與三内藤又右衛門 十一月朔赤川太郎右衛門を以て政務役と爲し村岡伊右衛  
末武寅助等派遣檢使たり

門を以て所帶方と爲す同日山口撫育局貯藏金を明木村に移し原善助の土藏なり村民をして  
之れを警衛せしむ諸隊士の或は之れを奪はんことを恐れてなり

是れより先き十月二十日二公の官位并に偏諱褫奪の幕命三支藩及び吉川氏諸邸  
沒收の命と共に萩に到る宇和島藩より徳山に傳へ福原相模徳山より齋らし歸幕命に曰  
りしなり十一月四日公は敬親世子は廣封と復名せり

毛利大膳  
毛利長門

先達て家來共押て上京迫禁闕砲發候條不恐天朝次第殊に父子之軍令狀家來へ  
遣候始末重々不屈之至に候依之官位并御一字御稱號共被召放之

(諸邸沒收の命前に出づ)

當時藩政府の議公父子退隱以て事なきを得れば幸なりと爲せるもの、如し公湯  
淺真吾をして書を携へて岩國に到り監物の意見を問はしむ監物書以て之れに答  
へ一二老臣の派遣を得て口つから言はんと欲するの意を陳ぶ

(公の書)

此内は御出山以來彼是御配慮被成下厚辱存候御歸着後無御障珍重存候借今日  
福原相模歸萩達書之趣深恐入候右に付位記口宣等之儀何様取扱可然哉且又我  
等父子退隱之儀先日も申入候通り相願候方都合宜候はゞ御含を以て上國向御  
周旋致依頼候尙當役内差出可申候處御存知之通に付不能其儀以書中申述候  
也

十月二十日

大膳

尙御自愛肝要存候御氣付無用捨可被仰聞候也

監物様

(監物の答書)

御書拜見仕候時下寒冷之候に御座候處益御機嫌能可被成御座奉恐悅候偕は先達て山口罷出候以來永々之滞留に相成萬端御懇篤の御取扱被仰付難有仕合奉存候歸着後不相變瓦全罷在候間乍憚御放慮奏願上候然に御書中被仰下候御思召之儀委曲奉謹承候何分不容易御事件にて深奉恐入候兎角之御答辭紙上に難盡儀に御座候處折柄別紙に付申上度趣も有之當役方御差越被下度段御願申上置候へば乍恐愚存之儀其節可申上間左様に被聞召置候様奉存上候不取敢御請爲可申上奉捧愚札候恐惶謹言

十月二十三日

經

幹

時に幕府我老臣二人を廣島に召し處分の命を告知せんとし戸川鉾三郎を廣島に派す二十七日公因て毛利能登乃美織江を岩國に遣はし更に附するに一書を以てす監物の請に應じ且つ幕府の召命に關する準備を爲すなり

(公の書)

寒冷之候彌御清適珍重存候此内は御使者差越され御多忙中御配慮之儀辱存候御申越に付能登織江差出候間委曲御申聞被下度御頼いたし候尙又監察下向に付家老二人差遣候節は何卒乍御苦勞右二人被召連被下候はゞ別て忝存候萬事致御依頼候事に付意味違候ては不相濟候間其段御汲取被下度致御頼候其内時下御自愛第一に候也

十月二十七日

二陳監察下向之節家老一人は能登直様被召連被下候様御頼いたし候今一人御氣付御座候はゞ御申越可被下候也老中にて可然哉と存候如御存知一門中は無人儀故其邊御合置可被下候

大

膳

監物殿

會、洛西花園麟祥院及び龍華院の二僧尾張總督の密旨を奉じ此月二十日を以て岩國に到り恭順を勸む麟祥院は尾張出生の僧なり龍華院は毛利氏祖先の靈牌を置きし所なるの緣故を以て麟祥院を嚮導せるなり尾州の臣八木銀次郎從者と稱し密に之



従<sup>れ</sup>曰く毛利氏にして恭順の實を擧げ其罪を謝せん乎必らず寛典以て之れに處せん是れ獨り毛利氏の利のみならず亦實に皇國の幸なりと監物乃ち一篇の歎願書を作り三大夫を嚴科に處し以て公父子の罪を寛にせんことを請ふの意を記し一面其臣目賀田喜助大草終吉をして二僧に隨ひ行て之れを尾張總督の内覽に供せしめ一面安達十郎右衛門を萩に遣はし其事を二公に申告せしむ目賀田等は二十九日歎願書を尾張總督稻葉閣老等に致せり安達は二十四日萩に着す歎願書の文に曰く

私本家々老益田右衛門介福原越後國司信濃去七月登京之上不用主命恐多も於輦下騷擾仕奉驚宸襟候段全大膳父子平常之緩奉恐入候右に付松平安藝守殿相頼奉歎願置候趣も御座候處今度御征討の之御期限及切迫候段竊に奉伺誠以恐懼痛心仕國中一統彌謹慎罷在大膳父子蟄居只管奉謝罪候右三人之者共處置之儀此内御指圖相待今日に至り候ては却て過慮に相當り自然御嫌疑も可相生哉と奉恐入候然上は速に嚴科に處候心得に御座候且又私儀謹慎中越境之儀奉恐入候間不得止封疆に臨み罪を幕下に奉謝候何卒御寛大之御處置厚奉歎願候誠

惶敬白

十月二十一日

吉川 監物

是れより先き九月晦日筑前藩士喜多岡勇平薩藩士高崎兵部當時朝稻兵助と變名す京都より來りて岩國新湊に入り喜多岡先づ岩國に赴く香川諒之れに面す曩きに喜多岡の岩國を経て京都に赴くや薩藩士藤井宮内に就て長藩の爲めに言ふ所あり西郷等機失ふべからずと爲し遂に高崎をして之れと共に西下せしめしなり香川之れを聞き乃ち横道八郎次と與に新湊に赴き高崎に會して以て事を議す高崎監物の親書を得んと欲す會、監物出で、山口に在り香川横道二人乃ち山口に赴て監物に告ぐ監物其言を容れ今田靱負安達十郎右衛門をして書を齎して香川等と俱に岩國に歸らしむ八日香川等監物の書を高崎に授く高崎亦答書を裁して以て監物に寄す

(監物の直書)

過頃本家松平大膳大夫家來之者共恐多も於輦下粗暴之參掛り誠以奉恐入候全

出先之者心得違にて大膳大夫父子不存寄事とは乍申畢竟示方不行届より斯躰立至候得共素より別心無之恐懼相慎國內鎮靜精々申付候於拙者も乍不及盡力申談候然上は何卒御寛大之御處置被仰出候様御周旋之儀奉願候間可然被仰合可被下候様頼存候尙今田靱負可申伸候 十月二日

(高崎の答書)

方今内外切迫天下之事不可言之勢と罷成り其危實に如累卵御同歎之至に御座候加之此度御宗藩望外之御大變到來嗚々日夜御憂慮之御事不鮮儀と恐縮之至に御座候右に付閣下御苦心之程恐察不顧不肖推參仕候處豈計御發興之後何共不堪遺憾仕合乍去二三之諸彦へ得交會巨細閣下思召之程をも拜承仕候處御誠心貫徹御信義相溢れ御論說逐一至當之事耳誠に銘肝不少候私輩不肖今更不及申上候得共尙乍此上折角御宗藩として恭順謝罪之道を被爲盡候様百方御匡救被遊度若此上不恭之御振舞等於有之は結局に相成各藩盡力も届兼可申と憂慮仕候何分閣下之進退實に切迫朝幕に背こと能はず又宗藩に違ふ事能はず願く

ば焦思百端幾回至當之御處置被遊度奉至願候且又尊書拜讀委曲奉畏候弊藩力之限は乍不及周旋之積に御座候間此未必無御疑何事に不限御用被仰付度奉存候先は大畧尊答耳如是御座候恐々不盡所思候頓首

甲子十月念十

薩 陽 隱 士

呈

岩國賢公閣下

高崎の監物の書を得るや即時岩國を發して大坂に還る監物亦境與一郎横道八郎次を大坂に遣り高崎等に頼り幹旋する所あらしむ是れより薩藩岩國交渉の門開く二十一日高崎更に書を監物に寄せ頻りに宗藩悔悟の顯然たらんことを望み自から再び岩國に赴く能はざるも尾州總督の廣島に到るの日同藩士西郷吉之助之れに隨て廣島に赴き更に岩國に到るべきを以て監物の之れと相謀らんことを勧め激徒處分五卿移轉及び二公軍門謝罪を以て恭順の證左とせんことを促せり

(高崎の書)

御一別已來御捕益御機嫌宜敷被爲涉珍重御儀奉欣賀候二に弊夫船中無事安着元氣罷在候間乍恐御降念可被下候然ば御藩滯留中色々蒙御懇命不知所謝次第に御座候借又致着坂候處幸同藩西郷吉之助輩兩三輩下坂致居尤尾老公御下坂來二十二日御軍議隨て近々御出馬來月十日諸藩之攻口屯集仕候事之由大騷動に御座候右に付尊藩へ參り監物公是迄御盡力之次第且此節山口御出張御周旋十に八九被相行候事と巨細同藩有志中へも申觸越肥尾邊之各藩へも其段布告に相及候處一同監公之御忠誠に感服此上尊藩邊より御申立之趣彌恭順を被爲盡罪は罪に服する様之事なれば譬へ幕府如何様苛刻之處置申立候共諸藩決して承知不致飽迄盡力保護可申上と大形一定之議論に御座候尙又追々御引合申上置候通り此上は無殘處悔悟之姿十分に相顯れ候様御盡力可被成候尾藩之見込は隨分筋を踏候故處置致し好鹽梅に御座候何分此末之處は彼の暴徒は暴徒に別段黑白分明に不相分候ては御宗藩之御處置六ヶ敷事歟に奉存候左候て五卿は何方へ成と御付御指出相成度左候得ば是は決して殘暴之處置には相成申

間敷又依時宜候ては大膳様御父子も自分すゝんで總督府尾藩に御出浮是迄之心情聊無御異心條々被仰盡候はゞ却て一時に氷散可仕歟左候はゞ彌寛大之御處置無相違出來可申此上は弊藩等より飽迄寛典に被爲處候様盡力仕り先々十に八九は趣意通り被相行可申と愚考之處も御座候間尙更御吟味被爲盡深く恭順之道御盡諸藩にも成程と感服仕候様御賢計可被下候是則御宗藩の御爲にあらず皇國之爲に御座候間宜敷奉願候彌恭順之道さへ被爲盡候得ば此節弊夫上京諸藩中申解候處彌大膳様御父子不被知召全く暴黨之處置に出候事明白に相成候間右暴論巨魁丈け御處分に相成候得ば結局に至るも決して苛刻を極候事は無之若其時は諸藩も違背すると申議論に御座候弊藩之處は必死の盡力寛典主張之論に御座候間何事も無御疑心屯集場所へ御出張被爲在度夫と申ても何も阿諛して寬説を立るに非ず然るゆへんの道理なるを以也夫ゆへ決して筋の不立事は御盡力出來兼可申候間其邊は御心を被爲用候様奉願候此度は弊夫にも出張之積に御座候處大抵都て有志出軍に出拂京都表別て懸念に付留守番いた

し候様議論相決泣々も其通りに得心引殘申候間近頃彼是御引合事被成苦敷處も可有御座候得共委曲事情之入込は西郷吉之助へ付托能々吞込居候間是へ御引合可被下候是も二十二日軍議決定之處にては尊藩へ罷出可申歟も不被計候間左様御含可被下候最早此事に至ては彌恭順にして罪を謝すと申處に御一決必死之御盡力被爲在度返す々々も懇願する處に御座候何卒以御序監物公へ可然様彼是之御理被仰上可被下候先は此段右旁奉得貴意度如是御座候恐々不盡九拜

十月二十一日

高崎兵部

- 今田 靱 負 様
- 吉川 勇 記 様
- 桂 主 馬 様
- 香 川 諒 様
- 横道 八 郎 治 様

安達十郎右衛門様

十一月二日藝州の使臣寺西盛登寺尾生十郎萩に來て公に謁し藝侯の密旨を傳ふ吉川監物亦其臣吉川采女今田傳をして來て公に謁し密事を稟申せしむ而して監物は之れと時を同くして吉川勇記鹽谷鼎助を廣島に遣り書を總督に上り三大夫の首級を實檢に供し參謀者を嚴科に處し五卿に他藩移轉を請ふべきの意を寓し以て進軍の猶豫を請ふ其文に曰く吉川氏曩に目賀田大草二人をして大阪に至り尾張聽督の内覽に供したる哀願書の日付を二十七日とし二十六日を以て

勇記鼎助を廣島に遣り藝侯を経て公然總督に上らんとせしに藝侯三大夫處刑五卿移轉を條件として歎願せば更に可なるべきを説けり因て改文して此書を呈せしなり

私本家々老之内乍恐於京都暴動仕候儀に付先達て奉歎願置候處此度御征討之御期限切迫に及候段竊に奉窺大膳父子を始め末家中闔國之士民一統痛心泣血仕候就ては御指圖を不待罪魁益田右衛門介福原越後國司信濃三人之首級奉備御實檢其餘參謀之者嚴重可申付候尙又公卿方去年以來山口御滞在之處何卒他州へ御轉座追ては都御歸入相成候様御取扱之儀奉願度心得に御座候乍併於此儀は早速大膳父子へ申聞其分相計致候得共遠路相隔往復の日數有之候に付仰

願は列藩御進發之儀暫御猶豫被成下候様奉願上候此内可然大總督幕下へ御執成之程只管奉懇願候恐惶敬白

十一月二日

吉川 監物

福原越後の徳山保監は實に此時を以て岩國に轉換するに決したり最初三大夫は徳山長府清末に分監せんとせし馬關戰爭の爲め徳山に保監せり爾來徳山は更に其分監を請ひ藩政名は時勢切迫して不慮の變を恐ると謂ふに在るも其實は蓋し既に三大夫に自刃を賜ふの議を内決し而して越後は徳山より出て福原に養はれしものなれば之れを徳山に殺すに忍びざるを以てなり

(諸老臣より在岩國の毛利能登への密翰)

一筆令啓達候福越州事は迄徳山へ御預被成置候處時勢及切迫候付ては彼是御掛念も被爲在候付岩國へ御預替可被成との御事にて委細之儀は御直目附より吉川采女へ申合差返候得共差急候儀に付其内右之趣監物様へ被仰上候様との御事に御座候尤御彼方御周旋中之儀に付ては長府へ御預相成候得ば可然儀に

候得共御彼方御内輪一體不致趣も有之様相聞是又御懸念に被思召候付乍御心外岩國へ御預可被成との御様子に御座候間右思召をも御合被成幾應も程能可被仰入候右爲可得御意如此御座候恐惶謹言(十一月二日)

四日西郷吉之助吉井幸輔稅所長藏總督の旨を承けて岩國に來り吉川監物に見へて開戰の危機と恭順の要とを説き三大夫及び諸參謀の處分を迫る西郷は大坂より廣島に着し監物より藝州侯に呈せし歎願書を見て廣島を發し岩國に來れるなり監物乃ち家臣長新兵衛を萩に遣はし其意を公に致さしむ長は六日萩に着し八日岩國に歸る

(吉川周旋記に掲ぐる所の西郷等と應對要旨と記せるもの)

實は大總督御内命蒙り罷越候譯にて御本家御悔悟謝罪之儀未だ御實行相立不申甚不都合之次第に候へば三大夫首級片時も早く被差出并に參謀之徒御處置之儀一同届出有之候様精々申述候付早速本家方申通し其沙汰可致旨御答被仰聞候事

八日西郷吉之助廣島より書を岩國に致し長州の俘虜十人を送還す七月十九日京都戰争の際薩兵の手に

捕ふる所にして他日利用すべき時あるべしとて存養せること西郷の書翰中に見ゆ是に至りて之れを實行せしなり十二月五日萩より山田重作を薩州に遣はし金品を贈て厚意を謝す會道路梗塞の故を以て重作筑藩に依頼して薩州に送達す

(前略)小生共も一昨六日夜當所へ歸着仕候扱御當地罷越候折は段々御丁寧被成下御手厚御取扱之程千萬難有奉存候然ば去る七月十九日弊藩手へ生捕相成候者共此度召列當所へ罷越候就ては右者共口柄相調へ候處元來卑賤陪從之輩にて是非も不相分全く無罪之者共に候間是迄弊藩へ差置御宗藩平定之上御引渡申上銘々家族共御引渡之上苛酷之御處置不相成様致度との存意に有之未成否も不相決儀に候へども當所迄列越候處生國も耳目の近き所に相成候へば各歸心難留は通情之儀に付遲速に不拘此節宰領の者相付御引渡申候間御請取可被下候左候て御取扱之爲及時機候は、何卒弊藩の趣意御汲取被下助命之處萬々御周旋之程吳々奉願候先は右爲可得御意如此御座候以上

十一月八日

大島吉之助

香川諒様

山田右門様

十一日毛利隱岐志道安房藝州草津海藏寺に於て幕府大目付戸川鉾三郎より處分命令の告知を受く始め老臣二人中一人は曩に岩國に派せし毛利能登を以て之れに擬せしも能登未五日歸萩し安房は歸て岩國に至り尋て再び藝州行を命せらる同日四境の要地に鎮撫使を派し馬關口寺内彌次右衛門長野口同野坂口松野四郎右衛門佛坂口村尾治兵衛小瀬川口志賀兵助なり幕兵と衝突することなからしむ内外の情勢此の如し諸隊の士之れを見て意氣益々激昂す是れより先き三田尻陣營の奇兵隊鷹懲隊德地に轉營せんことを請ひ十月十一日之れを許さる時に幕軍の進入目前に在り因て德地の要害に據り以て雌雄を決せんと欲せしなり德地の吊合戦とは當時隊士の常語なりしと云ふ山縣公懷舊記事に三田尻は上國往來の官道に接して諸人の耳目を惹き易し之れに反して德地は防州の山間に位するも兵を國境に出すに於て又山口に來往するに於て兩ながら其便あるを以てなりとあり十六日奇兵鷹懲の司令相會して轉營の事を議し藤村太郎南野一郎を德地に遣り陣營の準備を爲さしむ翌十七日藩命あり各地屯在の諸隊總督等を萩に召す將に解散の令を傳へんとするなり二十日奇兵隊鷹懲隊三田尻を發し德地に移り諸寺院を以て陣營と爲す二十一日召に應じて至る所の諸隊の領袖を政事堂に會し諸隊解散の令を下し其

の至らざる者には解散令を封送す

(令文)

諸 隊 へ

右先達より御恭順之思召に被爲在下々迄其沙汰被仰付置候處此節別て御謹被成候に付諸隊とも一應身元引取被仰付候尤身元無之部は一所にも可差置素より引取被仰付候共何時も御用可被仰付候付被下物之儀は是迄之通り相違無之候間早々御恭順之御容姿に不相支候様被仰付候事

案するに當時召命を受けし諸隊總督等は荻野隊守永彌右衛門奇兵隊赤根武人膺懲隊赤川敬三御楯隊太田市之進義勇隊桑原謙藏八幡隊堀眞五郎集義隊櫻井慎平眞武隊秋良雄太郎及び舊遊擊隊飯田竹治郎河村三郎右衛門賀屋主税久保無二三高橋熊太郎と藩記に見ゆ而して赤根武人堀眞五郎秋良雄太郎召に應ぜざりしを以て奇兵隊八幡隊眞武隊には解散令を封送したりと云ふ

而も諸隊は未だ遽に解散の命を奉ぜざるなり同日徳地の諸領袖等相議して諭示

を隊中に分つ

(諭示)

一禮讓を本とし人心にそむかざる様肝要たるべく候禮讓とは尊卑の等をみださず其分を守り諸事身勝手無之眞實叮嚀にしていばりがましき儀無之様いたし候事

一農事之妨少しもいたすまじく猥りに農家に立寄べからず牛馬等小道に出遇候はゞ道へりによけ速に通行いたさせ可申田畑たとひ植付無之候所にても踏あらし申まじく候

一山林の竹木櫛楮は不及申道へりの草木等にても伐取申まじく人家の菓物雞犬等を奪候杯は以の外に候

一言葉等尤叮嚀に取あつかひ聊かもいかつかまましき儀無之人より相したしみ候様いたすべく候

一衣服其外の制素より質素肝要候

一郷勇隊のものはおのづから撃劍場へ罷出農家の小兒は學校へも參り教を受  
け候様なづけ申べく候事

一強き百萬といへどもおそれず弱き民は一人と雖どもおそれ候事武道の本意  
といはし候事

二十二日諸隊の士二十餘人萩に赴く

(大田戰爭一件日記)

萩居合の片野十郎其外より手紙差越且南園隊よりも書翰到來賊焰日々盛に  
相成候に付人數繰出候様との事に付今朝より阿川四郎其外二十五人萩表へ  
差越候事

一山口波多野金吾よりも書翰を以て時勢日々相迫り候に付赤根山縣出山之儀  
申來候事

而して又山口來集の諸隊首領及び野村靖之助等相議して以爲らく諸隊は宜しく  
相連結して以て後事を圖るべし須佐は故益田大夫の采地にして同氣必らず相應

ぜん宜しく五卿を茲に奉じ諸隊共に其地に據るべしと乃ち檄を各地所在の諸隊  
に飛ばし又五卿に稟告し翌月四日を以て移轉の期とし五卿は名を遠乘に假る時  
に山縣小輔徳地に在り因て福田俠平を遣り此意を通ぜしむ山縣之れを非とし以  
爲らく須佐は偏僻にして退て守るに便なるも進で事を爲すに足らず若かず直ち  
に進で山口に集り至誠以て素志を達するの手段を講ぜんにはと福田大に之れを  
賛し歸て之れを同志に説く會、須佐の地俗論紛出の報亦至る是に於て乎議遽に  
變じ山口に集屯するに決す懷舊談に據るに山縣は曩きに山口より其營に歸り此時山口集屯の  
策を案じ長太郎(三洲)と共に宮市に赴き靜地に就き建議書草案中  
福田徳地に至りしに因り急に徳地福田徳地に至りしに因り急に徳地  
に歸り福田と此議を談せしなり四日奇兵隊等山口に入る太田市之進が率ゐる所の御  
楯隊市之進と前後して馬關附近掠野の營より山口に入り伊藤俊輔亦馬關より其  
力士隊を率ゐて山口に入る南園隊は留りて萩に在り乃ち常榮寺及び鴻峰大神宮社に參籠祈願  
すと稱し隊兵は分て諸寺院に集屯し常榮寺及び大神宮社を以て祈願集合所と爲  
し常榮寺は隆元の靈を祭る所にして當時は市  
内に在りて大神宮と接近せり近時他に轉ず山縣小輔太田市之進赤川敬三野村靖之助時  
山直八久保無二三堀眞五郎相伴て浦鞆負を其山口の寓に訪ひ二公に上る建白書



を出し國是の動す可らざるを論じ其傳達を請ひ又參籠祈願の趣意を呈す其文  
 に曰く諸夫人居館へは浦を経て別  
 に書を呈して安意を請へり

## (建白書)

微臣等昧死頓首謹て奉申上候微臣等庸劣懦弱乍恐君上御憂慮の日に當り身國  
 難に殉する事能はず苟且偷生居候事罪不容死鴻恩寬宥報するに所なし區々の  
 微衷不能黙止屢大威を犯し奉り深く奉恐入候先月以來數度の上書乍恐國家の  
 御大事今日に在りと奉存候間至盡の策謀建言仕候所御採用の命を蒙り且於御  
 國是は萬々御動搖不被遊候間決て無氣遣鎮靜可罷在旨懇々御開諭被仰付不堪  
 恐懼之至謹で御實行御舉被遊候を奉待候所御兩殿様無程御歸萩被遊候事既に  
 闔國の人心を動し視聽を驚し候上近日之御處置に至り候ては乍恐臣等の解せ  
 ざる所疑惑の至りに奉存候今日天朝への御恭順四境の賊軍を御待被成候御大  
 策は八月晦日被仰出候御直書之趣御決意被爲遊且微臣等追々奉申上候所に御  
 座候得者再三不及陳述御國是毫厘も御動搖無之不愧天地之御至誠を以二州を

御顧不被遊の正義を張り廟堂の委任を專にし方輿の士氣を振勵し主客之形老  
 壯の勢を審にし眼前の小勝敗に拘らず天下萬世の公論を恃み確然御守被遊  
 候はゞ天日未墜地天祖の威祖宗様の靈御照鑒被遊御開運の期斷然無疑奉存候  
 若又一時の小挫折を以て十年の御國是御變動有之候程に候はゞたとひ萬紙の  
 起請を奉じ千人の頭顱を獻じ御託被遊候とも奸賊一點の仁心なく君門九重の  
 深きに在り決て御兩國の亡滅に損益無之候君上の御處置洞春公の御遺志に違  
 ひ名義を御失ひ被遊候儀有之候はゞ二百餘年恩波に浴し飽食暖衣大祿を費し  
 候諸臣死を以ても御諫申上天地に御愧不被遊様可有之所八月十五日同晦日被  
 仰出候御直書の趣にては内外多端之時に至候ても確然不動の御趣意被爲在候  
 に却て妄誕の邪説を唱へ御恭順の名を假り偷安の心貪權の私を成さんとす其  
 心を推究するに乍恐御兩殿様まで罪を歸し奉り御兩國之生靈を以て悉く奸賊  
 の手に歸し候ても其一身の安を謀り候儀と洞察仕候堂々たる二州の地を以て  
 御祖宗様以來三百年養士の報賣國謀身其君を大難に陥れ奉り候外無之は實に

痛憤切齒に不堪奉存候今日の御新政を奉伺候に御直書の御趣意に違ひ萬事監物様へ御委任相成舊來の諸有司を罷黜し昨年來以俗論罪を得候者ども次第に御採用相成候事不堪驚懼の次第と奉存候御歸萩の儀は暫時俗論鎮靜の御爲とも被仰出候得共今日の御處置に至候ては如何程於御國是御變り無之段御辨解被遊候とも乍恐信服仕候者決て無之候先日監物様御歸邑の節於宮市拜謁仕御兩殿様御趣意監物様御周旋の御策奉伺候所京師變動に付三大夫以下廟堂の諸有司を罪し天幕の間へ御謝し被遊候との御事乍恐三尺の小兒も其非を知り候程に御下策決て御兩殿様御趣意に無之儀と奉恐察候元來奸賊征伐の論を唱へ候は去年八月以來に有之既に手配迄相定居候位今七月變動以後始て起り候事に無之候へは獨三大夫に罪を御委任被成候ては不相濟且京都の變は奸賊と交鋒のみにして對天朝へ御申譯無之儀は決て無之候九とひ御兩殿様正義御唱被遊候ても奸賊天朝を壅蔽し神州の國是を誤候へば堂々の兵を以て先國賊を御討滅被遊奉安宸襟候程の儀も可有御座候へは交兵候とも一概に罪と申譯には

有之間敷不幸にして衆寡不敵挫折を取候故俗論誣説を起し候得共萬一京師の軍大を勝得奸賊を微塵に致し候はゞ其時は如何可有之候哉勝敗は時運に有之一度の挫折を以て定論には難仕候然ば征討論は此節の儀に起り候事に無之候得共三大夫以下を罪し御謝し被遊候とも決て惻隱の心を生じ候儀は無之愈我畏縮を侮り我虛弱に乗じ可申候素より京師之變は君上御存知無之儀に候得共其申譯の爲今日迄同心合力患難を共に御凌被遊候諸臣を殺戮致し候は乍恐君上兼ての御仁徳とも御相違被遊候御處置決て御趣意とは不奉存候必然讒邪の私忿にかゝり奸賊の深謀に陥り候儀餘り無言甲斐御儀と乍恐奉存候既に御國是御變動奸賊に御隨ひ被遊候様にては天朝への御忠節も廢し宸襟に不従前議を不踐候ては幕府へも御信義も相立不申正義を忘却し萬世の公論に背き御家名の瑕瑾に相成候ては御祖宗様へも御孝道も空敷相成兼々御兩國中へ御告諭被遊候御趣意八月十五日晦日御決心の御直書も復古同様に相成御國民に信を御失被遊候段實以不堪悲泣之至存せんと欲して却て亡び治めんと欲して却て

亂れ候は眼前之事と奉存候諸隊解散の儀に至りては最も無其謂事と奉存候人材成育武備修整は第一の急務他日大攘夷の思召も無之武備人材も御棄被遊候程にては御國是御變動無之とは難申候若又諸隊を被立置兵を練候て御恭順の御趣意相立不申儀に候はゞ御兩國中の城廓を毀ち武士は悉く甲冑を碎き雙刀を脱し御國中隅々迄一個の武器も無之様不被遊候ては御恭順には相成申間敷哉俗論畏縮の徒大節に望み如此妄説を唱へ御國是を亂候段絶言語候儀に奉存候へは伏て願くば雷霆の御英斷を以て速に山口へ御歸被遊俗論邪説の者を御抑へ人材を成育し武備を充實し御國是愈以御確定被遊是迄被仰出候御直書の趣御踐行被遊候様不堪懇願之至奉存候古より人君英節を以て主と爲すと承候へは一時人情を拒き兼萬世の國辱を御取被成候様有之候ては御兩國數百萬の生靈一日に消滅可仕候楠左中將家世三代王事に死し一族の血肉野草に塗れ家亡び國滅候得共萬世忠臣の鏡となり于今至て猶生るが如し尊氏朝に爲官軍暮に賊首となり天下の諸侯に諂諛し終に爲將軍候得共後世人々其肉を喰はんと

欲し高山彦九郎匹夫の身を以て其墓を鞭つに至候正邪の分曲直の辨存亡にあづかり不申候微臣等區々の微衷に堪へず今日に至り手足の措所無之人窮して天に反るの誠を思ひ謹で山口大神宮の社地常榮公の御靈前に參籠仕泣涕流血御國論の恢復を奉祈請候一點の微誠御垂憐被下神慮君心御符合被遊候はゞ微臣等は云ふに足らず御兩國の大幸天下の大幸と奉存候情意切迫言語忌諱に渉るを顧みず干犯威嚴伏て奉待斧鉞候微臣等昧死恐懼謹で奉申上候

甲子十一月

- 奇 兵 隊 中
- 御 楯 隊 中
- 膺 懲 隊 中
- 遊 擊 隊 中
- 八 幡 隊 中
- 其 他 同 志 中

(祈願趣意書)

此度私共一同大神宮社内常榮公御靈前に參籠仕候趣意は御兩殿様御歸萩後御國論御搖動被爲在候様乍恐奉伺候間御武運長久御國是御確定被遊候様抽丹精神靈へ奉祈願君上へ御歎願申上候儀にて決而不條理之儀仕候趣意に無御座候間御安心被思召候様奉願上候以上

甲子十一月

諸 隊 中  
其 外 有 志 者

浦等之れを制すれども従はず常榮寺は當時武器貯藏處として藩政府の管理たりしを以て隊士等之れを借らんことを吏員に迫り吏員は解散を命せられたる隊兵に公然貸與すべきに非ざるも隊兵は一たびは強て之れに入れり既にして山縣小輔等政府と紛紜を生ずるを欲せず制して他に轉せしめ大神宮常榮寺には輪番に參籠せしなり山口吏員の五日の報告に「今早朝より常榮寺平蓮寺とも引拂江良眞如寺へ轉集仕候趣に御座候」とあり人員に關しては同報告に又「八百人と相聞候得共内實は四五百人程の趣相聞候」とあり七日の報告に眞如寺退屯の諸隊漸次分れて江良の神光寺古熊の永福寺久保の淨泉寺早間田の平蓮寺矢原の養光寺天花の俊龍寺其他豎小路湯田等に屯す又諸隊の歸休せしもの漸次に聚屯して人員大に加はると見ゆ五日二公諸の鎮撫を五卿に囑す五卿の意反て諸隊に在り六日五卿土方楠左衛門に親書を付し之れを萩に遣はず土方は七日萩に入り翌八日公に謁し五卿の書を致し更に進言する所あり九日歸途に就く公兼重淳輔をして共に山口に赴き答禮せしむ

(回天實記)

五日 朝拜例之如く當藩俗論沸騰之儀に付色々御用有之入夜三御殿罷出候也此度の騒動に付ては有志輩一統よりは五卿方に御依頼申上君公御父子は無據俗論家に被爲要塞右に付俗論家より有志輩鎮靜は迎も出來不申事故五卿方へ御依頼申上御父子よりも鎮靜向御頼に相成候なり乍併有志之輩は正論不被行ては空しくは鎮靜不仕勢に付甚六敷彼是御父子様へも御忠言被爲在候也  
六日 諸隊より歎願書差出候得共實は君公迄相達候歎不分明に付今日五卿様歎願一通差出大膳大夫様御父子へ差出候紙面寫も亦差出何卒急に御使者差立候而御直に相達候様と吳々と頼み候に付自分へ使者被仰付候暮比出足  
七日一藩に令して恭順の意を奉せざるものは刑科に處すべきを示諭す蓋し諸隊士を戒飭するなり令に曰く  
先般京師變動に付ては追々被仰聞之通り被爲對朝廷公邊御恭順之御誠意致貫徹候様にと夜白御苦慮被遊候處於于下不心得之者有之御趣意を取違聊も恭順之御障りに相成候様之儀致出來候ては不相濟事に付萬一右様之族於有之は速

に被遂御詮議訖と可被及御沙汰候此段兼て内意被仰付候事

同日公諸隊總督を萩に召す各隊領袖三名宛九日迄に來萩すべしとの命なり當時總督の稱頗る濫用せられ此時の命にも總督各三人とありしに諸隊は總督は各隊各一人のみ一人の總督は隊を捨て他出し難し等の答を爲せしことあるも其實總督等領袖各三人の意なりしなり且つ諸隊長官の本稱は總督なり總督の稱は自然の慣用より生じたるもの如し親しく諭す所あらんとするなり命山口に達するや内藤仁右衛門檜崎數馬共に地方官なり

之れを諸隊に傳ふ諸隊士命を拜せずして曰く臣等曩に當役浦靱負を経て歎願書を呈し未だ命を得ず苟も浦の手を経ざるの命は君命を以て目するを得ず故に拜せずと二人萩政府の命を請ふに暇あらず之れを浦に告ぐ浦因て諸隊の長一二を召して命を傳ふ諸隊に在りては萩政府の術中に陥り隊中の有力者を失はんことを恐れ八日隊士太田市之進浦を訪ひ陳述して曰く今若し諸隊總督にして萩に赴かば諸隊の鎮靜其責に任ずる者を失せん幸に萩に八重垣隊其他の同志者あり今日之命は請ふ之れを彼等に傳へよと浦更に君命の重きを告げ同日黄昏僅に命に應ず總督にして出萩し得ずんば其他の重立てる者各隊兩三輩を出すべしと云ふに歸したり

案ずるに八重垣隊は爾後見る所なし或は一時の團結にして後ち他隊に入りし

歎當時南園隊も萩に在り内訌戦の時萩より出で諸隊に合せり懷舊記事に據るに在萩の諸有志よりも山口の諸隊と同旨趣の書を上ること數回に及びり左掲のもの即ち是れなり

(其一)

泣血頓首謹で奉言上候神州の盛衰御國の榮辱全く今日今時に有之誠に以て累卵の危よりも甚しく一旦措置を誤候ては再び取返し候事決て難相成臣子の至情激切の至に不堪奉存候先年被仰出候通り如何様御艱難被爲在候とも天朝への御忠節幕府への御信義御祖宗様への御孝道不被爲立ては不相叶況や當今の御處置に於ては盛衰榮辱間髪を不容御時節と奉存候然る處過日以來の御様子を以て奉恐察候處御模様聊御動搖無之とも難申痛哭流涕の至に不堪就ては不得止事同志中の者申合せ左の件々奉言上候尙御様子奉伺候迄は一統差控鎮靜に罷在候間何分御雄斷を以て早々御處置被仰付度奉願上候

一尊攘の大義萬不可止去秋薩會二奸叡慮を擁し勅詔を矯候始末實以て神州の大

事癸丑以來種々御周旋被遊去秋變動に至り候儀奉救始末の旨大義分明萬古不易勿論の事に有之先般闕下騷擾に付ては既に三大夫其外嚴重の慎みをも被仰付天幕へ委細御申達相成大義分明露程も天地に御背き被爲遊候事は無之候へば大八洲にあらん限りは岩木猪猿に至る迄速に九重の雲霧を驅拂ひ聖明の君叡慮偏に四海に照徹まします様盡しに盡さずては不相叶候處今般京師の一舉に付ては奸賊再び此機を時として重て上下を誣ひ遮り偏に己の意を逞うせんと欲し候折柄一朝にして正義萎靡御國是變動致し候様にては年來の御誠意徒に水の泡と相成候のみならず神州の命脈全く地を拂ひ天下の大事君臣の大義乍恐天朝への御忠節如何可被爲在哉と恐惶の至に不堪奉存候且又御當家様の御儀は御門閥は不及申乍恐監察使を始め奉り數度の勅詔且從來被仰立候條々も今日全く反古同様と相成候儘徒らに凶賊の威焰に壓せられ畏縮因循にて御國是變轉仕り既に天朝への御忠節曖昧の御蹤跡にも相成天下萬世の笑を請け左候て社稷の存亡未だ不可知乍恐御先靈様へ被爲對御孝道の御筋如何可被爲

在候哉恐懼の至に不堪奉存候尙又先般馬關媾和の次第に付ても速に内憂より驅除き神州一致の御功業屹度相立不申ては不相叶且去秋變動後は諸藩とも紛々議論の最中へ大義分明を以て追々御使者等被差立御説得をも被爲在候程の御事にて今更御國是御動搖と申候ては實以て不相濟頃日筑藩に於ても黒田山城など流罪被申付候由にて昔日は筑藩へ御説得今日は却て吾藩へ説得致され候様にては天下後世へ被爲對何の御面目か候べき何分内憂外患差迫り候折柄大義幾重も御洞見被遊奉救始末の旨屹度千歳に御立貫き被爲遊先般被仰出候通り御國是彌、以て御確定決て御動搖有之候ては不相叶奉存候

一萩御在城の儀は定て暫時の御事と奉存候處既に御滞在も數旬に及び猶此上急に御歸館被遊候御模様にも不奉伺賊兵既に四境に差塞り候へば萩御城の儀は敵衝の海岸不虞の變何時も難計乍恐御身上の御安危にも拘り候御場所に候處儉安の人情かゝる至危の地に被遊御座候をも忘却仕候ては不相濟且上様に於ても自然其情に被爲引候ては實以て社稷の御大事と奉存候山口の儀は南北の

幅員も有之且東西の中央に候へば萬一の節御指揮十分に被爲行届可申尙地の利をも得候へば早々御歸館被爲在度候

一 監物様へ萬端御委任被遊候との御事乍恐後來御國政の隆替にも關係不仕哉安危存亡を同うするは君臣一體の倫理に候へば御國難の儀吉川家に於て争でか傍觀可被成哉尙又御委任の有無に依り監物様の御盡力左まで厚薄深淺の差別も有之間敷候取分け追討の事に付朝廷へ被爲對候大事件の儀御任せ切に相成候ては第一御不敬に相當り候へば御家の外聞如何可有之哉以來何事によらず御直に御掛引被遊候て諸藩の輕侮を不被爲受候様篤と御熟慮被遊度候

一 外御恭順内益、武備御充實と被仰出候は乃文武の謂に相叶ひ居り可申と奉存候然る處内益、武備充實と申す所十分に不被爲行届候ては外御恭順の御趣意も因て相貫き申間敷と奉存候抑、年來被爲盡候處の御誠意天地鬼神に對し毫も殃咎被爲受候廉無御座候且今上聖明の天子に被爲在候へば御誠意の所も終には相霽れ可申天下諸藩草莽の有志諸國閭巷の小民に至る迄御誠意の所盡く

感服仕居不申ものは無御座只薩會等の暴威に惑ひ其旗色を見て無是非進退仕る氣味も可有御座と被相考候尙又外御恭順を以て御誠意の所御辯解被爲在度被思召候ても薩會二奸の慾は不奪ば不廢候間中々容易に折合申間敷候得共武備充實衆心一和仕り候はゞ諸藩有志其外人氣渴望して屬目する所も可有之と奉存候に付幾重も内益、武備充實の所を精々御配慮被爲在候はでは年來の御忠節御信義御孝道共に消滅乍恐御家の御恥辱不過之千歳之遺憾是事と奉存候有文事者は必有武備と申候へば内益、武備充實は克々御味ひ萬々嚴重御整被爲遊度奉存候

十月

(其二)

此節巷説承り候へば水製場に於て製造被仰付來候大小銃等新規製造は被差留候由人氣彌、廢弛賊威益、盛熾歎息の至に奉存候今日の事悉く右様の風情に御座候へば不得止又茲に奉申上候事

不憚忌諱奉言上候先日箇條書を以て奉歎願候儀如何御採用可被仰付候哉早々御裁決被仰付候様奉願上候然る處頃日傳承仕候へば來月十一日を限り追討使と號し御國へ罷越候様子に有之此一着御應接の次第誠に以て國家存亡榮辱の秋不容易事件屹度御廟算も不被爲在候ては不相叶奉存候處今般御黜陟被爲遊候御次第彼是御國是全く御變轉被爲在候御模様にては誠に以て日夜痛心罷在り臣子の至情難默止推て奉建白候元來去秋八月奸賊叡慮を擁し奉りしより神州の命脉偏に御國に關係仕り天下忠臣義士隨て振起仕り居り候處今日御國是全く一變仕り颯て奸賊一様に去八月後を眞の叡慮と御遵奉被遊候様相成候ては日月晦蒙天地否塞千歳の後乍恐不義不忠の醜名決て霽べからず候事慷慨の至に不堪奉存候然る處當今天下の形勢薩會兇賊の所業とは乍申第一救命を擁し居り候事致し方なく如何様難題申掛け候とも否や被仰出候ては不相濟且又神州の爲め暫時御膝を被屈候はゞ御國安穩にて後來兵を養ひ食を足し如何様の大崛起をも可被計との儀申上候者有之哉に御座候へども是全く天下の形

勢に暗く偷安の情より差起り候事にて既に千歳の大義を誤り候上奸賊に甘心する所此膝一屈決して再び伸び候は思ひも寄らず臣子一點の憾み空しく山色に留り候のみにて乍恐御國をして幾久敷不義不忠に陥らしむるより外は無之痛哭悲泣の至に不堪奉存候就ては今般追討使へ一應御應接御辯解の次第如何被仰出候哉斯道無二左の意を以て被仰出度奉存候

去秋八月京師變動の儀實以て神州の大事委細奉救始末其外追々致歎願候通に有之候處先般諸藩浪士及び脱走の家來共天王山へ致屯集右父子の意を汲み歎願仕候様子相聞え自然暴動も難計家老國司信濃益田右衛門介福原越後等申合せ諸浪士一同不圖も輦下騷擾に立至り候に付ては國元に於て嚴重に慎申付置候段先般御届申上候通に有之候尙又國司信濃へ軍令狀相授候儀は其節京師の狀態狼藉の族も不少且外夷襲來の事も有之旁以異變の節多人數の駭引武門の辱を不受候様心得の爲め相授候事に有之候就ては事實情縷是非曲直始末分明に被遂御詮議度奉存候事



右様被仰出候は、實以て公明正大臺も天地に御背き被爲遊候御事は無之其餘無理非道に闖入候は、聖明の叡念には決して無之速に斬除可被遊は勿論の事と奉存候然る處御兩殿様に於ては追々被仰聞候旨も奉拜聽大義及時勢既に分明御洞見被爲遊候へども畢竟君意未だ擴充不仕儀は樞機之職に當り候もの間々時勢に暗して御國を只安穩と計り思ふ心よりして終に儉安に流れ俗論隨て增長し今日の如き正を排し邪を導き候様相成爾後益々多難の間萬機に應じ候儀決して覺束なく杞憂の至に不堪罷在候就ては千歳の大義を辨へ當今の時勢に明かなるものを以て政府の職員に御登用不被爲遊候ては不相叶奉存候僭越の罪奉恐入候へども事變今日に差迫候て乍恐君意を奉擴充候者一人として無之不得止奉申上候間先日建言仕候條々合て御裁決被仰付候様奉願上候誠惶誠懼頓首再拜

月日

諸 隊 中

此に於て乎諸隊より各、數人萩に赴く九日藩政府鎮靜使各、一人を各郡に派し

代官と共に恭順の意を諭告せしむ十日公前日召に應じて至る所の奇兵隊福原三藏御楯隊河北義次郎南園隊山中新三郎遊撃隊益田一八幡隊井上源吉膺懲隊春日獅子雄を召し見て親しく之れを諭す而も事終に形式に陥り何等の効用を見ざりしなり

## 第二十三章 元治元年冬期の毛利氏 (其二)

三大夫處分の督促○諸隊の激昂○鎮撫使の山口行○三大夫の賜死○四參謀の斬首○筑前及び對州諸有志の周旋○高杉晋作の脱奔○筑前使節の來藩○桂治人の筑前行及び諸隊士の不平○高杉の筑前潜伏○喜多岡勇平の岩國遊説

藩内に於ては諸隊山口に屯集し事情甚だ不穩なるの時に方り總督府は三大夫の處分を以て吉川監物に迫ること愈々急なり幕軍は十一月十八日を以て進入の期と爲せり若し其期を緩め各口の幕軍をして均しく之れを知らしめんと欲せば總督府は十四日を以て其令を發せざる可らず長藩に在りては之れに先ちて三大夫處分を了はり以て總督府の首肯を得ざるべからず監物因て此意を其岩國に在る宗藩老臣毛利隱岐志道安房に傳へ又特に粟屋隼太を徳山に遣はし三大夫の處分を期するに同月十二日を以てす

## (在岩國二老臣より萩同僚への書翰)

一筆致啓達候三大夫身上御取計之儀誠に危急に相迫り藝州より寺尾生十郎昨日當表罷越一日も早く御取計被成候様申事に付來る十二日迄には御取計相成候様吉川様より御答相成候處十二日迄ならば且々九州邊へ御達可相成若其餘一日にても御延引相成候ては上方筋はいか様共可相成候得共九州方御手遣不相成由申事に付其段は昨夜早打を以桂九郎兵衛迄申參候由定て御承知可被成と存候右に付監物様大に御掛念被成萬一十二日迄に相運不申ては是迄藝州様尙監物様にも色々御周旋被成候儀も水の沫と相成御國家御一大事之御事故萩よりの御仕向間に合不申共吉川様御入はまりにて越州御取計可被成に付淡路守様にも右様御捌被成候様粟屋隼太へ被仰合尙御家老一人被差添唯今より彼地被差越候左候て首級即日藝州被差送重役之者より御彼方へ御引渡相成候御次第に付右人柄御沙汰相成候哉是又萬一間に合不申節は監物様爰元にて被仰付方有之御様子に御座候右之趣被仰上候様にと存候恐惶謹言

十一月九日

十日萩政府三大夫處分の命を徳山在留の吏員に傳へ期するに十二日を以てす時に山口屯集の諸隊は事の益、急なるを聞き激昂愈、甚しく九日夜には太田市之進堀眞五郎山縣小輔久保無二三長太郎相携て浦靱負を訪ひ辭氣激厲大に論難す隊中の士將に徳山岩國に赴き三大夫を奪ふの擧に出んとするに至れり警報相繼で萩に達す萩に於ては此朝君側より急に神村判粟屋左門を山口に遣はし諸隊鎮靜の命を浦靱負に傳へしめ更に鎮靜奉行毛利上野を遣はす山縣與一兵衛諫早已次郎勝間田百太郎等之れに隨ふ又乃美仙吉山縣次郎右衛門福原内藏之允等を徳山に派し付するに輕卒若干を以てす不虞に備ふるなり夜に入り浦日記に四ツ時とあり神村粟屋山口に着し命を傳ふ浦乃ち諸隊の總督を召集す應ぜず隊士高橋熊太郎品川彌次郎梶山三之助岩佐庄之助をして代り來らしむ靱負之れに命を傳ふ四人一たび退き總督等の意を復命して曰く鎮靜は命を奉ず請ふ歎願する所を採用せよと容

易に甘諾の狀なし既にして毛利上野等亦山口に着す浦日記に夜八ツ時とあり翌十一日毛利上野諸隊の總督等を政事堂に召集して公の親書を讀告し且つ鎮靜の意を傳ふ浦靱負山縣與一兵衛諫早已次郎等席に列せり總督等猶ほ頻りに歎願の採用を請ふて退く是時諸隊よりは太田市之進野村靖之助等出で、接し從來建白の旨趣を述べ且つ問ふ幕府より兵器を渡せとあらば如何又削封の命あらば如何と鎮撫使は皆已むを得ざるなりと答ふ太田等最後に然らば君公御父子の御身上に言ふに忍びざるの命を下したるときは如何と詰りたるに諫早已次郎之れに答へ是れ亦已むを得ざるなりと爲し此時は君を輕しとし社稷を重しとすとの意を諷す太田野村大に怒り鎮撫使を罵て去れりと云ふ夜に入りて上野山口を發し萩に歸り狀を報ず同日興國寺の靈牌を萩に移す亦不虞に備ふるなり

(浦日記十一日の條)

一、出勤いたし承候へば少々急之趣有之四時之呼出相成候由に候上野殿にも致出勤候諸隊罷出候儀遅候故催促使も參り漸七ッ過罷出候下之座敷上野殿拙者着座向座へ御小姓登向に御目付手元并高橋着座諸隊より總督取合三人充罷出候

上野殿御直書付讀知夫より總督より歎願之趣段々相述已次郎よりも御直諭之

趣相伸追々議論積る所は此間差出候歎願之趣御採用も無之唯々鎮靜仕候様と計被仰聞候ては私共何を以隊中鎮靜可相成歎願之趣此廉は是々にて採用難致御取揚相成候儀は此廉は採用可致と被仰聞候はゞ誠に難有所を以隊中も鎮靜可仕候得共是迄追々數度之建白仕候て於趣は至極尤之儀御熟考可被遊段被仰聞候へ共一つとして御實行揚り不申於私共御國家御大事と考申上候儀少は微忠之處御取揚被仰付候はゞ難有と申候事

當時萩政府は既に意を決し縦令兵力に出るも將さに三大夫の處分を了せんとし諸隊若し奪囚の擧に出ては先づ三大夫を斬て以て其首級を得んとせり

十日政府員岡本椋梨中川と岩國粟屋中井と往復の書信は其情を詳にせり

(岡本椋梨中川の書翰)

一筆致啓達候徳山へ御預之三大夫御仕置相極候御様子に相聞候付ては山口屯集之諸隊徳山へ罷越三大夫を奪取可申段昨九日靱負殿迄總督より申出候由昨夜到來有之候付今朝より徳山岩國へ御手當御人數繰出し被仰付候得共岩國よ

りも徳山迄御人數被差出被下候様被仰合可被成御取計候當今至て御一大事之御場合に候得は萬一三大夫圍へ令亂入候様立至り候はゞ御見切を以切腹一件之不及次第首伐取被置候て諸隊之者不奪取候様御取計肝要存候此段爲可得御意如此御座候恐惶謹言

十一月十日

(岡本椋梨中川連名)

(中井粟屋の回答)

御面書致承知候爰元役人衆申談徳山表へ二十人差越申候越後殿には今十二日朝六半時切腹相濟申候右爲御答如此御座候恐惶謹言

十一月十二日

(中井粟屋連名)

尙々徳山表急御用にて一昨日隼太罷越御用相濟昨夕徳山出足之頃御面書之通彼地申來急に萩より被差越候御目付衆其外申談下地昨夜八ッ時之手筈に相成居候處又々繰揚急速之取計に相成申候以上

而して三大夫の戚族及び家臣には昨日を以て別に命を傳へ恭順君命に違ふこ

となからしむ

(諭令)

益田 右衛門介  
親 類 中  
并 家 老 共

右此内被成御意候通嫡子精次郎を致補佐御用に相立候様精々可令心遣付ては  
家來共末々に至迄不心得無之に於ては家名無相違可被立遣様吉川様より被仰  
立も有之候付屹度令鎮靜候様可被申聞候事

(他二大夫も同文)

此月十日井上與四郎林秀次郎に命じ物頭として部下を率ゐ宮野殿を警衛せしむ  
十二日之れを罷め更に志道久米之允原右衛門を以て之れに代へ五十鈴殿を警衛  
せしむ宮野殿は公夫人の居處なり時勢切迫の故を以て諸夫人をして茲に集合せ  
しめんとせしも公夫人急に萩行に決せしを以て世子夫人の居處たる五十鈴殿に

集合に變せしならん警衛の變更は之れが爲めにして蓋し公夫人の萩行は萩にて  
決定せしならん幾もなく世子夫人以下も亦萩に移れり同日萩居住の士を明倫館  
に參集せしめ下命する所あり亦諸隊の動搖に備ふるなり

萩居 合諸士中

右方今不容易御時勢に就ては御恭順第一之事勿論に候處萬一不心得之者有之  
暴動差起り候ては不相濟事に付爲鎮靜諸所御手配被仰付候條急速明倫館へ相  
集候様被仰付候事

會、諸隊の士益、激昂し徳山岩國に赴かんとするに至れるの報至る乃ち諸老臣  
より急に連署の書を在山口の毛利上野に送り便宜徳山岩國に至り鎮靜の任を盡  
すべきを命じ明倫館參集の壯士二百餘人を徳山に派す

(諸老臣連署の書)

一筆令啓達候御自分様御事諸隊爲鎮靜山口表被差越候處今朝山口より注進之  
趣にては諸隊之内兩三人靱負方罷越直に相對道路之風説にて承候處三大夫之

御處置相極り候哉之次第相聞隊中之内より兩三人も沸騰仕徳山罷越度岩國にも罷越監物様へ御様子相伺度と色々議論仕出懸け候者も有之候付隊中にて引止致鎮靜置候得共多人數之儀此餘何時沸騰可致も難計に付此段御届致置候との事に付御自分様へ申入可然段申聞候由右之趣にては自然諸隊之者徳山岩國迄も罷越候哉も難計に付爲鎮靜明倫館集會之人數徳山岩國迄被差越候付御自分様にも其御心得にて山口に不限徳山岩國にても鎮靜相調候處迄御越立相成諸事御都合能御取計可被成候右爲可得御意如是御座候恐惶謹言

十一月

尙々爰元より被差越候人數之儀は山口をば通行不致様申付候間左様御承知可被成候以上

十三日公夫人山口を發し萩に移居す世子夫人は恰も懷妊にて此日着帯の内式あり二十二日萩に赴く此騷擾の間にて於て益田右衛門介國司信濃は十一日を以て死を徳山に賜ひ首級を岩國に護送す右衛門介年三十二信濃年五十諸隊の激發測るべからず故に其賜死の期一日を早めし

なり福原越後は十一日を以て岩國に護送し十二日を以て死を岩國に賜ふ年二十四同日穴戸左馬之介年六佐久間佐兵衛年三竹内正兵衛年四中村九郎年三を野山獄に於て斬に處す

三大夫自殺の情況は吏員の報告に詳なり

(目付志賀兵助重見多中の報告抄録)

一、野村美和右衛門宅に控居候夜四ツ時比惣持院より仕構宜段町奉行中川修人より申出候付各并落合卯之助小田作右衛門入江謙吉其外御使番物頭御中間頭一同彼寺へ罷越候事

一、彼寺横座敷へ控居候處無間仕構宜段益田與一郎申出候に付各其外御使番物頭致着席直に右衛門介殿小袴着用にて被罷出皆様御苦勞抔と被致挨拶御使番山田重作罪狀書讀渡之右衛門介殿謹で拜聽有之今一應右過失書拜見致させ吳候様との儀に付重作より右衛門介殿へ相渡熟覽相成無間被差返直様最前之控所へ引取候事

一、支度相調仕構宜段益田與一郎申出候付圖面之通致着席無間右衛門介殿疊二枚鋪双へ其上へ四尺四方位之白羽二重蒲團を敷其上へ着座相成徳山御徒士白木之三方へ土器二ツ昆布を乗せ銚子等持出し酒三獻被吞畢て三方へ短刀を乗せ介錯益田與一郎右衛門介殿前へ居へ左候て左脇へ控居候處緩々諸肌を脱ぎ押下げ短劔を取り戴き拔放し三方之上紙にて三遍拭ひ其紙を以切先き五分位出し刃を巻き下腹を撫下し短劔を逆手に持腹一文字に搔切り直に持直し咽を右より左へ突二度押込候處を益田與一郎首打落終に打臥及絶命立派之最期見届直様右首級檢斷藤井關次郎血を洗ひ首桶へ納め臺へ乗せ徳山物頭熊谷志登美中間頭米田善兵衛へ預置警衛向堅固に致候様相授候て直様各其外御使番物頭徳山役人一同九ツ時比相濟國司信濃住居所澄泉寺へ罷越候事

一、國司信濃住居所澄泉寺へ罷越横座鋪へ控居候處無程仕構宜敷段國司助次郎申出候付圖面之通各其外御使番物頭致着席候處信濃小袴にて罷出皆々様御苦勞杯と相撥を述御使番山田重作罪狀讀渡謹で拜聽致し直様各其外最前控所

へ一應引取候事

一、支度相調仕構宜段國司助次郎より申出候に付圖面之通致着席無間信濃疊二枚鋪ならへ其上へ四尺四方位之白羽二重の蒲團を鋪其上へ着座致し徳山御徒士白木之三方土器二ツ昆布を乗せ銚子等を持出し酒三獻吞畢て三方へ短刀を乗せ介錯國司助次郎信濃前へ居へ左候て左り脇へ控居候處懷より一首之辭世取出し三方之上へ乗せ置諸肌を脱ぎ押下げ短刀を戴き拔放し三方之上之紙にて三遍拭ひ其紙を以て切先き五步餘出し刃を巻下腹を撫下し短劔を逆手に持腹一文字に搔切り直に持直し咽を右より左へ突通し左之手を掛け押切り終に打臥及絶命候故國司助次郎首打切立派之最期見届直様右首級檢斷藤井關次郎血を洗ひ首桶へ納入臺へ乗せ一件相濟直様支度相調八ツ時過發足高森驛淨心寺にて晝認等相濟尤同勢百八十人前認相成候様兒玉準へ申越置候且又岩國物頭役安達彌太郎玖珂驛迄迎として罷出一同暮六時過岩國越着龍護寺於本堂岩國諸役人立會之上兩首級引渡致し一件相片付銘々旅宿罷歸候事

## (目付三隅作藏報告抄録)

一、福原越後殿今日於龍護寺切腹被仰付候に付曉八ッ時頃拙者并藤田要輔藏田百祐彼寺へ致出勤居候處左之人數揃之上吉川様御用人安達十郎左衛門より越後殿へ被仰聞之場所仕構宜敷段相達候に付拙者其外致出勤有地九助進み出候て罪狀書を以て申聞せ候處越後殿謹で被承之暫く御請無之に付拙者進み出御心靜かに御支度相成候様尙御末家福原庄兵衛儀も罷越控居候に付御用も御座候はゞ御呼寄せ被成候様にと申候處御請有之候付出勤之面々一應休息所へ引取候已後御仕向之白無垢一重淺黃無紋之上下被差出候處一應頂戴相成直様着用被致候て席へ被付候處御用人安達十郎右衛門其外相撥として罷出二汁七菜の御料理被差出候事

一、福原庄兵衛可致介錯之處肩痛にて介錯不相調段相届候付三戸眞吾へ越後殿切腹被仰付候に付致介錯候様相授け候事

一、介錯人へ御仕向相成候衣服之儀はかちんこくもち之上下白無垢一紋被差

## 出候に付介錯人着用之事

一、龍護寺本堂前に切腹之場所六間四方竹屋らひ中に四間四方の曾木葺堀建之假屋四方共木綿白晒之幕圍ひ内に疊三枚之上白蒲團二枚敷置有之涅槃門より越後殿を福原庄兵衛介添にて一同罷出越後殿着座之上白木三方へ飭付之土器酒二獻之式相濟三方長柄加柄とも引取左候て白木三方へ短刀を乗せ介添給仕之者持出越後殿前に置右介添引取越後殿一應御辭儀有之切腹被致候を三戸眞吾殿介錯其場之次第拙者檢證相濟候に付福原庄兵衛へ越後殿切腹之次第見届候段申聞せ候處御仕向相成居候白張之屏風持出引廻し候付出勤之面々引取拙者より三戸眞吾へ致差圖首級取納相濟岩國方掛り之役人へ引渡置候事

## (益田以下處分に關する議案)

此度御家御一大事に立至り候趣は益田右衛門介其外姦吏共同志之者を集深く徒黨を結ひ表は尊王攘夷と號實は幕府を倒之密策を以て水府其外諸藩之同志と牒合京師へ取入御親征を申建既に其策可被行勢にも相成候得共元來密謀之



儀に付去八月十八日之一舉出來仕天朝幕府共御不首尾に相成御家之御大事眼前に候得ば早速改心自盡して御國難に可相替筈之處無其儀還て我意を張又候當七月於京師及暴動終に朝敵之汚名を被爲蒙御官位御稱號御一字迄被爲召放追討使四境に被差向社稷之御安危今日に相迫り候段悉皆右衛門介其外姦吏之所業に候得ば天朝幕府へ被爲對先巨魁之分左之通可被行嚴罰哉  
但此度體之大罪引付候先格も無御座候

益田 右衛門 介

右在役中姦吏共と徒黨を結び古來之御法改革に託し私意を以御國體を破り剩天朝幕府を蔑み自身之譴責相迫り候に至ては軍粧を以京師を擁し恐くも奉驚宸襟候次第更に被仰分之御手段も無之終に御國難に至り候段不忠不義之至り不謂事候依之切腹被仰付候事

福 原 越 後

右在役中益田右衛門介と令同意御國體を破り殊に休見滯留中公邊より脱走之

者引取之儀度々御差圖有之候得共等閑に差置剩藤森其外にて及暴發恐くも奉驚宸襟候次第更に被仰分之御手段も無之終に御國難に至り候段不忠不義之至り不謂事候依之切腹被仰付候事

國 司 信 濃

右在役中益田右衛門介と令同意脱走之者爲鎮靜上方被差登候處御主意に背き還て軍粧を以京師を擁し剩於闕下暴發せしめ恐くも奉驚宸襟候次第更に被仰分之御手段も無之終に御國難に至り候段不忠不義之至り不謂事候依之切腹被仰付候事

宍 戸 左 馬 之 介

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び御國政を恣にし人氣動搖且於京師令暴發恐くも奉驚宸襟終に御國難に立到り候段不忠不義の至不謂事候依之斬首被仰付候事

佐 久 間 佐 兵 衛

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び猥りに米銀を費し國力を空乏し且於京師暴發せしめ恐くも奉驚宸襟終に御國難に立到候段(以下前)

竹内正兵衛

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び猥りに米銀を費し國力を空乏し且於京師暴發せしめ恐くも奉驚宸襟終に御國難立到り候段(以下前)

中村九郎

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び猥りに米銀を費し國力を空乏し且於京師暴發せしめ恐くも奉驚宸襟終に御國難に立到り候段同上(以下前)案するに穴戸佐久間竹内中村は投獄と共に其家祿を悉皆沒收せらる其宣告は別に有り理由は全く斬罪宣告文と同一なり然るに佐久間は戸主に非らず佐久間良太郎の代勤たりしに因り斬罪宣告の際良太郎に對して「良太郎儀不存事には候得共本人として其科難遁依之持掛り知行高二百石之内四十石被滅之殘て百六十石之内十二石御仕法之減少石差出之被預置猶殘て高百四十八石被立

遣候事と申渡さる

此時期に方り筑前黒田氏との關係及び高杉晋作の筑前行亦之れを記述せざるべからず十月二十九日筑前藩士田丸實小金丸兵次郎對州藩士平田主馬久留米藩士淵上郁太郎馬關に入る淵上は浪士を以て久く長藩に流寓し京都七月の變同志と共に長軍中に在り京都事敗れ長藩日に逆境に陥るや意深く之れを憂へ筑前の月形洗藏早川養敬に説く所あり二人長藩の爲めに力を回護に盡し以て後事を圖らんと欲し藩の執政黒田播摩矢部相模大音因幡等に説き又田代在住の對州藩士平田大江に説く黒田等幕府の嫌疑を恐る月形等は此事を以て朝幕の爲めにして長州に私するに非らずと爲し遂に其同意を得て藩の密使を萩に發することに決し先づ田丸及び平田の子主馬をして渡海して其地を爲さしむ筑前の藩議は事情視察の爲めに遣ると云ふに在り當時小倉に副總督府ありし爲め田丸一行は十月二十一日發途し耳目を避け迂路を肥前に取り伊萬里より舟にて其二十九日夜半馬關に着せり此間に於て又高杉晋作脱藩入筑の事あり當時谷梅之進と變名せり是れより先き二十四日穴戸左馬之介等の野山獄に投ぜらるゝや高杉晋作亦危し乃ち遽に萩を去れり伊藤公の談話に曰く高杉も縛らるゝに相違ないと考へたものと見へてはんと脱け出し

て筑前に行て仕舞た今で云ふと夜の二時頃に宅を逃げ出すと四時頃には捕  
手が来たさうだ其時に「一杯は宅の關の心地なり」と云ふ發句を詠で居る  
り井上聞多を其創床に訪ひ二十六日夜檜崎彌八を訪ひ説て共に脱藩せんとす蓋  
し高杉の意九州に赴き鎮西の有志を結合し俗論派政府改造の策を講せんとする  
に在り檜崎辭して應ぜず二十七日乃ち蹶然獨り起て装を變じて山口を出で徳地  
に至り山縣野村等と會し談論夜を徹す此時高杉行燈に「燈火の影小さく  
見る今宵哉」と書せしと云ふ翌日徳地を發し  
富海より輕舸に乗じ二十九日馬關に着し山縣は伊藤傳之助をして  
之れを送らしめしと云ふ白石正一郎の家に  
入る詩あり曰く脱來虎狼穴潜伏在  
君家無奈二州裡人心亂如麻是に於て密に中村圓太と謀り十一月二日長府藩士大  
庭傳七正一郎の實弟を隨へ中村と共に舟馬關を發し博多に向ふ淵上郁太郎恰も田丸等  
と共に馬關に在り中村等の渡海を不可とし之れを止む聽かず

案するに田北多仲が馬關より政府員福島吉右衛門に寄せたる書及び林田勘七  
郎(即ち淵上)より月形に寄せたる書は此間の事實を概見するに足るべきを以  
て皆左に録す

## (田北の書)

扱は昨日及御談候筑使明五日爰元出足にて六日御地着之筈に御座候間何分乍  
此上御都合能御目通り相調候様各様御配意を以て何卒宜御頼申上候實に當節  
此御危急之御國を御取扱被成度との御事誠以御懇切之御事にて是れを御取遁  
し被成候へば最早孰方とも絶交にて援助之國一國も無之様に相成孤立の御國  
に相成候譯にて其上御扱を以て軍には致せ申間敷との事に付無此上事にて決  
て總折合之儀と被相考候間其段御勘評被仰付何分各別に御會釋相成頂戴物等  
も被入御念候様之御詮議振偏に相願處御座候私今朝四時歸關早速御地之都合  
宜段先方申聞候處大に安心仕候左候はゞ早速國元へ申遣はし早々列藩へ追討  
論に付御談之趣有之今少し見合吳候様にと夫々使者差出可申との事早船にて  
申越候筈に御座候誠に妙にては無御座哉捨る神あらば助る神可有とは此事左  
候へば御密使之事には御座候得共願くば黒羽折之者金谷邊差出案内被仰付度  
成丈御丁寧に被仰付候様此段上總殿にも重疊申進候様と申事候私儀當節已に  
非役にてケ様之儀申上甚以奉恐入候得共參懸り且當節之儀在非役に不拘氣付

筋は申上度心得に罷在候宜御容謝可被下候云々

(田北の書)

筑前御内使者明六日出萩に付何卒格別被爲入御念金谷迄案内黒羽折之者被差出候様所祈に御座候先觸には筑前藩田丸何某對州平田何某と兩人にて御座候處今一人淵上と申書生此度筑前を説付け候て誘引いたし候者夫は當時浪士に付態と筑前田丸が一達の内に相加り罷出名前出し不申候へ共此者最初より第一に心配仕候者故着の上は此人共三人御同様御會釋相成候様御沙汰所祈御座候尤右に付何か御議論も可有御座哉候へ共何分爰許にても道中にて始終其通りにて萩斗御様子相變じ候様にては此者不平を生じ候ては折角之御取扱も破れ可申候誠に於爰許汗を握り罷居候付幾重も前斷之通御沙汰可被下候

一、三田尻招賢閣より筑の浪士其外又々密に當關罷越内々筑へ渡來の促しいたし候由仄かに此度之御内使者淵上一同承り大に心痛右は此度筑に此御方の儀御周旋一條に付ては素より當節諸藩出張中彼は大に嫌疑有之夫故此度の御

使者も態と肥前へ廻り彼國より出帆いたし候位已に此度彼藩浪士三人先月爰元より歸國いたし候處諸方への嫌疑を避んが爲に態々右三人を致禁錮候程の儀にて畢竟長州と内々結び居候風説藩々有之大に心痛いたし又々此度長州より浪士罷歸り候へば愈嫌疑出來いたし候付何分此御周旋程能御調候迄は誠に穩密に致し候はでは事々故障出來可致と深く憂ひ大心痛の様子に付早速三田尻表へ堅く被仰付屹と當節筑前浪士は尙更外出被差留且諸藩の分も當節諸方へ散候ては大に御國害を生じ可申に付此段申も疎御賢考被成下早々三田尻御嚴令被仰越可被下候

一、此度肥後より筑前へ内使有之右は此度長州出征の儀貴國には如何被成候哉思召承度との由畢竟内實は申合候由にて態と右之使者差越吳候様左候得は肥後より内々個様申越候段を以て隣藩其外申合の手釣をこしらへ候策の由にて已に其手は行ひ候由にて淵上が内話には向々段々出勢は相見候へども決して御氣遣被成まじく中々矢庭に事出來は致間敷と申候右は前斷の内策を承知

の事ゆへ申候全體前斷の趣は筑使は一向不知貌にて罷居淵上が極内話にて御座候 五日

(淵上の書)

從馬關急飛を以て謹啓仕候向寒之砌に御座候處益御安康可被成御勤奉敬賀候先日來は不容易御厚情に預り千萬辱萬謝仕候濱崎にて隙取り去る二十九日出帆仕候然るに當藩之形勢も高崎伊太郎の策略に岩國被迷毛利伊勢と申者と合談兩君俗論説の爲め萩行有之候處擁閉清水清太郎前田孫右衛門を始め是迄執政參政之者大略除役申付三大夫も頗ぶる危き都合に付有志の者共不堪憤激元の政府を押立諸隊共山口へ會集四千許の人數籠候已に今日萩へ乗込俗論家と對論事により戦争にも及候様相見へ候長府清末も山口元の政府同意にて明日より山口へ被參候上萩へ乗込の合自然は岩國より押寄戦争に及候哉實に混雜不可謂儀に御座候馬關出張の者共は追討相迫り候は、最早内場今日の姿に付小倉へ押出候處評議は實に相立居申候右にては矢張昨年の妄動にて成功は迎

も六ヶ敷被思候<sup>前</sup>は筆遣迄も一和に相成候様周旋致候筈に御座候間兵次郎君も暫時御歸延引仕候様存候へども其邊は幾重にも貴所様方より御配慮被成下候様奉願上候猶委細は兵次郎君より被仰越可申候彼是取紛中右迄捧亂筆候早々頓首

十一月四日

林田勘七郎

月形洗藏様

侍史

猶以唯人君御潜行に相成候儀私共より餘程相留候へ共御同人も何か御策有之候由にて御聞入無之御越に相成候乍併御同人も是迄不容易御盡力も被下候儀に付何卒御激怒被成下間敷様奉願上候猶亦只今多喜田多仲と申者早近々のこと萩より罷越候處兩君殿には私共の參り候事御待被成候よし且又政府の人も正論家殊の外激怒致候に付ては小々恐怖の體も相見一和の事私共へ取扱方頼み候心中も有之ともにては無きやと被察候自然は雨降て地堅るの道理にて五

六輩罪に落ち候人有之候はゞ是れより一致にも相至可申哉とも相察申候乍去今の形勢にては大小一戦にともは至り不申哉と風説有之候追討も大に急迫候様子に承知成丈け遅緩に相成候様御盡力奉願上候只今の様方向不相定内急迫に相成候はゞ遂に正論家堪兼是れより手を出し候儀必定に御座候左様候ては愈以成功の目途無之積る處皇國の分裂と相成真の勤王の深事出来兼可申と懸念仕候何卒宜敷様御汲取被下度奉歎願候

田丸等の萩に着するや九日公に見えて其藩主美濃守の毛利氏の爲め居中幹旋の勞を取り開戦に至らざらしめんと欲し爲めに特に密使を發して來らしめんとせるの意を陳す公其厚意を謝す田丸等公の親書を得んと欲す因て來意は別に密使を發して之れに答ふべきを告げて之れを辭す既にして田丸等の萩を去り馬關に還るや黒田氏派する所の密使筑紫衛淺香一學早川養敬長谷川範藏恰も至る此に於て田丸淵上之れと共に更に萩に赴く平田は直ちに歸途に就きしものゝ如し三大夫四參謀は實に此時を以て或は死を賜ひ或は刑死す而して筑紫等未だ之れを知らざるなり十四日

筑紫等萩に入り藩内一和の要を説く乃ち更に我より返使を遣るべきを告げ之れを還す十八日桂治人を筑前に遣はす密使に報するなり諸隊有志佐世八十郎駒井政五郎藤村五郎亦筑前に赴く諸隊の士に在りては萩政府の桂治人を筑前に遣るに慊焉たらず陰に之れと對抗せんと欲し甚しきは筑前人の桂を斬らんことを希望するものあるに至れるが如し

案するに筑人著はす所の持危勸解に據るに筑前使節は薩長和解と正義派志士の免罪登庸との二事を説けるものゝ如し大要蓋し然らん唯、當時萩政府の状況を以てすれば正義派免罪猶ほ難し況んや登庸に於てをや故に此點に於ては遂に要領を得ざりしなり又薩長和解の意義は筑使若し此事を説きたりとせば慶應年間の薩長和解とは其意を異にし單に薩と相反目せず其所説に従て恭順を表し幕軍の開戦を避くるの道を講じ以て藩國を全くし後事は徐に之れを謀るべしと云ふの意に外ならざりしならん少くとも萩政府は斯くの如く解せしこと明なり降服恭順に絶対不服の諸有志等は蓋し之れを看破せり是れ其益

激昂せし所以ならん中村圓太より月形への書左に録す略其消息を知るべし

(中村の書)

爾後彌御壯健奉賀候陳は先頃も鳥渡傳書差出候通長藩の内訌甚切迫之情態何卒折角御盡力被成下候様奉頼上候就て此節有志間より内密使者として佐世八十郎駒井政五郎藤村五郎の三十其地迄罷越候條委細御聞届之上入御周旋奉專願候伏て願は此般は是非とも有志の一大夫御使者に被罷越御説得に相成候はゞ當藩有志の力とも可相成候條老兄御賢慮を以其段御取計早々相運候様伏て奉願上候將又萩表より桂治人御使者に被參候由此仁は俗論家故其意をも御含御應接可然奉存候此許有志者よりの頼みには何卒筑藩内に於て斬姦致吳候様精々被相頼候左様無之ては此後之戒に不相成候故屹と懲させ以來は又々俗論家より恐怖して二度と使節差立候様の儀仕間敷との遠謀に御座候但藝藩と  
□□□原文不詳左様に處置致候は證跡相顯れ不申候様御遠慮肝要と奉存候東行君之儀は御同藩其仁之御心に任せ去就御決可然奉存候條公御引受之儀は何れ御

覺悟被下置候方萬々可然奉存候委細三士より御聞得可被下候様是祈草々

十一月二十四日

吉 成 叶

月形 洗 藏 様

同月二日高杉晋作の馬關を發するや翌々四日博多に入り月形洗藏鷹取養巴早川養敬勇<sup>後ち</sup>等と會し謀る所あり<sup>高杉は萩俗論政府の改造を計りしものゝ如し</sup>尋て筑藩士伊丹慎一郎江上英之進等に護せられ肥前田代に赴き平田大江を訪ふ時に對藩亦佐幕派勢を得て事意の如くならず乃ち博多に歸る<sup>高杉が田代より肥前関堰に寄せたる詩あり曰く妖霧起雲福雨暗濛濛路頭楊柳舞東風政如猛虎秦民怨今日何人在漢中</sup>岡藩の要路亦高杉等が期する所の如くならず因て身を野村望東尼に托し其城外平尾村の山莊に潜伏す<sup>望東尼は勤王の志に厚く善く志士を遇す慶應元年十月筑藩之れを姫島に配流す同二年九月高杉等奪て長州に置く同三年十一月逝く或は曰く長兵の入京に際し斷食して其奏功を祈る爲めに寒胃して遂に斃ると</sup>

案するに十一月二十日淵上(林田)多田より長府老臣三好三澤二老臣への書翰は此狀況を概見するに足るべし

(淵上多田の書の節略)

私共儀も一昨日博多へ到着御地之形勢急迫之事態も申述周旋之効速に相立候様早速申入置候猶又小金丸筑紫之諸兄も大に迫込に相成候由に付又々尊藩其外岩國藩へ密使罷越御都合に廟議相決候由所々出張所へも兩三人罷越精々論判致候模様にて御座候然るに當藩も未だ因循家之黨要路之向へ罷在候儀にて萬事有志輩存慮通りにも運兼候處殊更今般三大夫之御處置より萩表御廟議之次第により俗物等猶勢を増し候都合も有之矢野榎庵杯も一入痛心と察候云々始め高杉の博多に入るや喜多岡勇平等其言に感ずる所あり尋て勇平自ら廣島に赴く吉川監物恰も廣島に在り十九日監物に見て筑前藩曩きに長藩と絶交せしも更に復舊せんと欲するの意を致し且つ曩に高杉の語る所に據り萩政府の現状を難し有志派の登庸を促がす而も固より其効を見ることを得ざりしなり

(吉川周旋記抜萃)

筑前の内使として喜多岡勇平は十一月十八日監物の本陣に至り左の意を述べ

是迄御双方之御爲と相考へ及御絶交候處舊來之御交誼如何にも難被捨自今何も以前に不相替御往復被致度御挨拶旁申付越候

一高杉晋作其外先達て筑前罷越申分に此度山口御政道御一新と唱へ役人共黜陟致し何も監物様御趣意と申立候於私是は左様は不相考候得共何卒此御方より御取持にて是迄之役人半方位は召仕相成候様岩國様へ御周旋被下度段申述候に付ては監物様御心得之爲御報知被致候何卒御鎮撫御盡力被成度段申含差越候

右に付晋作氣付之廉至極尤之儀に付可致盡力段厚く御挨拶有之候事



第二十四章 元治元年冬期の毛利氏 (其三)

吉川監物の廣島行○志道安房の廣島行○三大夫首級の提出○監物の總督府陳情○監物と辻西郷等の會見○監物の歎願書○開戦猶豫の幕令○監物の歸邑○志道安房の復命○監物の復命○二公の天樹院蟄居○恭順の布令○巡見前の内檢○小倉方面の形勢○高杉の歸藩○五卿及び諸隊の長府移轉○諸隊長府侯への上書○赤根と高杉○長府世子清末侯の萩行○諸隊の陳情

十一月十二日吉川監物岩國を發して藝州に赴く已に三大夫處分を了せり將さレ總督府に到りて寛典を請はんとするなり十三日草津に入り特に香川諒をして書を總督府に致さしめ廣島に入るの命を請ひ十四日草津より廣島に入る

(監物の願書)

私本家毛利大膳儀兼て被爲禁入京候處陪臣福原越後を以歎願に托し強訴仕國司信濃益田右衛門介等追々差出於闕下發砲加之父子黒印の軍令狀授國司信濃

候罪科を以御討伐可被仰付旨當度奉蒙御嚴達實以奉恐縮候就ては私儀謹慎中越境之罪萬死難遁儀には奉存候へども御軍門に罷出難默止心底乍此上奉愁訴度只今草津驛迄到着於此所相控居候間御垂憐を以是等之儀何卒御取上被仰付被下候様伏て奉懇願候恐惶敬白

十一月

吉川 監物

其前日志道安房三大夫の首級を持し岩國を發して廣島に赴く安房は廣島よりの歸途此の命を受けたり翌十四日成瀬隼人正總督に代り國泰寺に於て戸川鉾三郎と共に首級の豫檢を行ひ之れを收受す志道又參謀宍戸佐久間竹内中村の四人を斬に處し餘三人久坂寺島來島は京都に戰死せる旨を申告し直ちに歸途に就く

(目付三隅作藏の報告書)

一筆致啓達候益田右衛門介殿其外首級爲守護過る十三日曉七ツ時比岩國表出立同夕七ツ半時比藝州二十日市之驛迄罷越候處彼地關門詰居之役人より差控候様申來候付相待居候處同夜八時に至り通行可然由申來り候處吉川公よりも

首級差急ぎ候由に付彼之驛より乗船にて早々持參候様御彼方御使番役へ申來候由に付同夜七ツ時頃出帆海陸無障翌十四日朝五ツ時頃藝州廣島川口六丁目と申處へ着船仕御様子相待居候處晝九ツ時頃御仕構宜由吉川公御使番役より申來候由御傳有之候に付彼地より揚陸仕り安房殿拙者一同國泰寺と申寺へ首級持參仕候處成瀬隼人正殿戸川鉾三郎殿其外列坐藝州公役人首級請取可申段演說有之候付首級引渡相濟今十五日夜岩國表迄歸着仕候付唯今迄之處爲御注進申越候間此段御當役中へ被仰達可被下候右爲可得御意如斯御座候恐惶謹言

十一月十五日

三 隅 作 藏

尙々藝州迄出張之諸藩凡三千人位軍装にて國泰寺門内外警衛仕居申候此段をも荒々申進候已上

中川 宇右衛門様

椋 梨 藤 太 様

岡本 吉之進様

十六日吉川監物國泰寺に到り總督府成瀬隼人正戸川鉾三郎永井主水正等に面す藝藩士辻將曹薩藩士西郷吉之助亦次室に在り監物進て願意を陳す永井主水正詰問する所あり監物乃ち之れに答へ終て其船に歸る

(答辯の要旨)

一 軍令條の事

二公は暴臣に迫られ疑惑ながら黒印の軍令を渡したりと辯ず是れは曩に麻田公輔が岩國に在りし時山口政府と往復して決定したる所と異なれり前章を參照すべし

一 世子上坂の理由

夷艦襲來につき天意を伺定めんが爲めと辯ず

一 世子上坂に軍装ありし理由

外夷襲來の時大坂邊一方の守衛に當らんが爲と辯ず

一京都の敗報を聞て船を返へせし理由

京都の勝敗によりて世子の進退を決したるにはあらず只意外の變なるを以て更に公の命を受けんが爲めなりと辯す

一萩山口の城を沒收するに異議なきか

監物確答すること能はずと答ふ

一桂小五郎高杉晋作は如何にせしか

居所不明なりと答ふ

(吉川周旋記)

今日督府并に公儀役人方國泰寺出張引受有之候間殿様御出被成候様との儀昨十五日藝藩寺尾生十郎より申上置候處今曉同人爲御案内罷出候に付直様御出被遊國泰寺本堂御拜口より被爲入控席へ暫時御休息被遊候事

但薩藩大島吉之助御控席罷出御内々申上候は後刻監察方より御黒印之趣詰問有之候節如何御答被成候哉之段御聞合申上候に付黒印之儀は暴臣共父子

を誣誣し乍疑惑相渡候段御答可被成被仰聞候處夫にて御格別無之と申上引取候事

殿様藝州家老辻將曹御案内にて御本席御出被遊候處總督御名代成瀬隼人正殿御目付永井主水正戸川鉾三郎其外軍目付三人列坐御次の間に辻將曹大島吉之助兩人詰居候事

右御席にて殿様より御歎願之趣縷々御陳述被遊候處永井氏より御軍令條之趣詰問有之候に付軍令黒印之儀は暴臣共大膽父子を誣誣し疑惑ながら相渡候儀にて聊野心を挾候心底毛頭も無之段詞を盡し巨細御辯解被遊候得ば永井氏改て此度長門儀如何様之主意にて登坂致候哉と問寄に付夷艦擗海に襲來之風聞承り皇國之御一大事と奉存天意之被爲向候處を窺ひ定臣子之分を盡度心中に御座候永井又問百餘艘之船數にて殊に行装も不尋常候儀は如何之譯に候哉御答萬一切迫之場合に立至り候節は素より攘夷之令を奉じ居候に付大坂表一方之御守衛をも奉蒙度心底にて多人數召連乗船仕候永井又問京師變動之様子承

り途中より引返候儀は如何之譯に候哉京師之一舉勝利なれば登坂可致候得共不勝利故引取候様之嫌疑難免御答聊も勝負により進退を決候譯には無之何分にも父子申付之外實に意外之大變報知有之驚愕之餘り直様引返し父大膳へ申聞其上にて何とか勘辨振も可有之と存じ引返し候儀に御座候永井氏重て申分に其御方申分之儀は逐一承り届候乍併不容易事件に付尾老公御征伐之台命を被蒙御出張之儀に候得ば何れ城々被召上候様にも可有之如何相心得候哉との事に付城々とは何れの城に候哉之段御尋被遊候處萩山口之城と被申候に付殿様より御答之趣は此度監物は太膳父子に代り歎願にこそ罷出候譯に候得ば此等之御達を蒙り歸候ては父子謹慎之効更に不相立候故父子は申に不及家中之者に至迄如何相心得可申哉と心配罷在候加之萩城は外海を引受候に付外夷襲來攻撃之恐も有之折柄山口は地之理も宜敷旁小き土居を築き引移致候譯にて中々城と申構にも無之候得ば右御沙汰之儀は大に難澁之儀と相考候段御答被遊候處永井氏より右は達て申譯には無之恭順と申事なれば城々被召上候ても

異議は有之間敷哉との談話にて全く達には無之候間御請と申には不及候段被相答候に付其儘に被差置候夫より永井氏懷中より平帳取出し桂小五郎高杉晋作等當時如何相成居候哉御答兩人共に行方相分り不申候  
右之通彼是御應接被爲濟一應御控席へ御歸座之上御引取被遊夕八半時御本船へ御歸り被遊候事

夜に入て監物又藝州侯の別墅に赴き辻將曹西郷吉之助等に會す辻西郷と頻りに監物の歸邑を促がす監物進軍猶豫の幕令を得るに非れば決して去らざるの意を告げ應ぜず

(吉川周旋記)

今日暮時分藝州侯より御川手御殿へ御案内に付殿様御出被遊候處辻將曹大島吉之助植田乙次郎寺尾生十郎等罷出居御引受仕り御馳走物差出候其節何れも今日永井氏へ御應接萬端御拔目無之段御挨拶申上且歎願書も御受込相成候に付最早御出帆御歸國被成候て可然哉之段申上候處殿様御答に折角此度御歎願

に罷出候儀に候得ば十八日征討之期限御猶豫と申歎何ぞ其邊之御メり無之て  
は其所詮も無之候間徒に引取候儀は如何にも難澁相考候に付何卒一應之御メ  
り被仰出候様御周旋頼入候段被仰聞候處何れも御尤之儀に奉存候早速其邊之  
御仕便も可有之尙又於私共も一入盡力可仕段申上候に付香川諒へ御様子承り  
歸り候様御含被遊御本船へ御引取被遊候事  
更に書を總督府及び藝州侯に致して切に其情を陳す

(總督に出したる願書)

今般本家々老毛利隱岐志道安房へ御征討之御嚴達被仰付候趣謹承仕彌以奉恐  
入候已に度々歎願申上候通り京師大變之儀は全く暴臣之所行に付罪魁益田右  
衛門介福原越後國司信濃三人之者嚴刑に行ひ此度首級差出奉備御實檢候其餘  
參謀之徒一同斷罪に處し申候且大膳父子より軍令狀家來之者へ相渡し候との  
御事は又右之輩父子を誑誣し色々取捨候次第にて素より於父子野心を挟み候  
儀毛頭無御座幾重も奉恐入相慎罷在候間何卒御寛大之御沙汰被仰出候様可然

御執成之程偏に奉歎願候

吉川 監物

(淺野氏に出したる書)

私本家々老之内乍恐於輦下暴動仕候儀に付御征討之御期限切迫に及候段竊に  
奉窺大膳父子を始末家中闔國之士民一統痛心泣血仕候就ては罪魁益田右衛門  
介福原越後國司信濃三人之者嚴刑申付此度首級差出奉備御實檢候其餘參謀之  
徒一同斬刑申付候此上父子に於ては急度改心恐懼仕寺院蟄居只管奉謝罪候間  
何卒御寛大之御吟味を以て御征討之儀御慈憐之御沙汰被仰出候様奉希上候此  
段可然御執成之程偏に奉懇願候恐惶敬白

時に總督府は既に開戦猶豫の令を從軍諸藩に下せり猶豫の令は既に十四日を以て使人に於て西郷等之れに言及せざるは當時猶ほ秘密にせし十八日總督國泰寺に於て三老臣の首を諸方に發せるに十六日夜の會合ならん十七日に至り西郷より之れを香川諒に通せり 級を實檢す十九日監物召に應じて總督府に到る成瀬隼人正總督に代り永井主水正戸川鉾三郎席に列し督府の命を授け且つ三大夫の首級を賜ふ監物書を以て奉

命の意を答へ二十一日宇品より岩國に歸る

(命一)

先達而戸川鉾三郎より申渡候追討之御主意之趣に付吉川監物を以申立候謝罪之廉々は有之候得共猶大膳父子恐入候次第自判之書面を以早々一出候

(命二)

一三老臣之首級は請取參謀之輩斬首之儀も承届候五卿之儀も申出之通無遅引可差出候且右へ附屬之脱藩人之始末も早々可申達候

一山口之儀は新規修築之事に付早速破却可有之候事

案するに小倉方面に於ては副總督府并に肥後等總督府の處分を寛に過ぐとなすの意見多かりしに西郷吉之助廣島より至りて辯ずる所あり當時西郷が陳べし所の廣島方面の状況を越藩の小倉在陣日記に記する所左の如し

今日薩州家中西郷吉之助藝州廣島より到着夕方御本陣へ罷越す同藩吉井幸輔同道なり本多修理酒井與三左衛門酒井十之丞應接吉之助申聞候は私儀去月二十三日大坂表にて尾老公より御呼出にて今般長州御追討に付見込通如何候哉

御尋に付相答候は今般之御處置は敵之勢を離間せしめ長人をして長人を討たしめ候様に致候こそ長策と奉存候趣然る處御直命にて今度征長に付彼方より謝罪等之儀萬端周旋取扱候様被仰付候尾公は去る十六日廣島御着に相成私儀は去る二日廣島へ着直に防地へ入込吉川監物に面會今般朝暮之命を以尾公を始諸侯之官軍諸道より押寄候付ては既に天地に不容之朝敵然るに尙官軍へ對し抵抗被致候哉糺問候處吉川家申候は必々左様之儀は無之幾重にも御詫致候心得と申聞候に付左候へば早急其御手段可然併御詫に付ては其廉不相立候ては相叶申間敷如斯々々被致候はゞ其筋も相立申べく申聞廣島へ引取候由三主謀之者指出御詫仕度旨を申立候故吉之助も御請取被成候様申上候處尾州にては矢張首に致し指出可申旨御指圖に相成竟に三臣之首を刎ね實檢に具へ參謀之者を斬り監物自ら罷出御詫致候様相成候趣然る處廣島にて大監察永井殿監物へ是非面縛開城に迄及ぶべくと被申渡候に付監物は顔色青醒はつと御請に相成候得共引下り申出候は開城面縛之御嚴命に於ては第一國中之士民共不

落合之勢監物切りには御請も難仕此上は無據死守と申に相運可申哉之趣にて其座は相濟候由依て吉之助御惣督并監察へ罷出候處其方には如何之見込に候哉御尋に付吉之助相答候はさればの事に御座候元來面縛開城迄之御内意候はゞ始より周旋も談判も無用之儀にて兵力を以て争ひ候より外無御座候面縛開城と申は城中刀折れ矢盡き十死一生と申時之敵情にて官軍封境に臨み候一戦にも不及して其儀には至り申間敷且又彼防長兩國死守仕る時は兵力を以て争ふとも恐くは一年や半年にては成功も難計曠日彌久之内討手之諸侯も疲弊に難堪必ず異論紛起終に爲すべからざる勢に相成其節一々御糺問に相成候共奉命可仕藩も無之幕府之御威光も相落土崩瓦解に相成可申存候御賢慮之趣如何拜承仕度と申上候處此方にては左様に存候との事也尙打解け可申出とも存候得共席柄と云言の圭角も出候事其方の手心を以て和氣を以押合候様にと永井殿被申付依而又監物へ應接に相成今度大膳父子末藩迄如何様之罪科に被仰付候共御請可仕自判之書付爲指出新築之山口城破却五卿預け同附屬之脱藩人

之處置共三條之御請に相成申候扱右三ヶ條御處置相濟候はゞ大膳父子并末藩迄之御處置長防御削り地等の公裁被仰付速に兵甲を御解被成近國に境上之御警衛被仰付候様仕度段申上候事に御座候右兵甲御解之儀は御惣督御全權を以御指圖に相成度若哉幕府へ御伺に相成往復之間時日を送り候儀に候はゞ弊藩に於ては只今兵を解歸陣可仕と言を盡して申上候由扱又長州御仕置之儀は大膳父子は落髮退隱又末家清末は素より激徒の暴議に與せざる由に付此人を以毛利家社稷を續しめ長府を宮市小郡へ移居せしめ下ノ關大島上ノ關邊十萬石を召上られ且又吉川監物儀は宗家の爲に盡力し國難を救ひ候功を以大名に御取立相成候はゞ伏罪の心底も相顯れ幕府寛大の御刑典も相立長防人民も鎮定し天下人心を落合可申此度之御處置是等の所を至當と存候趣申述候處尾公初大小監察も何も御同意との事にて長防御仕置之儀は公邊へ御任せに相成前三ヶ條吉川監物御請に相成候句切りを以五卿受取方も夫々相濟候はゞ列藩の兵甲は御一已にて御取仕切御解可相成との御沙汰の由右應接終て吉之助歸宿

一右吉之助話に依て色々御評議有之尾公御寛裕の御處置振り今一應何にとか被成方も可有之もの歟吉之助見込は天下當今の勢を以て大觀致候事なれば是れ又無據といふべし此内にも尾公寛大之御見込を以吉川監物の御請而已にて幕府へ御伺も無之御取仕切諸侯の兵甲御解被成候ては萬一幕府より御嚴科被仰出御見込違相成候ては甚だ御六ヶ敷者幕府は兎も角朝廷よりの御趣意と行違候時は實以手本に事起り御大事の儀其節に至りては尾公も定て御困難に付氣附候分は精々申上可然幸肥後沼田勘解由長谷川仁右衛門も居候事なれば是等の見込も打合同意に候はゞ申合尾公へ建言可申直に夜分沼田へ申越明朝御出被下候様との事なり就ては西郷吉之助へも今一應篤と承り度且此方よりも見込話度に付同人へも参り候様申越候事

(吉川周旋記十一月十九日の條中)

殿様督府御詰居の節大島吉之助より御直に申上候廉々左に

一御父子様御自判の御書面御差出之事

一御三末中書面御父子様一同被差出候事

但手間取候時は跡より被差出候ても不苦猶御書面は何れも使者にて被差出候て不苦候事

一五卿方附屬脱藩人之儀は國所姓名等公邊へ御附出之事

但此條は少々遅々に及候ても不苦候事

一御退隱御見合之儀は追而御被仰出候時之御一助に相成候との事

萩に於ては十八日公諸臣を城中に會し曩に毛利隱岐志道安房が草津驛に於て幕吏より受くる所の幕府送兵の趣意書を示す十九日志道安房藝州より復命し具さに首級交付の狀を陳ず公其勞を多とし安房を進めて加判役と爲す二十五日監物の臣桂九郎兵衛萩に到り監物藝州應接の復命書を致す二十五日二公出で、城外の天樹院に蟄居す幕意を奉ずるなり實は常居にはあらざりしなり一藩に令して恭順の意を傳ふ令に曰く

方今御恭順之道御專守被成候趣追々被仰出候得共間々心得違之者も有之



候哉に相聞不被爲堪御心痛猶又御兩殿様共天樹院へ御蟄居被成候段被仰出候程之儀に付彼是之次第深く令勘辨假にも心得違無之様内意被仰付候事

二十八日夜尾州總督吏員横井市太郎繁澤又市高羽總左衛門久野作次郎安井秀作佐藤莊次等徳山藩士梅地央飯田幸藏と俱に山口に來る梅地飯田は徳山より同行せしなり山口町奉行内藤仁右衛門出て之れに接す幕使將に藩内を巡檢せんとするの議あり先づ來て内檢せんとするなり横井等先づ大神宮を拜し湯田に浴し而して長府清末を一巡せんと稱す議俄かに變じ皆果さず二十九日早味山口を發し徳山を経て廣島に歸る初め横井等長府清末巡察の議あるや萩政府諸隊の危險を思ひ特に目付林忠右衛門物頭佐世吉次郎國事掛中川宇右衛門を山口に遣はし先導護衛の準備を爲さしむ而も其議變ずると共に半途に止む横井等の山口に在る終宵酒を呼び山口城破毀の如きは單に屋上の瓦片を除去すれば足れりと豫言し形式を以て巡檢を終り倉卒歸路に就けり而して總督府の意亦之れを以て足れりと爲せしものゝ如

浦日記二十九日の條に曰く今朝野村淳助市來宗次郎參候間致相對候處從萩御目付林忠右衛門物頭佐世吉次郎國事掛中川宇右衛門參り打寄段々致評議候尾州人も夜五ツ半時分到着終小休にて酒出兩人剛飲有之由以上四人參候由兩人は徳山より罷歸候様子に御座候内藤仁右衛門致應對徳山より附添梅地央飯田剛藏參り剛藏餘程取入應接談合都合由に御座候大神宮參詣湯田入湯杯と申候處是れは又申さぬ以前に致し吳候様申事に御座候四ツ過より酒始まり曉七ツ過迄兩人飲明一人は通例同一人は下戸之由に御座候今日立させ度剛藏へ心配仕せ候由に御座候段相話候且又御住居地見度段申候は斷り候も却て嫌疑も可有之其節は見せ候様於萩評議相成候若馬關越候は御目付物頭警衛被仰付候由に御座候事

此間小倉方面に於ては小倉侯九州幕軍先鋒の命を受け其老臣島村志津摩小倉兵先鋒の任に在り十八日島村先づ松本熊太郎右田善司等を馬關に遣はし長府清末に就て其向背の決意を問はしむ萩政府亦小倉方面の進軍を緩くせんと欲し嘗て馬關に於て捕ふる所の小倉小民庄吉を小倉に送還し因て副總督以下に事情を通じ激徒若し海を涉り事を起さば其討伐を囑せんとし人を馬關に遣り未だ其路を得ず會、松本等至る乃ち托するに諸老臣より小倉諸老臣に寄するの書を以てす

(小倉への書翰)

一筆致啓達候向寒之節御座候得共各様愈御安泰可被成御勤珍重存候扱は其御國之庄吉と申者當八月頃於赤間關相捕置候由當節相顯候右は近年家老益田右

衛門介其外姦吏共徒黨を結び大膳父子は不及申拙者共へも萬事不申聞恣に國政を取行國中動亂終に當節之國難に立到り氣毒千萬之儀御推察可被下候就ては此内益田右衛門介福原越後國司信濃三人之首級公邊へ差出御斷申上殘る姦吏共致誅伐諸役人不殘一新致候故前件之人柄致迷惑罷居候段も漸く相分り今更對其御元へ申分も無之氣毒千萬之次第に御座候依て右之者爲御引渡一人相添差送申候間御請取被成下程克御斷被仰上可被下候尙又前書に相見候姦吏共へ相屬候無賴之惡行都合千人計も有之國中於所々致沸騰候處慎中之儀に付急に追討も難相成孰も心痛罷在候自然と彼者共御國內へ立入暴動之所業に及候儀も有之候は、早速御打果可被下候且又此段其御地御出張之越前様其外諸家之御方々へも御吹聽被成置可被下候右庄吉御引渡前文之次第御頼旁爲可得御意如此御座候恐惶謹言

十一月十六日

是れ恰も益田伊豆を石州口に遣り益田孫槌を九州口に遣るの命を下せるの時に

して皆進軍の猶豫を求むるが爲めなり十九日長府侯更に其小倉侯に送る書を松本等に致し朝廷幕府に對し他意なきを言ひ進軍猶豫の幹旋を囑し又毛利刑馬村野勝右衛門を小倉に特派し詳に侯の書意を陳ぜしむ是れより先き長府侯は歎願書を小倉侯に寄せんと欲すれども其地警戒嚴なるを以て使者を遣はず能はず乃ち馬關在番役平野極人より筑前若松の賈人を経て小倉の賈人中原屋善右衛門に依頼し善右衛門より小倉家老小宮民部に其旨を通す小宮乃ち副總督に告げ許可を得て之れを長府に通ず故に村野等の小倉に赴くや小倉侯其老臣に非るを以て更に老臣の派遣を促せり此に於て二十二日長府侯老臣田代音門を以て特使と爲し付するに村野勝右衛門林郡平清水鹿之丞等を以てして小倉に赴かしむ田代等小倉に至り毛利氏の境遇を辯疏し併に好意の幹旋を依頼す又老臣三澤求馬に付するに野々村勘九郎を以てして福岡に赴かしむ亦好意の幹旋を囑するなり此時に當て兩督府の間意見稍、寬嚴の差あり副府の意見は毛利氏に處するの方法督府に比すれば稍、嚴なり會、進軍猶豫の令廣島より至り踵で西郷吉之助の來て總督府の事情を告るありて副總督府の氣鋒亦自ら變ぜり高杉晋作筑前に在り三大夫以下刑死等の事を聞き慷慨禁すること能はず三澤野々村の其地に赴くや密に就て

馬關長府等の情勢を問ひ二人に従ひ馬關に歸る時に十一月二十五日なり

案ずるに持危勘解等西郷と高杉と嘗て野村望東尼の平尾山莊に會晤したることを記せるも二人當時の議論行爲當時の文書及び著者が親しく伊藤井上山縣西郷從道侯税所篤子に聽く所の斷定は明に之れを反證するのみならず高杉が筑前に在りし際は西郷は恰も京坂に在り尋て廣島に赴きたるの迹明白にして高杉と面會の時機ありしことなし此の事實は島津家にて西郷所在地の月日を追ひ調査せしに動すべからざる所なりと確聞す十二月十一日夜西郷が小倉より馬關に往きし時も高杉とは面會せざりしとは當時西郷と同行せし税所翁の確言する所なり其實高杉西郷は終生遂に面識なかりし事は上記諸人の斷言する所なり但し西郷の書翰中に其際諸隊の長官等に逢ひしこと見ゆ是れ赤根等なること疑ひなし著者別に詳記あり今略す

萩政府が只管恭順の實を顯はすに汲々たる間に於て山口屯集の諸隊は山口を去り長府に入り其根據を茲に定めたり始め十一月十一日諸隊の山口に在りて毛利

上野の説諭を受くるや意猶ほ之れに服せず殊に其隨員諫早己次郎の言ふ所百事を擧げて恭順の犠牲に供するに在るものゝ如きを見て憤慨の情禁する能はず之れに加ふるに三大夫等刑科に慘死し萩政府又諸隊討伐の形勢なきに非らず是に於て乎十三日更に書を政府に上り而して山口の地形は寡兵を以て守るべきにあらざるを以て陣を長府に移し長府清末二侯の義氣に頼り兼て形勢殷富の地に據り以て後圖を畫するに決せり其文に曰く

諸隊歎願の情實委細上野殿迄申上御取次奉賴候處今以何たる被仰出も無之御國論恢復の御處置無之のみならず三大夫以下參謀の人々迄既に御處置有之候に付ては天下に對し御名義も全く滅し人心沸騰迎も鎮靜難出來候得共深く君上御直書の旨を奉體近日外患相迫不日押渡候様相聞候間暫く人心の方向をかへ外患に向ひ申候先日諫早己次郎持論の通りにては全く君上を欺き奉り悉く正士を殺戮し乍恐御兩國を餌とし終には君上を以て賊に説かんとす俗論の甚敷大逆無道人神共に怒る私共痛憤悲泣共に天を戴くを欲せず候此上遷延被遊

候ては辭屈の人氣一時に發し潰決滅裂如何様の大變相生し候哉も難計何卒速に御實行御揚被遊奸邪御誅斥有之候て御國是御復舊被遊候様被申上被下度奉懇願候以上

甲子十一月

諸隊總督中

十五日諸隊士七百五十餘人名を世子夫人を驚かさんことを恐るゝに托し五卿を奉じて山口を發す午時前衛一軍百餘人隊を整へ先づ發し小郡關門に至り帽を脱し謹肅辭謝して過ぐ申時全軍凡六百人五卿を擁護して發し關門に至り前軍と均しく辭謝して過ぐ蓋し世子夫人恰も懷胎せるを以て萬一兵火山口に起り爲めに夫人を煩はすは臣子の安んぜざる所なれば名を此に假りしなり同日五卿及び諸隊の中陣嘉川に宿す是れより先き公諸隊の鎮靜を五卿に囑す而して五卿は反て公を諫めて政府を改造せんと欲す故を以て十日水野溪雲齋を長府清末に遣はし二侯に謁して其の萩に赴き親しく政府改造を幹旋せんことを囑せしめ將に諸隊と共に山口を去らんとするに臨み供奉吏杉某をして政事堂に至り長府移居の旨を報せしめ又土方

楠左衛門をして浦靱負を見て托するに公父子に致すの親書を以てせしむ浦報に接し先づ五卿に謁せんと欲し直ちに五卿湯田の館に赴く五卿既に在らず乃ち追て嘉川驛に至りて進言する所あり五卿聽かず

(回天實記十一月十四日)

今日も亦引籠り夜半之比奇兵隊中より急使を以て密書差越候間則披見致す所於萩表諸隊討伐之命を下し候由然る所山口攻口十ヶ所も有之場廣之所に付一萬人は無之ては防戰難相調且兵糧亦少候間是れより長府に行清末に連右二藩と合力にて馬關に有之米金を取り役人共は萩に追歸し夫より俗論退治之義兵を起し申度議論一決候間直に明日より當處を引拂可申に付何卒其形行條公御初申上置吳度尙明日諸隊一統罷出候て公卿様にも長府に御轉座之儀可申請旨申來候間早速上書相認上候也

(同上十五日)

病氣を推て早曉參殿致し候所諸隊屯所迄急使被仰付早馬にて罷越候處野村靖

之助も亦馬にて來居候て共々騎り切罷歸參殿其中諸隊不殘罷出皆々軍裝にて大砲共爲引左も勇々敷有様なり隊長の面々拜謁にて御轉之儀懇願有之五卿方にも御評議之上九時より御出馬にて同夜香川驛に御止宿被爲在候自分は浦靱負迄御使者被仰付候に付早馬にて罷越候所留守故直に政事堂に罷出候所亦居合不申色々行向詮議致し候所諸隊轉陣五卿方御動座之事承候て役下の者共引連御旅館に罷出候様候間又々御旅館に引返來り候處既に五卿方は御立に相成候跡にて浦大夫は湯田御殿に來居候間御使者口上相述且宰相公御父子への御書翰を相渡候て彼是と致す中に夕陽に向ひ候に付旅宿にて夕飯共仕舞候て入夜打立候得共夜中之事にて騎り切も不成四半頃に漸く香川驛に着し浦靱負も同刻に來り候て拜謁致し尙亦御直にも御主意被仰聞候處一々御尤至極と感體致し引取候也

(浦日記十四日の條)

一今夜八ツ半過七ツ前にて可有之淳助參り急に致相對候處諸隊之者より檜

崎數馬へ人馬之儀申出候間早速隊中へ參り趣承り候處諸隊關門中に罷居候へど自然砲發等いたし候へば若御前様御妊娠之御様子にも承り恐入候儀に付一先小郡關門外へ相移り鎮靜いたし罷居候段申候由小郡とは申候へ共何へ罷越候哉も難計に付數馬儀は承知致候處を以不取敢萩へ報知に罷出候間差向儀に付私より申上吳候様申事に御座候猶又祖式素助若殿様御内諭蒙り隊中へ説得に參り太田市之進無二之因に付段々議論いたし候得共不相捌素助へは隊中敵場へ罷越候と申候由右に付是れも直様萩へ引取趣可致御注進何分不容易儀出來中々只今何人參り説得いたし候ても留り候模様にては無之段申淳助罷歸候事同日浦靱負諸隊鎮靜の任に堪ざるの責を負ふて其職を辭し晦日に至り聽さる是れより先き七日浦は既に辭表を捧げ此日更に捧げしなり且つ家臣に令して諸隊に與するを禁ず十六日五卿嘉川を發し船木を経て厚狹に宿す諸隊前後して之れに隨ふ十七日五卿諸隊と吉田を經終に長府に入る三田尻駐屯の忠勇隊石川誠之助眞木外記亦此曉より三田尻を脱し長府に來る五卿は功山寺に駐り尙義隊忠勇隊之れを警衛す遊擊隊は江月庵月溪院藏海軒に御橋隊は修禪寺に膺懲隊は本覺寺に奇兵隊は覺苑寺德應寺常願寺に宿し八幡隊は獨り小月に止る

五卿の長府に入るや長府侯直ちに使を遣はして之れを訪はしむ十九日諸隊書を長府侯に上り更に其情を陳す侯慰諭して時を待たしむ上書の文に曰く

奉申上候口上の事

此度諸隊一同御府下へ罷出候趣意は京師の事起り候以後御國論御移動有之候様乍恐奉存候僭越を不顧追々上言仕候處御採用の命を蒙り候得共其後絶て御實踐無之俗論愈時を得恭順の御誠忠を誤り武備も廢し名義も御失ひ被遊候ては不相濟と存詰山口大神宮常榮寺に參籠仕以丹誠歎願仕候處三大夫以下の人々迄御處置有之諫早已次郎の持論を承り候處全く君上を欺き奉り天幕へ御敬忠被遊候御至誠を飾り京師變動の虚に乗じ賊軍を以て官軍とし薩會の私計を以て天下の公論とし名義の存亡事體の本末を不察悉く正士を殺し兩國を餌とし終には君上を以て賊に説んとす邪説欺罔の甚敷大逆無道人神共に怒る實に不堪痛憤悲泣右に付人心憤懣如何様の變を生じ候哉も難計殊に萩表には諸隊に逆名を歸し君意を借りて殲滅せんとするの聞有之萬一千戈を邦内に動候様

立至り候ては奉惱君上候儀深く奉恐入候所目下外患相迫り不日押渡候様子報知有之候間暫く人心の方向をかへ鎮靜の爲め五卿様御供申上直様御府下へ罷出候閣下御正義あくまでも御維持被遊候儀は諸隊一同奉景慕候得共何卒宗藩の危殆を思ひ諸隊の誠意を憐み國是の不可搖動所以を御熟慮被下五卿様清末侯と御協議被遊諸隊歎願の趣を以て宗藩を御輔翼被下候様一統不堪切願萬奉依頼候私共是迄の意趣は追々の建白書別冊呈上仕候間御清暇御瀏覽被下置候様奉願上候頓首謹言

甲子十一月

- 御 楯 隊 中
- 奇 兵 隊 中
- 膺 懲 隊 中
- 八 幡 隊 中
- 遊 擊 隊 中
- 其 外 同 志 中

二十日長府侯毛利勘兵衛三吉慎藏を萩に遣はす蓋し諸隊の事に關するなり此日萩政府命を下し馬關衛處の武器を萩に廻送せしむ根來の意見により實際萩に移さるり入りしとき武器を得んと欲しても長府に移せり故に高杉黨馬關に得る所の銃は僅々なりしと云ふ二十二日杉德輔に諸隊鎮靜の内用係を命ず尋て之れを馬關に遣はす二十三日粟屋帶刀に馬關出成を命じ并に長府に赴き諸隊鎮靜の事を長府侯に囑せしむ二十五日長府世子宗五郎及び清末侯讚岐守俱に五卿に功山寺に會し議する所あり同日長府侯諸隊に諭し輕舉を慎ましむ而して奇兵隊總督赤根武人が長府より萩に赴きしも高杉晋作が筑前より馬關に歸りしも亦實に此際に在り

## (諭文)

其方共此度長府へ罷越候次第一通令承知候然處當今四境切迫之折柄國內一和肝要之事に付御兩殿様深被遊御心勞此度以御直翰諸隊鎮撫之儀御委任被仰下候付ては乍不束爲國家父子間一人讚岐申合一同出萩今一應御兩殿様御旨趣爲と奉窺乍不及盡方可致心得に候間諸隊中深體御趣意決て疎暴之儀無之屹度鎮

靜罷在候様左候て滯萩中は勿論只今より隊中之者一人にても出萩差留候且又諸隊長府へ滯在中領内異變有之候共自己之舉動決て相許さず格別靜肅罷在下知可相待候事

二十六日宗五郎公子清末侯と共に長府を發し二十七日萩に入り二十八日城に登り均しく公に謁す二十九日諸隊杉德輔に托し德輔時に長府に在り更に書を上り天下の形勢を論じて藩情に及ぶ言ふ所更に激切なり其文に曰く

臣等恐懼々々謹而奉密疏候夫國家之大計廊廟之深謨臣等么麼微賤之者之敢て議すべき所に非ず伏惟るに思て不言は不忠之罪言て僭越之罪を得るよりも甚し況や國家之安危名義之存否此時に在り況んや明君賢主遭逢し奉り千歲一時之日に當り城狐社鼠の威を恐れ黙々として止むべけんや城門之災池魚亦免るゝ能はず臣等不堪杞憂依之先般以來不顧斧鉞之誅奉犯忌諱十數度迄上疏仕乍恐御國是を論じ奉り候處獻芹之微忠蟻蝨之情實君聽に不達讒諂之言廟堂に滿ち却て亂賊奸黨の名を被り御前の會議既に追捕之計を獻じ候者も有之由幸

に仁恩如天御寛宥を蒙り候へども奸邪之怨讒愈甚敷輕舉暴動之非議愈起る臣等泣血流涕不知所爲乍恐五卿様長府清末二賢侯に依頼し奉り御國是之恢復を希望仕候然ども臣等區々の情實に至りては竟に明ならず今日も鎮撫の御使を賜はり明日も鎮靜之命を受く歎願の微意に至りては置て不被問臣等至愚なりと雖ども豈暴亂を好まんや誠に内争は外寇の所乘蕭牆之憂聖人も亦懼るゝを以て今日まで沸騰の人心を押へ候處俗論の輩却て追討を恐れ候様申候由臣等素より以一死爲分今日に至り唯臣節の盡す事能はざるを恐る豈奸邪の輩を恐れんや所頼は御兩殿様寛大之慈決して臣等の微誠を御憐察可被遊但物論の蒙蔽によりいまだ左右に達せざる而已然れども遷延曠日なれば國家の事愈不可復正邪氷炭終に兩立すべからず天に號て哭泣敢て密啓を以て尊威を犯し奉る所以に御座候臣等謹按に事物に大小の別あり理勢に大小の分なし天下の大と一國の小と以て異なることなし癸丑戊午以來天下の形勢は不及申壬戌四月以後の儀は天幕の御周旋其間に御親歴被遊候得ば事體之得失素より御洞知被遊

聖天子確定之叡念幕府苟偷の處置薩會矯偽の奸人心歸向の方一々御了覽被遊候事に御座候得ば縷々不及申上但去年八月十八日の變は正邪眞偽の大關頭に御座候得ば篤と御熟思被遊候て今日御兩國の御處置不費多言分明に御座候半と奉存候今日防長形勢は則ち去年八月以後天下の形勢と毫釐の異も無之御兩殿様去年八月以前の眞勅を御確守被遊薩會奸賊の流に御染不被遊候得ば臣等今日に至り御兩殿様去年以來の御誠意を棄て邪黨擁蔽の言を奉ずる事能はんや獨り奉ずる能はざる而已ならず我君上をして御祖宗様以來の御正義廢して一時の妄擧となり千秋の御名義亂れて天下の物笑となり上聖天子に辭なく下萬世に辭なく中天下の有志に辭なからしむ臣等たとひ奉ぜんと欲すとも豈可得哉先般以來十數の上疏追々尊覽を瀆し奉り候儀と奉存候其條目一に曰三大夫を處するに寛宥の典を以てす二に曰武備を整修して奸賊を拒ぐ三に曰政府の委任を專にして讒邪を防ぐ四に曰岩國の周旋を止て政柄を正す五に曰山口へ御歸被遊候て人情を定む六に曰俗論を退けて國是を建つ其大要を總て言は



唯不失名義の一語に有之候此等の議論喋々奉建白候程之儀にも無之今日國難の時に當り應援之可恃なく獨立の名義を頼み兩國を死地に陥れ候儀は無策の甚敷ものにして土地を割き大臣を戮し首級を獻じ仇敵に媚び君上を不義に陥れ一身の苟安を謀る如きの奇策妙謀あるにあらず正義の無策を棄て邪説の妙策を取り目下の近害を遁れ太平の故習に返す事誰か是れを悦ばざらん今日一國の人皆其説を主張する事其理なきにあらず獨り如何せん天下の名義萬世を経て亂るべからず百代の公義一時を以て易ふべからず若し徒らに一時の利害而已を計らば馬關の攘夷も無策の甚しと謂ふべし昌平偷懦の人を驅馳し器械兵備の恃むべきなく五州萬國の強虜を引受け堅大機速の砲舶に向ひ萬勝算なきは不待智者而知候得共神州不磨の國是眞正無私之叡慮を奉じ斷然御勇決被遊候御誠意たひ敗亡を致し候とも天地神明に不愧候御所置萬々可被爲立知て爲之者萬不得不爲之理あるを以て而已楠公の智楠公の略を以て豈南朝の終に不可保を知らざらんや前に武家可愛の利あり後に官家可恃の故なし其身

湊川の霜と消る而已ならず其子を留め其孫其族を留め全家の血肉を以て殉國の枯骨とす其所感激南木尊座の一夢而已其依恃する所は正統名義の一路而已其心其事素より御兩殿様の御欣慕被遊候處と奉存候延元帝有爲の志千載に超出被遊候得共尙女寵嬖幸之御惑有之楠公の策被用され共不負朝廷猶且如此今日聖天子の御聰明大有爲之御雄姿乍恐延元帝に御勝れ被遊候得ば薩會壅蔽之雲霧宇宙に彌騰すと雖ども天日赫々未曾一分之缺蝕も無之不知者は薩會の壅蔽を以て坊門清忠に比す喩を引義を失ふの甚敷に候眞天子之眞叡慮御動搖有之候歟と疑ひ奉る者も有之候へども臣等を以て觀るに薩會之奸は尊氏兄弟北朝を擁立して朝敵の名を遁れ正統を排擯するの故智を踐み近日に至り獻毒の逆計を逞ふせんとす是以叡慮之御動搖無之を知るべし御兩殿様楠公の時に御遭逢被遊候へば尊氏兄弟の願使に隨ひ北朝に御媚可被遊哉三木一草干戈を輦轂の下に動かし北條氏を亡し楠和田新田諸公屢京師を攻焚し足利氏を討し候へども朝敵の名は北條足利にありて南方の諸公にあらず今日の南朝は去年八月

以前の叡慮にして八月以後の偽勅は即ち昔日の北朝なり七月京師の事名づけて暴動とも可申候得とも其由て起る處は去年八月の變にあり其本を論ぜずして其末を論ず可んや楠公以下を指て朝敵とするものは足利氏の私言にして萬世の公論に非らず然ば今日征討の兵薩會の姦謀にして眞正の朝命にあらず楠公朝敵の名を受とも死して北朝に従はず御兩殿様征討の兵を受とも豈眞正の叡慮に逆ふべけんや薩會獻毒の邪謀豈北條氏流帝之逆計に劣らんや要之京師之變は去年八月に起原し八月の事は眞偽の大關に御座候若八月の事由御兩殿様に有之候は今日の至るを待たず御改被遊候半苟も薩會の矯勅に出で御兩殿様の御過ちに無之候はゞ何ぞ俄に今日の御變動有之候半哉今日に至り國是御變動有之候程ならば八月以前叡慮を御奉じ被遊候も御過りと可申哉七月の變一時の暴擧に近く御恐縮被遊候段御誠意之所在誰か思召を體し奉らざらんや既に三大夫御除き相成乍恐御兩殿様深く御愼被遊候得ば御誠心は天地鬼神に要質して愧る事なし此上は武備を充實し矯勅の奸賊を御拒被遊候事御當然と

奉存候若し内に防戰の用意し外に恭順を表しては御誠意の至極にあらずいくまでも敵の蹂躪に任せ御至誠を御表し被遊と申候は止戰媾和一時の權謀と被仰出候一時の權謀は御至誠にあらざる歎然は紛紜の議を用ひず去年八月の事を以今日の御所置は決定可仕と奉存候唯此所より御擴充被遊候はゞ前段申上候個條一々不及辯說御措置之方難立事は有之間敷況んや形勢を以て人を嚇し實を畏れて虚に乗るの外寇何ぞ畏るゝに足らざらんや況や名義消滅の可愧は外寇の可畏より甚しき者をや八月十五日同晦日被仰出候御直書を以て御兩殿様御決心の御雄斷乍恐奉伺候處豈圖らんや邪說の壅塞愈甚く國事終に今日に至る死者復生すべからず生者は悉縲紲に在り臣等至愚の性踈遠の身乍恐畏怖疑惑之心を生ぜざること能はず痛憤悲涕控告する所なし臣等區々の微誠御前に不達候ては死すと雖ども目を瞑せず一同丹心を吐露し萬分の鴻恩を報ずるを得候はゞ生前の本懷不過之奉存候臣等敢て暴亂を好むに非ず犬馬の至情を御垂憐被下置候様不堪懇願奉存候先般以來於御國是決御變動不被爲在候段

度々被仰出欣躍恐懼の至奉存候臣等區々の心に於ては敢て不奉疑候得共至愚の性疎遠の身耳目の見聞する處道路之誦説する所畏怖之心なき事を免れず今は備前肥前筑前對馬大村平戸柳川の諸藩猶且爲御國憂を抱き候萬一英傑の主勇斷の君天下の爲めに奸賊を除き御國の爲に邪黨を斃し天日の光明を捧げて雲霧の昏迷を拂ひ候はゞ乍恐御兩殿様何の辭を以て天下に御謝し可被遊哉其時に至り讒邪の頭顱數百を懸示候とも御國辱を難洗と奉存候無策の策却て妙策に勝り候儀も可有之哉臣等情事切迫言語詭激不知忌諱罪當萬死謹上疏俟罪

甲子十一月

奇	兵	隊	中
御	循	隊	中
膺	懲	隊	中
八	幡	隊	中
遊	擊	隊	中

其外同志者中

晦日讚岐守登城兩公に謁し當職諸老臣を會して事を議す蓋し諸隊の事に關するなり

此頃曩に上坂せる岩國藩士境與一郎の歸藩に際し高崎が境に與へたる書并に小松高崎より吉川氏に寄せたる書は京坂の事情及び西郷等の意中を見るに足るべし因て茲に附記す福井は境の假名なるべし

(高崎の書)

御別袂後御起居如何と奉案候定て御無事御着と推計仕候二に小生無異條罷在候間御降念可被下候然ば昨日貴君御立後藝州より急飛到來巨細御宗藩之事共相分り彌三大夫首級御指出御歎訴之道も相立先は此にて居合は付候姿に御座候得共浮浪之者五六十人御宗藩人數六百人餘五卿を押立上之關邊に屯集之由依之色々議論も紛起候へ共此位之事は有か當然尤之事に候諸藩よりも手を盡し説得候得ば左程之難題にも相成申間敷安堵仕候様西郷より申遣申候左様御承知被下度且貴君御上京之事少々會邊へ相響き候鹽梅にて間

牒共相用候姿薄々相聞申候若萬一之變事共有之候ては甚面倒之至に御座候に付一寸も早目御乗船御歸國被爲在度候右之大略奉得貴意度如是に御座候勿々亂筆御推讀可被下候恐々不盡

霜月二十七日

高崎 拜

福井 君

(小松高崎の書)

今般御宗藩云々之御所置逐一拜承誠に御苦心萬端難盡筆紙御儀と奉恐察候是も偏に閣下御盡力諸事行届候故を以程能居合相付皇國之御爲無此上御誠忠と深感服仕候猶此末折角公平之御所置奉仰冀候且亦境氏より縷々結局處置之事件に付承知之趣有之是は譬無御頼共皇國全體之爲十分盡力仕候一定之國論に御座候間左様御安堵可被遊候書外入組之事情は境氏へ附託仕候間御聞取可被下候先は此段奉得尊意度如此御座候誠惶頓首

霜月念六

高崎 兵部

岩國明公閣下

小金帶刀

松

第二十五章 元治元年冬期の毛利民 (其四)

吉川監物への贈物○毛利隱岐の廣島行○巡見使入國の豫告○吉川監物の廣島行○五卿移轉事件○薩筑の盡力○正俗調和論○赤根武人○西郷の馬關行○五卿渡海の期日○西郷の廣島行

十二月朔佐伯丹下を岩國に遣り施條銃五挺蒲鋒一筐を吉川監物に贈る頃來の勞を慰するなり三日諸臣を萩城に會し總督府の令達を示す三大夫以下處刑の事五卿及び諸藩浪士移轉の事山口城破却の事二公自判謝罪書奉呈の事等を記せる十一月十九日の達書なり總督府は此月五日を期し從軍諸藩の代表者を廣島に會し善後の處分を議せんとせり故を以て公父子の服罪書を得んとし督促甚だ急なり三日毛利隱岐其采地を發し五日廣島に入り即夜總督府に到り成瀬隼人正に面す大目付永井主水正目付戸川鉾三郎尾州執政田宮如雲千賀與八郎小瀬新太郎尾州目付小笠原辰藏國事掛長谷川總藏藝州老臣辻將曹等皆席に列す隱岐乃ち進で謝罪書及び請書を上りて使命を終へ六日廣島を發して岩國に監物に見へて采

地に歸る後ち公其勞を賞す始め此書類は桂主馬山田左門をして總督府に上らしめんとせしも老臣を要することとなりたるに期日既に迫れるを以て毛利隱岐をして直ちに其邑より往かしめ且つ隱岐の老齡なるを以て復命の式を略し其邑に歸らしめたり

(呈書の二)

私家老益田右衛門介福原越後國司信濃去七月於鞏下騷擾之始末深奉恐入候右に付三人之者禁錮申付御差圖を奉侍候處却て過慮に相當候儀と奉存此度嚴刑に處し首級奉備御實見候并參謀之者一同斬首申付委細吉川監物を以申上候通御座候全私共父子平常之緩せ罪科難遁依之寺院蟄居恐懼罷在何分之御沙汰謹で奉侍候以上

元治元甲子年十一月

毛利大膳  
毛利長門

(其二)

先達て戸川鉾三郎殿より被仰渡候御追討之御主意之趣に付吉川監物を以申出候謝罪之廉々は御座候得共猶私父子奉恐入候次第自判之書面を以早々可申出

旨被仰渡謹で奉畏候以上

十一月

毛利大膳

(其二)

一、三家老之首級奉備御實檢并參謀之者共斬首仕候儀も御聞届被成下五卿方猶右御附屬之脱藩人等始末之事

一、山口之儀は新規修築之事に付破却之事

右之廉々吉川監物へ被仰渡之趣謹で奉畏候以上

十一月

毛利大膳

十二日藝州使臣植田乙次郎深町三郎右衛門總督府の命を齎して岩國に來り近日將に巡見使入國の事あらんとすることを告ぐ

(總督府の命)

今度長防鎮靜見届の爲め前大納言殿名代として家老石河佐渡守御目附戸川鉾

三郎其外役人被差向候間道路休泊飼料并繼人足等差支無之様取計有之度且道

筋案内之者差出有之候様致度候尤道筋等新規修造に不及其餘馳走ケ間敷儀決て無之様致度候事

十二月

既にして使節石河佐渡守戸川鉾三郎等一行五百六十餘人軍装山口を経て萩に到らんとすと傳ふ監物之れを聞き防長の面目を失し且つ人心を激動せんことを憂へ十三日急に岩國を發し十四日藝州井ノ口に到り十五日石河佐渡守戸川鉾三郎に面し萩行の中止を請ひ已むを得ずんば軍装を解て入らんことを請ふ監物は其子或は弟を質とし誓書を出し萩城下其他末家一般の別意なきを證し以て萩行の中止を請ひしも總督府終に之れを聽かざりしと云ふ石河等終に平服萩に入るを諾せり而して來使の期益迫るや萩政府先づ迎使の準備を爲して以て之れを待つ

此時に方り五卿の移轉は解兵の一大重要案件たり薩筑二藩は總督に對し其遂行を保證せるの位置に立ち殊に筑藩は五卿を迎へて之れを五藩に分配するの命を受けたるを以て最も力を此に盡せり此月朔日筑前藩使越智小平太眞藤登喜多岡

勇平等長府に來て五卿に謁し又諸隊領袖の間に周旋し無事に渡海を了せんことを謀れり是れ皆薩筑の協議に基けり其説く所五卿一たび入筑すれば薩筑等は五卿及び長藩の爲め決して不利を謀らずと言ふに在り而も五卿容易に應ぜず諸隊亦之れを拒む

(同天實記十二月朔日)

筑前使者越智小平太眞藤登北岡勇平三人來り候て水野丹後兩人にて面會いたし候處三使之趣意は五卿様方御身上事にて天幕之命を以て薩兩肥兩筑五藩へ御預けに相成筑前へ御受取可申若も手に餘り候節は兵力を以て受取候様にと之事表向は左様に候得共裏面は決して左様に無之薩大島三右衛門筑前正義黨等申談筑前御引取に相成候上は御復位御復職等周旋有之筈乍併右表向通之書付にては長州家武威にも致關係候事故諸隊有志輩承引無之譯と申答居候處果て諸隊共居合不申候也尙諸隊之面々三使も對面し篤と長藩の心事酌取吳候様にと堂々議論有之候事三使も感服致候由なり引取候て三使共は五卿方御轉座

御得心にて被遊候哉否御内情承に參り候段申上候事此節は尾州前大納言殿長藩征伐之總督にて藝州に滯陣石州口邊合て中東國之諸勢出張越前侯副將にて小倉に出張九州之諸隊皆小倉に滯陣なり實に長藩は切迫至極

(同上二日)

水丹と共に三使に面會候て五卿様御内情申諭候先づ山口新城廢し候事無之長侯父子御退隱無之平常之通京師公卿方無殘御慎解御平常之通りにて向後五卿様御身上に及候様薩筑御周旋有之度長藩にて京師暴動之事君公御父子之知候事に無之畢竟爲皇朝に盡力候より起り候事にて三大夫と雖ども強て可惡事無之候得共九門内にて不容易暴動に及候事故嚴重の處置致候て謝罪之道相立候事故最早御寛大之御處置に及候儀當然にて可有之且薩筑眞に正義に有之時は於京師御慎之公卿方御慎解等は甚以て致し安かるべく其上ならでは筑前へ御遷座被遊候事不相成段申諭候處三使も承引にて北岡は本國へ二人は藝州總督府迄其段爲申達今日發足候事

## (小倉在陣日記三日の條)

昨二日喜多岡勇平長より歸る右勇平儀は去月二十七八日比長へ罷越三條家諸大夫代り土州脱藩人士方楠左衛門久留米同水野丹後と申す者へ面會五卿筑へ被移候儀說得申入候處兩人より三條家へ申達其後五卿も對面し何分萩へ申談可相答旨にて過半聞入にも相傾候處過激輩承り勇平方へ押懸來り追々談判に相成候處過激輩暴論に及び迎も喜多岡の力に及び兼候付此段申候爲め罷歸候由にて勇平は此表にて大島吉之助へ相咄夫より福岡表へ罷越美濃守様へ申上尙思召相伺勇平同道致し長へ被差越候越智小平太進藤登兩人は督府へ罷出候て尙藝州よりも一説入れ候はゞ可然と申上候筈之由薩よりも一説入れ候て可宜と存候付大島吉之助方へ長へ參候様勇平より申越候得共追々之勢却て吉之助へ激徒申募及殺害等之儀出來致候ては不相濟と存又々勇平より止め越し候由過激輩は昨今にては髪も延し候て長さ肩を過ぎ眼色は血走り死を決候氣色にて官軍を賊軍四方に參り候様子など、申口氣にて候由勇平申候は兼て尊王攘

夷主張致し候者が只今官軍に手向候ては尊王之道如何と申候處いや昨年八月十八日以前之叡慮は眞の叡慮にて其後之儀は總じて奸賊輩之所爲故叡慮も叡慮ならず官軍も官軍ならず總て賊軍なりと申候勇平又申候は當時四方より大軍に被圍纒の人数にて勝算は如何と申候處皇國の爲死を決候者勝算は不入死を致すのみと申候てとても話は落合候様子無之由

## (持危勸解)

此節貴藩より五卿方始め弊藩の義迄被取扱候は忝候得共薩賊と同意し且諸軍の圍も解けざるは謀計有べきかと疑惑すと論じ又吾等の君は朝敵と稱せられ姦臣雍蔽致し佛寺に蟄居せらる故に五卿方推立されば恢復すべき様無之に尊藩に移され候ては是れ骨髓まで抜かるゝと云もの也此情實推察有べしと申述候間如何にも可憐次第に付後日處置あるべしと思慮し三人にて多人に程能く應接しければ鷄鳴に及びて辭し去れり

三日筑藩月形洗藏早川養敬等五卿を功山寺に訪ひ頻に移轉の事を説く三條卿書



を賜ひ長藩内訌未だ收まらざるの今日容易に進退することを得ざるの意を答ふ

(三條卿の書)

此方共身上之儀に付美濃守殿御口上之趣逐一承知候不肖之身乍不及奉安宸襟度微志に有之候間天下之御爲に付てはいか様共進退可致候然處於當藩此際内輪紛亂之次第も有之有志之者共殊の外動搖に付鎮靜致候央此方共相去候はゞ彌可及沸騰も難測皇國之御爲にも如何と心痛罷在候且又大膳家來京師舉動之儀に付既に三老臣初加嚴刑奉謝候上は父子退隱等之儀に不及寛大之御處置に相成候はゞ人心感激國情平穩に可至と被存候間右之事情御推察御周旋有之度候宜相含盡力頼入候事

十二月三日

(小倉在陣日記四日の條)

一、筑前月形仙藏筑紫衛今中作兵衛月形家臣淵上三平と申者一昨二日長へ赴

き候由右仙藏申候は迎も今度之儀喜多岡勇平輩之力に及ぶべきに非ず今度仙藏罷越候以上は何分説得可致旨にて右勇平罷歸候と行違ひ出掛候由今日右仙藏同藩の醫先日より長へ入込居候早川養敬と申者相返し申越候は仙藏より五卿へ申越候儀土方楠左衛門は不快に付水野丹後を以申入候處五卿には隨分承知候處過激輩不承知故返答難相成旨依て仙藏申候は過激輩より五卿に離れ兼五卿にも過激輩を放し兼られ候處より見候へば君臣同様と申もの左すれば臣下は君之命に従ひ可申儀天下鎮靜に及候儀にて五卿御承知之儀右家臣同様之者彼是申候迎皇國の御爲を被思召詰候儀内決答相成兼と被申は如何と存候右様思召に不從者は差置五卿の御英斷を窺度段申入候處評議の上五卿へは筑前へ可相移併夫より五卿相分れ候儀は何分迷惑に付一所に移居致度旨返答相成候に付左すれば御承知之儀書付を以御達被下候様申候處別紙之通相渡候由過激輩又々仙藏方へ面會に罷越候へども五卿へ申上置候儀有之右應接不相濟内は面談難致旨申斷居候由今四日より面會可致哉之由

## (月形傳の一節)

長藩首唱の老臣參謀を罪したる等の擧にて謝罪の効あらはれたれど諸公尙ほ此藩に寓居し給へば諸藩遠く圍みたり此時を失はず西渡し給はゞ解兵に及ぶべし皇國の爲め一旦の屈辱を忍び時を待ち誠心をして九重に貫徹し給へ若西渡を拒み給はゞ天下の歸望せし尊體の安否も如何あらんやと懸念する所なれば五藩總督の命に従ひ迎へ奉るも天下の爲に謀るなりと告げ又幕吏は長侯城を致し五卿を縛して軍門に降らば解兵すべしと論じ候得ども總督は専ら皇國の爲を體認し長藩恭順し五卿轉移あらば兵を解くべしとの意なり今入伐せんとする數萬の諸藩兵は皆仇と見給ふべけれども共に皇國の民なり彼此之兵鋒鏑に罹り寒凍に逢ふの苦みを免るゝと免れざるとは諸公の一度海に在り解兵の後には徐ろに長藩寛宥の處置を圖るべし是れ薩藩同論にて力を盡す所なりと述ぶ

會、五卿隨從の士寺石貫夫石川誠之助の假稱ならん早川養敬と與に小倉に至り西郷に面して

五卿の移轉は解兵の後ちを待たんことを冀ふの意を述ぶ

## (小倉在陣日記四日の條)

一、今日土州脱藩人當時三條初へ附屬之寺石貫夫と申者早川養敬供に成小倉表へ來り薩之大島吉之助へ面會今度三老臣之首級等も差出候事故此上は大膳は隱居長門へ家督に相成候様周旋致吳られ申間敷哉と申聞候付右は迎も出來之儀に無之旨申聞候處寺石又云五卿筑前へ被移候儀唯今の如く四方より兵を以て圍居候内は兵威に恐れ他へ移候様にては如何にも殘念に付兵を被解候上に致度由に付吉之助答是は隨分兵を解候上一所に五卿筑前へ被移候儀に候はゞ周旋も出來可致旨申聞候由依之貫夫も精々盡力可致旨にて即夕罷歸候付吉井幸輔送り行候由

時に奇兵隊總督赤根武人は萩政府と調和の意ありて萩に赴く五卿附隨の士亦調和説を賛する者あり此事一たび行はるれば五卿は容易に移轉を諾せんとするの狀あり月形早川等乃ち此方針を持して盡力し以て五卿の移轉を遂行せんとし筑

紫衛淵上郁太郎をして萩に赴かしめ月形早川等馬關に止まり諸隊領袖及び五卿  
 附屬の士と交渉甚だ力む同天實記に曰く七日晴今夕月形洗藏盟主に筑紫淵上の萩に至る  
 や七日公之れを天樹院に見る宍戸備前毛利筑前毛利能登毛利伊勢井原主計志道  
 安房等皆席に陪す二使頻りに前田孫右衛門檜崎彌八郎等の再用を勸説す公毛利  
 宗五郎毛利讚岐守當役老臣等を城中に會し二使の説に就き議せしむ而して萩政  
 府の狀況固より此等の説に従ふべきに非るなり

(持危勸解)

隊中も尤と聞得候者も出來候て隊中依頼の前田孫右衛門檜崎彌八郎等姦人の  
 爲に被幽囚既に危迫之由に候間筑前より周旋は協ふ間敷やと歎願之者有之候  
 間申合筑紫衛淵上郁太郎同行萩に罷越天樹院にて大膳様へ謁見致し尊藩尊攘  
 之儀貫徹不仕被稱朝敵候に至候得共一藩も其是非辨明不仕候處薩藩のみ是迄  
 の儀遺恨に不存候て弊藩申合尊藩の御爲致心配長防二州削土無之様總督にも  
 申出候又諸隊は守正氣候て爲國之意に候處一筋に妄論とて御見棄有之候者薩

筑に於ては甘心不仕候何卒只今御咎之前田孫右衛門檜崎彌八郎等御免にて諸  
 家説諭薩藩應接被仰付候はゞ何方も鎮靜いたし御本意も可貫徹と奉存候趣申  
 述候處客室にて饗應之上贈物有之寺内彌次右衛門を以て前田等は尊攘之大義  
 失候て今日之形勢に至候に付四境解兵迄は難致處置旨返答有之

八日赤根武人萩より長府に歸り調和論を以て頻に諸隊の領袖を牽制す同日萩政  
 府讚岐守に托し長府に赴きて以て五卿と諸隊との間に斡旋せしめ宍戸備前志道  
 安房梶杜駿河天野九郎右衛門兼重淳輔宮城直藏等を馬關及び長府に分派す共に  
 五卿西遷の要務に非るはなし讚岐守安房等の長府に入るや十日諸隊の士安房を  
 其旅舎に訪ひ論難す十一日安房諸隊總督を召集して之れに諭告す同夜西郷吉之  
 助小倉より吉井幸輔税所長藏と共に密に馬關に至り月形早川等と會して謀議し  
 直ちに小倉に歸る西郷の書翰中に此時諸隊の長官等にも逢ひたりとのこと見ゆ  
 るも其人は詳ならず前にも云ふ如く是れ蓋し赤根等ならん

(小倉在陣日記)

薩藩西郷吉之助本陣へ罷越左之趣申聞候毛受鹿之助堤五郎市應接

去二日筑前月形洗藏同道にて罷越候同藩筑紫衛萩表へ罷越家老并大膳へ面會にて萩政府と過激輩と調和の上五卿早速引渡可申旨申述候處返答には過激輩と調和之事今更不相叶是非萩より人數差向討取可申旨申聞候て更に落合不申依之衛儀は一昨九日無是非赤間關迄引取候由右に付今十一日朝筑前藩林泰と申者同藩早川養敬より西郷吉之助への書狀持參早速馬關迄渡海致吳候様左候へば月形洗藏面會激徒應接之模様且衛萩表へ罷越候次第等可申聞に付時宜により岩國并廣島督府へも參吳候様申來り右に付吉之助は今夕馬關迄渡海之由

翌十二日月形早川の二人共に五卿を功山寺に訪ひ略し西郷等と謀る所を告ぐ五卿乃ち書を月形等二人に寄せ更に西郷の岩國に赴き幹旋の勞に當らんことを囑せり

(五卿の書)

西郷吉之助へ極密談合之件々委細聞届候當藩内輪之紛亂鎮靜之効驗相立次第

筑藩へ渡海之儀令決定候付吉之助儀早々出帆岩國へ立寄り反正之説得相立藝州へ罷越此上精々周旋致吳候様通達頼入候事

十二月十二日

月形洗藏へ

早川養敬へ

此に於て月形急に早川を小倉に遣はし西郷に就て謀らしむ西郷猶ほ五卿に説き西遷の日を期して約せんことを求む早川其議を齎し直ちに馬關に歸る

(小倉在陣日記)

一、朝長谷川仁右衛門御本陣へ罷越し筑前早川養敬先日下ノ關月形洗藏方へ罷越居只今小倉表へ渡來にて面會候故同道致し直に薩の西郷吉之助吉井幸輔方へ罷越す右は五卿の一件なり五卿と申候は近頃長州の内にて奇兵隊之者萩方と五卿附屬方と二ツに相分れ萩方にては附屬の者は是非討取可申と申募候勢就ては戦争近く相始り可申右之次第に候を打捨他邦へ相移候儀難致依て別